

「レイベリング論」から「相互作用論」へ(2) :

レイベリング論の自己増幅過程*

南 保輔

* 本論は、東京大学大学院社会学研究科社会心理学専門課程の修士論文として、1983年度に提出したものである。今回、表記関係の最小限の変更留めて、発表することにした。全体で5章構成のうち2011年の第22輯(南2011)に2章までを掲載した(以下の目次参照)。本号には残りを掲載する。文献リストは当初、雑誌『ソシオロギス』推奨のもの(ソシオロギス編集委員会1983)に依拠して作成された。南の最近のスタイルとは若干違うところがあるが、修正は最低限とした。

目次

序

1章 社会問題の系譜

1節 社会問題論の方法

- 1-1 説明レベル
- 1-2 過程重視と構造重視
- 1-3 「定義が理論を決定する」

2節 アメリカ現代社会学の歩み

- 2-1 アメリカ社会学の確立
- 2-2 科学としての社会学の探求
- 2-3 理論・調査・応用の相互関係
- 2-4 専門分化の進展と大震動

3節 レイベリング論以前の社会問題論

- 3-1 社会病理パースペクティブ
- 3-2 社会解体パースペクティブ
- 3-3 価値葛藤パースペクティブ
- 3-4 逸脱行動パースペクティブ

2章 レイベリング論の登場

1節 レイベリング論の自然史

2節 レイベリング論の源流

- 2-1 悪の劇性化: Tannenbaum
- 2-2 第二次逸脱: Lemert

3節 初期のレイベリング論

- 3-1 Beckerの『*Outsiders*』
- 3-2 遡及的解釈: Kitsuse
- 3-3 逸脱の機能: Erikson
- 3-4 Beckerの初期「レイベリング論」
評価: 『*The Other Side*』
- 3-5 レイベリング論の精神病への適用:
Scheff

4節 「レイベリング論」に対する初期の批判: 内在的批判

- 4-1 「新しい概念»: Gibbs
- 4-2 「レイベリング」論者: Bordua
- 4-3 過程重視の立場からの批判: Akers
- 4-4 「レイベリング論」に基づく実験研究: Alvarez

注(2章まで)

(以上, 南2011)

(以下、本号)

3章 「レイベリング論」から「相互作用論」へ

1節 バイアス論争

1-1 “Whose Side Are We on?”

1-2 「福祉国家の社会学」

2節 因果モデルとしての定式化

2-1 Scheff vs. Gove 論争

2-2 「レイベリング論」の自己成就

3節 「レイベリング論」から「相互作用論」へ

3-1 集合行動としての逸脱

3-2 逸脱の相互作用論

3-3 感受概念としてのレイベリング論

4節 相互作用論

4-1 相互作用論の前提

4-2 基本反応プロセス

4-3 分析レベル

4-4 逸脱プロセスに影響を及ぼす諸要因

5節 他理論との関係

5-1 現象学的傾向

5-2 機能主義と相互作用論

5-3 葛藤論的モデル

6節 相互作用論のインパクト

4章 「現象」としてのレイベリング論

1節 レイベリング論の背景

1-1 社会運動としてのSSSP

1-2 雑誌『*Social Problems*』

1-3 レイベリング論の時代

2節 犯罪学へのインパクト

2-1 統制論への挑戦

2-2 非犯罪化論

3節 社会問題概念の変遷

4節 レイベリング論の意義

4-1 文化的解放

4-2 解決策の検討

5章 自己成就的予言

1節 レイベリング論の論理

2節 自己成就的予言

3節 予言の諸類型

4節 レイベリング論再評価

5節 相互因果性とレイベリング論

6節 形態生成と形態均衡

結語

注(3章以降)

文献

・引用文中の強調は断りのない限り、原著のものである。また()は原著者、[]は引用者による注である。

3章 「レイベリング論」から「相互作用論」へ

1960年代前半、各人独自の関心から発展された社会的定義としての逸脱把握群は、批判者たちの手により「レイベリング論」とひとつの学派を形成するものとして扱われるようになった。この「レイベリング論」に対して、さまざまな人がさまざまな立場からさまざまなコメントを行った。原典に忠実に社会的反作用の重視に共通性をみているうちは良かったが、次第に「レイベリング論」という名称がひとり歩きするようになった。レイベリングを説明変数と考える人びとが現われたのである。この動きに対して、「レイベリング論者」は「レイベリング論」というラベルを嫌って「相互作用論」者と「自己定義」した。

本章では「レイベリング論」のバイアス性論争に続いて、因果モデルとしての「レイベリング論」批判を紹介し、これらの批判にこたえるかたちで「レイベリング論」が「相互作用論」へと移り変わっていった経過をたどってみる。

1節 バイアス論争

レイベリング論へのコメントを分類、検討したConover (1976)は、30近い文献の批判を8つのグループに整理してそれぞれに回答を与えている。⁶⁷⁾しかし著者は、レイベリング論の全貌、とりわけ相互作用論への移行を説明するためには、批判を大きく3つに分けて考えるのがよいと思う。

まず(1)内面的・建設的批判である。これは、反作用との相互作用において逸脱を捉えるレイベリング論の立場を理解した上で、その不十分な点を説明してさらに発展させようというもので、2

章4節で取り上げたGibbsやBordua, Akersがその例である。

(2)原因論にまつわる批判がある。逸脱の原初的原因を論じないとしてレイベリング論を難じるものの他に、レイベリングを逸脱の独立変数とする「レイベリング論」の仮説をつくって検証しようとするものもある。ここでは「原因」をどう考えるかが問題となる。

さらに(3)レイベリング論のもつバイアスを批判するものがある。これには、価値中立を侵し負け犬(underdog)にくみするものという保守からの攻撃と、中間管理職攻撃に終始するレイベリング論は結局体制護持的に作用することになるというレフトからのものと、左右両翼からの批判がある。

すでに(1)は検討済みなので、本章ではまず(3)を取り上げ、次に(2)についてみていく。

1-1 “Whose Side Are We on?”

Beckerは、社会問題研究学会の1966年総会における会長講演で「われら、どちらの側に立つべきか」と問いかけた。この問いは、参与観察という手法を用いてアウトサイダーの研究を行ってきた彼にとって切実なものであった。彼は、「逸脱研究において中立な立場で調査を行うのは不可能であり、そのためどちらの側につくかが問われることになる」と考えた(Becker 1967: 239)。

Beckerのみるところ、社会構造は階層的(hierarchical)であり、信頼性のヒエラルヒー(hierarchy of credibility)が現代社会の中に厳然と組み込まれている。この結果、ヒエラルヒー中に葛藤や緊張が存在するのにそれらがおおっぴらにされないとき(これをBeckerは無政治的(apolitical)と呼ぶ)にも、逆に政治的にこれらが公然と表明される場合にもバイアスが生じてく

ることになる。上位者 (the superordinate) の方が下位者 (the subordinate) よりも状況の全体像をよく把握していると前提され、上位者のことが調査において鵜呑みにされるのが無政治的な場合である。しかし、上位者が自己に有利なようにそをつくこともあるわけで、それは下位者の側から見たときにこそ明らかとなる。葛藤の存在が自明視されている政治的な場合には、上位者と下位者のどちらの主張する現実を研究の素材として選択すべきかすら定まらない。

従来、無政治的バイアスよりも政治的バイアスの方が軽視されがちであった。それは第1には社会学者が信頼性のヒエラルヒーを考慮に入れており、状況には少なくとも2つの側面があると理解していたからであり、第2には社会学者たちがたいへい政治的にリベラルだったからである。ゆえに、負け犬の側に立つ調査が多くなされてきた。無政治的な場合には常識的視点をとることで上位者の側に立ち、政治的な場合には下位者の側に立つことになる。社会が階層的構造をしている以上、研究する際に社会学者はある立場をとらざるをえないと Becker は主張する (Becker 1967: 239-244)。

G. H. Mead のいうように、「社会を理解しようとする科学者は、その状況に対するパースペクティブを得るために十分に状況へはいりこまねばならない」のであるから、ある立場に立たないとするのは不可能である。では、ある立場をとることにより生ずる歪曲のために、研究は妥当性を失ってしまうのだろうか。Becker は、「われわれの不可避な同情 (sympathy) が、結果を不当なものにしてしまうことはない」と答える。センチメンタリティを回避して理論と技法を公正に使用するなら、探求されている事実を組上に乗せることは可能であるという。ここで Becker がセ

ンティメンタルというのは、科学者が当然問題があると考えられる事柄の探求を拒むとき、とりわけそこで実際に生じている出来事を知らないでいようとする状況である。つまりセンチメンタリティの回避とは、自分の同情する信念が誤っているときに、それを明らかにしうような公正な仕方技法や理論を適用することである。

状況を上位者と下位者という関係において捉えると、その連鎖は果てしなく連なっている。犯罪者と警察官、警察官と警察署長、警察署長と法定者である議員、議員とロビイストと延々と相対化が可能であり、社会のすべての側面を同時に研究できなければ研究ができないということにもなりかねない。この循環を断つためには、自己の研究結果の限界を知り、正しい応用範囲を設定することが必要である (Becker 1967: 244-247)。

個人的、あるいは政治的コミットメントに従ってある立場に立ち、歪曲を避けようように理論と技法とを公正に使用し、結論の適用範囲に注意し、信頼性のヒエラルヒーをあるがままに評価せよ。

(Becker 1967: 247)

Becker は、研究者のとるべき態度をこのようにまとめ講演を締めくくっている。この講演で主張されている立場への批判は左右両派から寄せられている。Gouldner (1968) が左からの批判の例だが、これは次項で扱うことにして、右からの負け犬偏向という批判を以下にみていこう。⁶⁸⁾

2章の4-2でみたように Bordua は、反作用者の行為のみに逸脱者の運命をゆだねるので、負け犬イデオロギーとなりがちで、社会統制が逸脱経歴の安定に貢献するという負の側面しか取り上げない、とレイベリング論を批判した。たしかに

従来 of 逸脱観、つまり規則を自明のものとしてこれに違反する行為を逸脱とする立場からすると、レイベリング論は挑戦的なものと映るだろう。しかし、これは事態をあるがままに見た結果なのだと Becker はいう。

私は、社会学の対象は集合行為 (collective action) であると考え、Mead や Blumer が指摘したように、人びとは一緒になって (together) 行為する。他者が何を過去に行い、現在行いつつあり、将来行うか、を見ながら人は行為する。このような人びとの適応行為すべての積み重ねが集合行為である。
(Becker 1973: 181-182)

人間の活動すべてが集合的であるのだから、逸脱もまた集合的である。逸脱を解明するためには、申し立てられた (alleged) 逸脱のエピソードになんらかの関わりをもつ人全員を考慮しなければならない。当然、規則制定者や規則執行者という社会統制側も研究の対象となる。ここにバイアスを見る人こそ Becker にとってセンチメンタルな人なのである (Becker 1973: 194-197)。

1-2 「福祉国家の社会学」

Alvin W. Gouldner は、価値自由の社会学を神話だとして一貫して批判してきている (Gouldner 1962; 1970 = 1978) が、この神話が新たな感情中立性 (sentimental free) の神話に取って代わられる危険性を Becker の演説の中にもみる (Gouldner 1968)。

Gouldner は、Becker が「どちらの側に立つべきか」と問いかけ、負け犬の視点をとることの長所を訴えながらも、自ら負け犬の側に立つと明言しえなかった理由として次の3点を考える。

(1) 理論と感情⁶⁹⁾との葛藤。レイベリング論が母体とするシンボリック相互作用論は、その時々の研究対象に応じて視点を変化させ、時には規則制定側の視点をとることもあるが、レイベリング論は負け犬の側に視点を固定しようとするために、両者間に葛藤が生じることになる。

(2) 感情と利害との葛藤。立場を明確にしすぎると調査者として仕事がやりにくくなる。負け犬側に立つと明言すると、規則制定者を面接調査する際相手に必要以上の緊張を強いることになる。

(3) 感情間の葛藤。個人的な負け犬への同情は福祉国家内での社会学者の立場と葛藤するのである。

Gouldner によれば、福祉国家である現代アメリカ社会においては、リベラルであることとリベラルでないこととの使いわけが社会学者に要求されている。まず立身のための戦略として、社会学者はリベラルであり負け犬の側に立たねばならない。なぜなら負け犬側は少数派であり、注目を浴びやすいからである。しかし、脚光を浴び学者としての地位が次第に上昇するにつれて、彼は支配的な勝ち犬 (overdog) の視点を身につけることになる。⁷⁰⁾

逆に、大規模な調査の組織者としては、社会学者はリベラルであってはならない。福祉国家においては政府や財団がますます負け犬についての情報を必要とするようになり、調査は全国的な規模で行われることになる。大規模研究は、現場をあまり知らない研究者が中心となり政府や財団と交渉しつつ進められるのであり、あまり現場にコミットしすぎる改革者は嫌われる。Gouldner は、レイベリング論がこのような福祉国家の状況に対応できる、「ワシントンに友人をもつ若き社会学徒のための社会学」であると決めつける (Gouldner 1968: 103-110)。

Gouldner は、Becker 講演の背景を上のように分析してみせた上で、Becker 批判を展開する。その第 1 は、Becker が中間の犬 (middle dog) を勝ち犬の犠牲としたということであり、第 2 は、勝ち犬と負け犬の両方の視点からの分析が可能であると主張しつつも同時に両者の視点をとることをしないため、勝ち犬もまた負け犬同様外的要因によって拘束されているという事実を見落としていることである。要するに、レイベリング論は体制 (establishment) そのものを問う社会学となり切れておらず、そのために逆に体制を擁護する結果になっているというのである (Gouldner 1968: 110-111)。

Gouldner の主張は、Becker のいうセンチメンタリティの回避は「感情中立性の神話」となって自己欺瞞のもとであるということと共に、党派性がだれか他者の視点をとることから、一種の「盲目的連座」(blind involvement) となってこれまた自己満足のもとになる、という一点につきるといふ (大村；宝月 1979: 14)。

これに対して客観性を保証するものとして Gouldner が考える「党派的客観性」(partisanship objectivity) とは、第 1 に、価値を主体的に選択し、価値コミットメントを明確にすること (normative objectification)、第 2 に、事実を重視し、敵対的情報も採用する度量をもつこと (personal authenticity)、第 3 に他人による追試可能性を保持すること (transpersonal replicability) の 3 つを含むものである (Gouldner 1968: 113-116)。

Becker は、「レイベリング論」の系譜につながる研究が逸脱の社会的相互作用への直接的参加者に主に光をあててきたため、Gouldner の指摘するように「中間の犬」ばかりを血祭りにあげる傾向のあったことは認める。しかし、レイベリング論

の適応範囲はこれに留まらないと Becker はいう。

低レベルの権威者 (lower-level authorities) へ焦点をあてることは、相互作用論にとって排他的なものでも不可避のものでもない。その上にいる高権威者に疑問を投げかけることも可能なのである。(略) 下っ端役人の腐敗について当局の報道担当者が敏速に声明を発表するところをみると、われわれの方法が統制主体同様制度そのものを、あるいは下位者同様上位者をも攻撃しているのは明らかだろう。さらに、もしわれわれが内部から制度を吟味することが可能となったとき、そのとき効果は最大となろう。われわれの成しつづることが社会の作用 (operation) の評価と解されるものを生み出すときに、われわれの仕事は十分な批判力を社会に対してもつことになる。

(Becker 1973: 205-206)

大村のいうように、Sutherland のごとくホワイトカラーの企業犯罪を分析した例もあるし (Sutherland 1949 = 1955)、また下層ギャング集団を分析した知見がトップの派閥研究に役立たないという断定もできない。今のところレイベリング論のリーチが短く、中間の犬にしか届いていないとしても、延長線上には当然トップの支配イデオロギー、規範意識などが遠望され、狙上に乗せる道は拓かれているのである (大村；宝月 1979: 15)。⁷¹⁾ Becker (1963) の規則制定・執行過程の分析、村上による精神衛生法改正の社会的過程の分析 (村上；藤田 1980, 村上 1981a; 1981b)。さらに Schur による逸脱の政治学 (1980: 318) などは、勝ち犬を十分に視野にとらえていると著者には思われる。⁷²⁾

以上レイベリング論のイデオロギー性をめぐる

論争を紹介してきたが、これと並ぶ大きな争点が「レイベリング論」の定式化と原因論とであった。ここで主張された「レイベリング論」とは、Beckerたちのオリジナルとは別のものともいえるのだが、一般にもっともよく知れわたっているものである。

2節 因果モデルとしての定式化

「レイベリング論」とは、Lemertもいうようにひとつの学派から生み出された体系的な理論ではなく、批判者によって構成されたものである。「レイベリング論」という名前から、レイベリングを逸脱行動の独立変数、あるいは社会的地位等の従属変数とする因果モデルが構成され、これを検証するための実証研究が行われた。その中心がこれから取り上げる Walter R. Gove である。彼の「レイベリング論」批判は当初 Scheff に向けられていたが、次第に対象を拡大していった。Alvarez によって創始された「レイベリング論」の数量データによる検証という批判スタイルが Gove において確立された。

2-1 Scheff vs. Gove 論争

Scheff は『*Being Mentally Ill*』の後半の「実証編」で精神医学批判を展開する。Gove は批判を繰り広げる前に Scheff の主張を簡単に紹介する。

Scheff は精神病を、その獲得が個人の外在的条件によって決まる生得的地位であるとみなしている。彼の定式化は、(1) 人はだれでも時に、精神病のステレオタイプにあてはまる行為をすることがあり、(2) もしなんらかの偶然によりその行為が世間の人々の知るところとなったなら、多様な偶然の結果、個人は公式機関の手に委ねられることになるかもしれない。そし

て、(3) 一旦そうなると、人は決まって精神病として処遇され、精神病院へと収容される、というものである。

(Gove 1970: 876)

Gove の批判は、社会的反作用定式化 (Gove は Scheff のモデルをこのように呼ぶ) が描く、「人が精神病患者となる過程」と「入院の結果」の2点に向けられる。まず、Scheff が残基的逸脱というものを想定して診断基準の曖昧な精神病、特に分裂病^{新注01)}をこの例と考え社会システムモデルを展開するのに対し、Gove は、精神病と診断された人の中には「本当に」精神的になんらかの障害をもつ人がいるのであり、また精神科医の診断を受けた人すべて (100 パーセント) が精神病患者として診断されるのではないとデータを示して反論する。

さらに、精神病院^{新注02)}への入院が人の社会的地位に重大な変化をもたらす、社会復帰を困難にすると Scheff が主張するのに対し、治療を別にしても入院には家族に気持ちの整理をする暇を与える等の社会復帰のためのプロセスが伴っていること、現代の精神病院においては制度化されてしまふほど患者が長く入院させられているのは稀なこと、精神病院に入院していたという烙印が退院後に実社会で影響しないこと、以上3点にわたってデータを示しつつ Gove は Scheff を批判する (Gove 1970: 875-881)。

Gove の批判に対する Scheff の再反論は、Gove の実証研究の評価の仕方とレイベリング論理解との2点にわたっている。第1に、Gove はレイベリング論に反するデータを示す研究の含意を過大評価し、レイベリング論を支持する研究の結果を歪曲しているという。Scheff にとって真に論じられるべきは、レイベリング論の検証を意図して計

画された、体系的な方法を備えた研究なのである。彼はこの条件を満たす18の研究を調べて、そのうちの13はレイベリング論を支持しており、「レイベリング論」は立派に実証されていると主張する (Scheff 1974 → 1975: 24-31)。

第2に、Scheffは、精神科医の診断を受けた者の全員が病院に収容されている事実がないのでレイベリング論は支持されない、というGoveのレイベリング論理解は正しくない、とする。Scheffが統計の仮説検定の概念を借用して精神病診断における第一種の過誤（患者が本当はまだ病気であるのに退院させてしまうこと）と第二種の過誤（病気でないのに患者を入院させておくこと）とを区別し、精神病院では前者の過誤が危険視されていると指摘したからといって (Scheff 1966 = 1979: 110-117)、病院が精神病の疑いが少しでもある人全員を入院させていると彼が主張しているわけではない。Scheffによるとレイベリング論が注目するのは、「どのような条件下で精神病と承認することを拒否する態度 (denial) が精神病のレイベリングに変わるのか」という疑問であり、「患者や患者の行動に外在する偶然性がレイベリングにどうつながるのか」という点である。つまり、Goveのレイベリング論理解は単純すぎて正しくないということになる (Scheff 1974 → 1975: 27-28)。

しかし、Scheffが研究群を「患者の社会的特徴が、その病状とは独立に反作用の強度を決定する」ことを示しているのでレイベリング論を強力に支持すると評価するとき、彼はGoveと同じ轍を踏んでいるのではないだろうか。「レイベリングをBeckerのいう感受概念（3章3-3参照）として「相互作用論」を主張するレイベリング論者は、実証研究を否定していながら裏で着々とそ

の準備を行いつつある」とGove (1980a: 30-31) が暗に彼を批判するとき、Scheffも自分の不利を悟らないわけにはいかないだろう。彼は、社会システムモデルのみで説明しうる精神病（分裂病がまさにそれにあたると主張するのだが：Scheff 1974 → 1975）の存在を仮定し、これを議論の対象に限定している（はずだった）。だが、Scheffのいう内在的原因の一切ない精神病というものを認めないGoveの批判のペースにまきこまれてしまったようである。

2-2 「レイベリング論」の自己成就

Scheffによる精神病のレイベリング論的把握に異を唱えたGoveは、自分が教鞭をとるヴァンダービルト (Vanderbilt) 大学での第3回ヴァンダービルト社会学会議 (1974年10月28・29日) のテーマを「レイベリング論」としてレイベリング論批判のシンポジウムを開催した。各逸脱領域毎の、データを提示しての「レイベリング論」批判の研究8つと「レイベリング論者」2人のコメントが発表された。⁷³⁾

Goveの導入的な議論によると、従属変数としてのレイベリングと独立変数としてのレイベリングとが問題とされている。彼のみるところ、「レイベリング論」においてレイベリングを決定する独立変数と考えられているのは、逸脱者と目される人の社会的勢力・地位、可視性、社会的距離、さらにコミュニティの寛容度の4つである。

- (1) 社会的勢力・地位が小さい（低い）人ほどレイベリングされやすい。
- (2) 可視的な人ほどレイベリングされやすい。
- (3) レイベリングされる人とレイベリングする人との社会的距離が大きいほどレイベリングが生じやすい。

- (4) コミュニティの寛容度が低いと、レイベリングは生じやすい。
(Gove 1975a: 15-16)

Gove は Scheff のフローチャート (南 2011: 66 の図8) から「レイベリング論」の命題として4仮説を抽出する。そして(2)から(4)の3つの仮説はレイベリングされる人の地位が低いことが仮定されたものなので、「レイベリング論」の主要仮説は(1)であるという。

後者の独立変数としては、「レイベリング論」は反作用(レイベリング)を逸脱アイデンティティや逸脱ライフスタイルの主要「原因」とする因果モデルであると考えられる。この仮説を検証するには、人の生涯の逸脱量の増減と社会的反作用との関係を調べればよいと Gove は考える (Gove 1975a: 15-19)。

8つの実証研究の報告をうけて、Gove は、2大仮説はデータの支持をえられなかったと総括する。従属変数としては、逸脱者と目された人の行動や彼の置かれた状態の方が、彼の社会的特徴(勢力や地位)よりもレイベリングの生起を決定する力が強かったという。社会的特徴がレイベリングにまったく影響しないというわけではないが、その影響力が限定されているというのは「レイベリング論」の主張ではなかったはずだと Gove は考える。さらに独立変数としても、レイベリングが肯定的に(将来の逸脱を抑止する方向で)作用することもあるので、「レイベリング論」は正しくないとする (Gove 1975a: 405)。

ここで重要なのは、Gove が「レイベリング論」を批判する際の態度である。

問題は、レイベリング論による説明を支持するデータがあるか、あるいは他の説明を支持する

データがあるか、といったものではなく、レイベリング論による説明と他の説明との相対的重要性であるべきだ。どちらがより多くの分散を説明するかが問われねばならない。このような評価方法に賛同するレイベリング論者がいるかと思うと、Schur のようにレイベリング論にふさわしくないという主張もある。しかし私は、操作化、検証可能化されないパースペクティブは、現象の説明として社会的に妥当なものとは認めない。
(Gove 1975a: 14)

Gove は、レイベリングに代表される社会的反作用を逸脱行動の因果連鎖の中で原因(独立変数)あるいは結果(従属変数)とする命題が「レイベリング論」の主張であると考え、そして、他の説明(おそらく生物学的・心理学的説明とあってよいだろう)との比較を行う。単純に原因論の不在を責める批判なら、それはないものねだりとして知らん顔をしていられるというものだが、このような命題化の試みが「レイベリング論支持者」と「同批判者」の双方から噴出してきるとそうもいかない。「支持者」の定式化には Wellford (1975) が批判的に検討している Schrag (1971) の9仮説があり、批判者のものとしては、Gove (1975) の書評を行った Hagan (1977) の、(1)人は、その実際の行動や行為とは無関係に逸脱者であるとレイベリングされ、(2)レイベリングが逸脱行動や逸脱行為が反覆して生じる原因である、という2仮説がある。⁷⁴⁾

Gove の批判の展開をみていくと、「レイベリング論」という名称にふさわしい「理論」が、Kitsuse (1975: 390) のように自己成就的に生じてきたといえるのではないだろうか。上に紹介したような命題は、たしかに2章3節で取り上

げた所説から抽出しうるものである。だが、Becker の元来の関心は逸脱定義や逸脱経歴のみならず、対人レベルでの規則執行あるいは社会レベルでの規則形成と多岐にわたるものであり、Gove たちが「レイベリング論」として批判しているのはその一部を拡張したものにすぎない。

なにも彼らを一方的に悪者にするものもない。Scheff はレイベリング論を反精神医学の理論武装のために用いた。当初の社会システムモデルという限定から踏みはずしているところがないともいえない。当時のアメリカ社会の状況も「レイベリング論」の Gove 流理解を促進した。ベトナム反戦運動、市民権運動等の社会運動が多発し、反体制的なムードが支配する中、そのラディカルさが注目を集め「レイベリング論」として定式化されたのもごく自然な成り行きだったのである。

しかし、自分たちの当初の思惑から大きく隔たった「レイベリング論」をつきつけられて批判されるようになると、Becker たちも黙ってはいられない。次節は、Gove たちの「レイベリング論」批判に対する Becker たちの反作用をみていくことにする。

著者は Gove の「レイベリング論」理解を誤りと決めつけてしまいたくはない。「レイベリング論」に骨組みを与えてくれた彼ら批判者も次節に述べる支持者たちの「変化・修正」に貢献した。つまり、「レイベリング論」は論争という相互作用の産物なのであり、Gove たち批判者はその一方の演技者群であった。このように考えたい。

3節 「レイベリング論」から「相互作用論」へ

批判者あるいは支持者たちによる「レイベリング論」定式化が、Becker (1963; 1964) や Kitsuse (1962), Erikson (1962) 等の読み方として正しいものであれ誤ったものであれ、批判がこれだけ

体系だってくると、なんらかの反作用が要求される。「レイベリング論」の中心的理論家と目される人びと、Becker や Kitsuse, Schur はみな「レイベリング論」を因果モデルと考えることを否定するコメントを発して新たな呼称を主張する。

3-1 集合行動としての逸脱

G. H. Mead の高弟の一人であり、「シンボリック相互作用論 (symbolic interactionism)」の命名者でもある Herbert Blumer は、「60年代の『Mead 復活』を強力に押し進め、自らシンボリック相互作用論の理論体系化と方法論上の確立に努力した人」である (船津 1976: 31)。彼はまた独自の集合行動論によって知られている。

Blumer によれば、集合行動とはすべての集団活動 (group activity) を意味する。ここでいう集団活動は人びとがあるやり方で (in some fashion) 一緒に行為する状態をさしている。このような集合行動を研究する目的は、社会秩序がどのようにして生成してくるのかを明らかにするためである (Blumer 1968: 67-69)。

Blumer は、社会問題を集合行動で説明しようとする。社会問題を集合定義 (collective definition) の産物と考えるのである。

彼は客観的条件 (objective condition) を仮定する従来の社会問題論の限界を3点にわたって指摘する。第1に、従来の社会問題論は人びとの関心に基づいて対象を決定してきたのであり、それなくしては何が社会問題であるかを認定することすらできない。第2には、従来社会問題はそれとわかる客観的条件の形態で存在すると仮定されてきた。問題の生起率、問題を起こす人の性質・数・社会的特徴といった一連の客観的項目から社会問題が成り立っていると社会学者は考えていたが、これは誤りである。社会問題とは、社会において

どのように知覚され、定義されるかによってその存否が決定される。社会的定義こそが、ある社会状態が社会問題であるか否かを決定するのである。大いに疑問の余地のある、従来の議論が内包していた3番目の仮定は、社会問題の客観的条件を発見することがその治療に効果的な手段をもたらすと考えることである。問題の所在がわかれば、それに対処することで解決が可能と考えるのは当然のようだが、これは的はずれな仮定である。なぜなら、多岐にわたって葛藤しあう利益・意図・目標の焦点こそが社会問題なのであり、この相互作用を顧みようとしなかった従来の理論が有効な提言をなしえなかった事実にその欠陥は明らかである。

それでは、社会問題の有効な研究方法とはどんなものだろうか。社会問題の経歴・運命は集合定義プロセスにより決定されると主張する Blumer は、このプロセスを5段階に分けてそれぞれについて研究していく必要があるという。(1) 社会問題の生成 (emergence), (2) 社会問題の正当化, (3) 行為の動員 (mobilization), (4) 公式な行為計画の作成, (5) 実行に際しての公式計画の変容, の5つのプロセスである (Blumer 1971)。

Blumer の議論は、1章3-3で取り上げた Fuller & Myers の社会問題の自然史論に大変よく似ている。Blumer は出典を一切明示していないので彼らとの関係は明らかではない。もしかすると、シンボリック相互作用論の自然な展開の到達点であるのかもしれない。

そもそも社会問題を、客観的状态のみでなく主観的定義 (Blumer のことばでいうと集合定義) も含めて捉えようとする視点、過程を重視するレイベリング論の源流は、価値葛藤パースペクティブにある。だが、Fuller & Myers や Waller の再評価は「レイベリング論争」によってはじめて可

能となった。数ある社会問題論や逸脱行動論の教科書の中で彼らに言及しているものは少なく、ましてこれに一章を割いているのは本論で取り上げた Rubinton & Weinberg (1981b) のみである。Rubinton & Weinberg が「相互作用論」という名称を「レイベリング論」にかわるものとしていち早く主張したことは後に本章4-4で述べるが、レイベリング論を従来の社会学理論に位置づけていく作業の中で価値葛藤パースペクティブが改めて見直されてきたことは当然であった。「レイベリング論」批判のボルテージが上がるほど、「レイベリング論者」は既存の社会学理論とのつながりを強調し、Fuller & Myers 等に言及することになった。Kitsuse & Spector は、社会問題論構築の作業を Fuller & Myers (1941a; 1941b) の検討から始めている (Kitsuse & Spector 1973; 1975; Spector & Kitsuse 1973)。

3-2 逸脱の相互作用論

Blumer の弟子であるという Becker は (船津 1976: 8, 31), 逸脱を集合行為 (collective action) と考える。『*Outsiders*』の第2版に新たに加えられた「レイベリング論再考 (Labelling Theory Reconsidered)」という論文において,⁷⁵⁾「レイベリング論」に訣別し、「逸脱の相互作用論」(interactionist theory of deviance) と呼ぶのがふさわしいと Becker は宣言する。

私は、私自身や他の人びと [おそらく Kitsuse や Erikson のことをさすと思われる] の文章が、批判者のいう意味での理論であるとは少なくとも思っていなかった。レイベリング論は逸脱の原因について説明しないと、人がどのようにして逸脱行動をするようになるかの説明がないと批判されてきた。また、原因論をもって

はいるがそれは誤っているという批判もあった。このようにして、レイベリング論は反作用によって逸脱を説明しようとしていると考えられるようになった。このパラフレーズによると、人はレイベリングされて初めて逸脱行動をするようになるという。しかし、この命題を反証するのは日常経験の事実を顧みても非常にやさしいことである。

(Becker 1973: 178-179)

Becker は、元々の立場は原因論への回答を意図したものではないと反論する。そのねらいは、逸脱者以外の人の活動を考慮に入れることにより逸脱現象研究の対象領域を拡大することにあった。従来逸脱研究で問われてきた現象が異なる見え方をするだろうと期待されたのだった。

レイベリング論とは、理論という名につきまとう責務や意図をもつ理論ではなく、また考えられてきたようにレイベリングという行為のみに排他的に注目するものでもない。人間活動の一般的側面をみる見方であり、以前には明白でなかった現象の理解を増大させるという動きをするパースペクティブなのである。(私は「レイベリング論」というラベルに不満なので、以後の記述においては逸脱の相互作用論と呼ぶことにする。)

(Becker 1973: 181)

Becker の議論は、(1) 集合行為としての逸脱概念、(2) 逸脱の脱神話化 (demystification)、(3) 逸脱理論の道徳的ディレンマの3点にわたっている。(3) の議論は本章1節でバイアス批判に対する回答として紹介したので、ここでは(1)と(2)を中心にみていこう。

Becker が Blumer たちのシンボリック相互作用論の系譜に連なることは、船津の指摘や両者の集合行動 (Becker の用語では集合行為) の把握に明らかである。逸脱という対象にシンボリック相互作用論を展開したのが Becker であるといえよう。シンボリック相互作用論が船津 (1976: 1-8) のいうように1960、1970年代を通じてその体系化がなされてきたのなら、より正確には、Becker は逸脱現象の考察を通じてシンボリック相互作用論の体系化に貢献してきたというべきかもしれない。

逸脱を集合行為として考える視点もシンボリック相互作用論と強く結びつくものだが、その結果「逸脱が、その源泉を発見する必要のある孤立した行為ではない」ということが明らかになってくる。これが逸脱の脱神話化につながるのである。

Becker は、社会学者は2つの意味で「常識」に惑わされてきたという。一面では、常識は社会科学的一般化を含むステレオタイプ一般を意味するのであるが、社会科学的一般化がなされた時点から状況が変化するにつれて、一般化とそれによって指示される現実との間に乖離が生じるのである。⁷⁶⁾ 他方、常識は常識人、つまり空想論や専門的概念に妨げられずに眼前の事実を正しく知覚できる人をさす場合もある。しかし、普通人は哲人とは違うのであり、物事を知覚する時にも概念に拘束されている。

常識ということばにふりまわされて、社会学者は自分たちの作り出した概念によって現象を神秘化してきたのであり、逸脱についても例外ではなかったと Becker はいう。しかし、対象をじっくり眺めてみると、現実が従来とは違った様相をおびてくるのである。現実を徹底的に取扱う方法が現在のところ集中的現場観察法のみであり、Gouldner の批判するように中間の犬までしか現

時点では対象とできないとしても、だからといって相互作用論が意義を失うものではないのである (Becker 1973: 189-194).

Becker はバイアス・イデオロギー性批判に対しても同じ姿勢で答える。現象を各行為者の視点から観察しようとする相互作用論の試みが道徳的問題を惹起するが、これは逸脱を脱神話化したことの当然の帰結である。

相互作用論は、慣例的に逸脱という名目でこれまで研究されてきた現象を明確化するとともに、われわれの道徳的視点を複雑なものにする。多くの人びとと出来事とが逸脱現象の研究に含まれる必要があると社会学者に意識させることによって、明確化と複雑化という二重の課題を相互作用論は開始することになった。逸脱という道徳劇に關する全参加者、逸脱者と申し立てられる人も逸脱者を告発する人も、が研究されねばならないのである。(略)

相互作用論はさらに、逸脱劇の主要要素が強者・権威者による定義付与であることを明らかにした。
(Becker 1973: 206-207)

Becker は自己の立場の「正しい」展開を以上のように解説してみせる。宮沢 (1978: 195) が「彼らの 1960 年代初期の著作を読んだことがある者にとって、その弁明を認めることは難しい」と反論するように、Becker の主張をそのまますんなり受け入れるのに抵抗もあるかもしれない。レイベリングを因果モデルの中に位置づける説明を実証的に否定されたがために、相互作用論へと逃げこんだという見方も可能だが、Becker のシカゴ学派との関わりを考えると著者には、彼の主張に一理あると思われる。

3-3 感受概念としてのレイベリング論

1975 年はレイベリング論にまつわる論争が一つの転機を迎えた年である。先に紹介した Gove の編になる批判集が出版され、またこれから述べる Erich Goode の「レイベリング論を代表して (On Behalf of Labeling Theory)」という論文が発表されている。前者で反批判を展開した Kitsuse (1975) や Schur (1975) にしても、Goode にしても、Becker 同様因果モデルのみに限定する「レイベリング論」理解に反対する点で共通している。違っているのは、「レイベリング論」のかわりに Kitsuse が Gibbs (1966) にならって「新しい概念」、Schur が「社会的反作用論」を用いるのに対し、Goode が Becker に従って「相互作用論」と呼んでいることである。

Goode は、レイベリング論批判者たちが論争的かつ非建設的であると反論する。彼らは「レイベリング論者」の原典を忠実に読んではおらず、実際に書かれている内容とその潜在的発展可能性との区別をしていない。Lemert や Erikson, Kitsuse, Becker の著作を綿密に読めば、レイベリング学派と呼べるようなものが存在しなかったのは明らかである。いくつかの志向をもった文章片がただ散在していたにすぎないのである (Goode 1975: 570-571)。

Goode によれば、レイベリング論の主張の第一は、客観的状況が自動的・機械的に逸脱を構成するという考えを斥け主観的定義の重要性を指摘したことであり、第二は、研究対象である行動にできるだけ近づいて観察するように奨励したこと、つまり行動主体に感情移入すべしと唱えたことである。そうすることで、世界をまったく新しい姿で眺めることが可能となる。もちろん対象は弱者の逸脱行動のみに限定されるわけではなく、マルクス主義的な権力の分布研究に通じるものであ

る。レイベリング論のもつ相対主義を極端に押し進めると自己破壊的なものとなる危険性はあるのだが、確率論を導入することでこの危険も回避できよう。

さらに、レイベリング論は逸脱行動を同定 (identify) することはできるが、逸脱者は同定できないと Goode は続ける。後者は自己レイベリングの過程が必要なのだが、このプロセスは外からは観察できないからである。つまり、レイベリング論は、逸脱側面のいくつかをみる見方であり、逸脱行動の理論である。原因論であろうとしたことはなく、「感受概念 (sensitizing concept)」と呼ぶにふさわしい (Goode 1975: 571-582)。

Blumer によれば、シンボリック相互作用論は、人間行為の主體的、積極的あり方を、後者の内的過程の解明を通じて明らかにしようとするものであり、そのために、それを、行為を形成する「行為者の観点」から取り扱おうとするものである。シンボリック相互作用論の方法とは、人間行為を理解するために、行為者の内側に入りこみ、行為者の見地から、対象や状況を把握しようとする「行為アプローチ」である。それは、研究者が、自らの研究対象である行為者としての他者の見地を取得する、といういわば「役割取得」を行うことを意味するものである。

Blumer がこのような「行為アプローチ」を採用するのは、かれが、現代社会学の方法に、大きな疑問を抱いていることと深く関連している。すなわち、自然科学的方法ないし客観的立場をとる現代社会学の方法は、きわめて不十分なものである。それは、現実遊離的で固定的なものとなっている。しかし、社会科学の方法は、行為者の立場に立ち、現実接近し、かつ柔軟

なものでなければならない。このように考える Blumer は、まず、研究者の使用する概念は、操作概念 (operational concept) ではなく、感受概念であるべきだと主張する。感受概念とは、それ自体、一定の属性や基準を持たず、ただ一般方法だけを示すものである。しかし、それによって、現実に対し柔軟に接近することができ、操作概念が無視してしまっている多くのことを見出すことができるのである。「感受概念」によって、行為者の現実を把握することが可能となる。次に Blumer は、行為者の立場に立ち、行為者の内的側面を明らかにするために、単に実験や量的分析ではなく、日記、手紙、記録などのヒューマン・ドキュメントを用いての質的分析を行うべきであると主張する。ヒューマン・ドキュメントは、行為者が、自らの見地に立って、事実を記録したものだからである。

以上のように、感受概念を用いて、現実柔軟に接近し、質的データを分析する行為アプローチが、Blumer のいうシンボリック相互作用論の方法である。
(船津 1976: 39-40)

Goode は、Blumer, Becker に続くシンボリック相互作用論の立場から「レイベリング論」を代表して総括を行っている。この論文においては「レイベリング論」と呼んでいたが、1978年に著した『*Deviant Behavior: An Interactionist Approach*』では、副題に見られるように「相互作用」を前面に打ち出した。なお、これはレイベリング論、相互作用論の最初の (リーディングスではない) 教科書である。T. Kuhn によれば新パラダイムが確立した徴であり、1975年をレイベリング論の自然史の区切りとした理由である。

現在、相互作用論はレイベリング論という呼称にとって代わるには至っていないが、相互作用論者がいう意味での広義のレイベリング論理解が市民権を獲得し、論争もほぼ終局のようである。繰り返すが、Goveらの批判が的外れだったというつもりはない。因果モデルに限定することの危険に気づいて、レイベリング論の側で変化してきた面もあろう。しかし、狭義の「レイベリング論」が数量データの支持を得られなかったからといって相互作用論全体を駄目なものだと棄却してしまうことはできない。狭義の「レイベリング論」にしても5章でみていくような展開のしかたもあるのである。

4節 相互作用論

それでは広義のレイベリング論、すなわち相互作用論とはどのようなものであろうか。「レイベリング論」論争の終着点を示すために、本節では相互作用論の全体像を明らかにすることが試みられる。もっともまとまったものとしてSchur (1971)を中心に、Rubington & Weinberg (1981a) 等も参照しつつ、相互作用論の現状を紹介していこう。⁷⁷⁾

4-1 相互作用論の前提

逸脱の相互作用論はシンボリック相互作用論に理論の基盤を置いている。Blumerによると、シンボリック相互作用論は次の三つを前提としている。

- (1) 人間は、ものごとに対して、それがかれにもつ意味に従って行動する。
- (2) そのような意味は、人間が他の人間と行う社会的相互作用からひきだされ、またそこから生じてくる。

- (3) これらの意味は、人間が、かれの直面するものごとを取扱う際に行なう解釈過程において、操作され、それを通して修正される。

(船津 1976: 8)⁷⁸⁾

Rubington & Weinberg は、逸脱を主観的に問題となるもの (deviance as subjectively problematic) と捉える立場がこれらを前提としており、相互作用論もその例にもれないという。

これに対して、客観的所与として逸脱 (deviance as objectively given) を捉える立場は異なる前提を置く。

- (1) 規範や価値について、社会には広範な合意 (consensus) が存在する。

- (2) 噂や法行為のような否定的サンクションを逸脱が典型的に惹起する。

- (3) 逸脱者へと割り当てられる刑罰が、集団が一連の共通な価値や規範によって結ばれていることを思い起こさせる働きをする。

(Rubington & Weinberg 1981a: 3)

ここでは、逸脱者の特徴や逸脱行為を生む状況が、先の逸脱を主観的定義とする立場では、逸脱者自身と彼らを逸脱者とレイベリングする人びとの定義や行為、さらに両者間の相互作用が、主たる興味関心となる。相互作用を研究対象の中心に据えるので、相互作用論と呼ばれるのである。

相互作用論では、逸脱者は単にあるやり方で社会的に類型化された (typed) 人と考えられる。類型化は異常な行為に意味を見出そうとする努力を内包している。類型化の際に、ステレオタイプ的な解釈がなされるのである。逸脱の社会的定義は、描写 (description)、評価 (evaluation)、処

方 (prescription) の三要素からなっている。たとえば、変人 (kook) は、少し奇妙な人 (描写) だが、特に悪いとか危険というわけではない (評価)。しかし、変人に対して人は、嫌悪や友好的な軽蔑を向けてもかまわない (処方) ののである (Rubington & Weinberg 1981a: 3-5)。

それでは、逸脱そのものを相互作用論はどのように定義しているのだろうか。Schur は作業定義として次のように述べる。

個人的に信頼を失うおそれのある、集団の規範的期待からのズレを含むと行動がみなされる程度に応じて、人間行動は逸脱とされる。この行動は、それにかかわっている人びとを「孤立」、「処置」、「矯正」、「罰」するよう作用する、对人的、集団的反作用を引き出す。
(Schur 1971: 24)

彼もまた、逸脱を Blumer のいう感受概念とみなすことの有用性を強調し、シンボリック相互作用論との結びつきを指摘している。

操作概念ではなく感受概念を指向する立場は、流動性と環境を再形成する行為者の能力とを強調している社会秩序観と一貫している。このシンボリック相互作用論と深く結びついた社会秩序観が逸脱のレイベリングアプローチを形成したのは明白だろう。
(Schur 1971: 26-27)

4-2 基本反応プロセス

Schur によれば、相互作用論の基本的反応プロセスは、ステレオタイプング、遡及的解釈、交渉 (bargaining) の三つである。このうちステレオタイプングということばは、特に従来の静的なス

テレオタイプ概念で理解するよりも、現象学的社会学の類型化 (typification) 論で捉える方がふさわしいようである。

ステレオタイプという語のかわりに「理想型」や「類型化」(これは現象学を志向する社会学者が採用する用語であるが) が用いられることもある。これらを用いることで、社会的相互作用の本質的側面が明らかになるかもしれない。実際、レイベリングを広義に解釈することが可能となるのはこの意味においてであり、定義と反作用過程が社会的相互作用の焦点であり、どんな形態のレイベリングであれ、それが広くみられる社会現象であるとの主張が可能となるのもこの意味においてである。
(Schur 1971: 41)⁷⁹⁾

類型化には二つの意義がある。1つには、他者の行為を予測できるように期待を整理しようとする相互作用への参加者の要求を、類型化は反映している。2つには、上のプロセスに含まれる選択的知覚を考えると、不正確な評価に基づいた反作用が一般になされていることにわれわれは思い当る。つまり、類型化を研究することにより、(1) 逸脱の社会的構成に際して作用する基本メカニズム、(2) ある逸脱類型について人びとがもつ信念や態度、の二点を解明する道が開けると Schur は期待する (Schur 1971: 38-42)。

類型化のもたらす結果は、3つのレベルで考えられる。直接的対人相互作用レベルにおいては、類型化は他者の有する逸脱者に対する期待に影響を与える。その結果、逸脱者は他者の期待に反応するに際して困難を覚え、「アイデンティティ操作」の問題に直面する。⁸⁰⁾ また類型化は、公的意識決定レベルでは規則や政策に、社会統制組織の

レベルでは公的機関による逸脱者の処遇に影響を及ぼす。そして重要なのは、三つのレベルのどれにおいても、類型化が自己成就予言のメカニズムを作動させる潜在力をもつことである。また、類型化を語るときには、逸脱が主位的地位である事実も見落とせないという (Schur 1971: 42-52)。

Schur が試みているのは、従来の逸脱に関連する研究は相互作用論を枠組みとして用いるとうまく体系的に整理できるということを示すことである。理論の深化を狙った深い分析はあまりなされていない。個別的な研究を位置づけ、紹介するに留まっている。また重要なメカニズムである予言の自己成就過程にしても、主位的地位についても Becker 以上のことはしていない (2章3-1参照)。

基本的反応プロセスの2つ目は、遡及的解釈である。遡及的解釈研究の例とし Schur は、2章3-2で述べた Kitsuse (1962) や Garfinkel (1955) の「地位降格儀式 (status degradation ceremony)」の研究を挙げ、(レイベリングされる) 以前の逸脱者の常人としてのアイデンティティを認めようとしない社会の力によって、遡及的解釈が推進されている事実を指摘する (Schur 1971: 52-56)。

3番目の基本的反応プロセスが交渉である。逸脱者の告発は権力の行使を伴うので、そこに交渉の余地も生じてくる。ロッキード事件におけるコーチャン免責にみられるように、アメリカの刑事制度では交渉・取り引きは普通に行われており、多くの研究がこれについてなされている (Schur 1971: 59-69)。

Schur は、交渉や権力関係を逸脱と社会統制の分析の中心対象としたことが相互作用論の貢献であると評価している。彼が後に逸脱の政治学 (Schur 1980) へと研究を発展させたのは、自然な成り行きだった。

3つの基本的反応プロセスの他に、相互作用論で重要な概念が2つある。「役割への没頭 (role engulfment)」と「下位文化 (subculture)」がそれである。

種々の処遇の主要な結果として、告発された人間が逸脱者役割に「囚われて」しまい、逸脱者役割が個人的アイデンティティの中で突出することがある。彼の行動はこの役割を中心にして組織され、この役割に結びついた文化的期待が優位を占めるようになる。Lemert の第二次逸脱はこのような傾向を捉えたものだと Schur はいう。しかし彼は、第二次逸脱ということばは、レイベリングが個人の自己概念へ与えるインパクトのみならず、状況的あるいは社会的レベルでの逸脱問題の拡がりを示すためにとっておくのが得策であり、前者、つまりレイベリングの逸脱者に対する社会・心理的影響のみをさすことばとして「役割への没頭」を使用すべきだと主張する。Schur は、第二次逸脱の下位概念として役割への没頭を置くのである。

役割への没頭が増大すれば、逸脱者は他者の定義にあわせて自己を定義するようになる。

(Schur 1971: 70)

Schur によれば、類型化や遡及的解釈、主位的地位という概念はすべて役割への没頭を前提としている (Schur 1971: 69-70)。

逸脱下位文化論を最初に展開したのは、1章3-4で逸脱行動パースペクティブの二つの流れの統合の試みとして紹介した Albert K. Cohen (1955) である。以後下位文化研究は多くなされているが、Schur は三つの機能を抽出してくる。(1) 逸脱者役割への接近・没頭を促進すること、(2) 防衛的、保護的機能、(3) 内集団の結合力を

高める機能，がそれである。逸脱下位文化は，人が「逸脱者となる」のを助けるとともに，逸脱者同士を下位文化が結びつけるので，逸脱者集団としての志気も高まるのである（Schur 1971: 77）。

4-3 分析レベル

相互作用論は，逸脱現象を三つのレベルで分析する。(1) 集合的規則形成 (collective rule-making) レベル，(2) 対人的反作用 (interpersonal reactions) レベル，(3) 組織による処遇 (organizational processing) レベル，がそれである。Becker の過程分析は，逸脱経歴と規則執行過程の二つの柱からなり，後者がさらに規則制定と狭義の規則執行とに分かれていることは，すでに2章3-1でみたが，逸脱経歴がSchurの(2)のレベル，規則制定が(1)，実際の規則執行が(3)と，彼はBeckerを踏襲している。三つの分析レベルで前項の三つの基本反応プロセスを研究するのが相互作用論である。これらをクロスさせると相互作用論の分析枠組みの全体像が明らかとなる（表12

を参照）。

前項で紹介した基本的反応プロセスの説明は，(2) 対人的反作用レベルでの議論だった。次に残りの二つのレベルをみていこう。

Schurによると，相互作用論の特色はプロセスとしての逸脱を強調することにある。つまり，Cohen (1965: 9) のいう「不連続性の仮定 (assumption of discontinuity)」⁸¹⁾を埋めるものである。プロセスを重視する分析のためにSchurが持ち出してくるのが，「逸脱所産 (deviance outcomes)」という概念である。逸脱所産は，社会的反作用の個人への結果（たとえば，「彼の生活やアイデンティティが逸脱という事実をめぐって組織されている人」である，Lemertのいう第二次逸脱者）と共に，社会全般に対する状況的結果（たとえば，ある型の逸脱行動を犯罪とレイベリングすることがもたらす経済的結果）を含む。「レイベリング論」は前者のみを取り上げるように考えられていたが，相互作用論は後者，つまり表12の(1) 集合的規則制定と(3) 組

表 12 基本反応プロセスと分析レベル (Schur 1971:39)

基本反応プロセス	分析のレベル			
	集合的規則制定	対人反作用	組織による処遇	結果
ステレオタイプ	逸脱者の公的ステレオタイプ	観察・想定された手がかりへの依存（相互作用において文化的ステレオタイプを適用）	「正常事例」処遇における類型化（一部ステレオタイプに従った分類）	逸脱経歴に役割没頭すること 社会の逸脱「問題」の第二次的展開
適応的解釈	付属的特性を逸脱者に帰属させるような規則形成	行為者を「常にそのようにふるまってきた」とみなすこと，つまり，初期の手がかりを求めての過去の見直し	「事例記録」や「事例史」の使用	
交渉	法的・公的定義についての圧力集団間の闘争	ラベルについての直接交渉	逸脱者と組織との交渉	
結果	<ul style="list-style-type: none"> ・人が逸脱経歴に役割没頭すること ・社会の逸脱「問題」が第二段階へ 			

織による処遇をも含むものである (Schur 1971: 8-11).

(3) 組織による処遇は、他者の逸脱に対する反作用の典型例であり、相互作用論の中で大きな位置を与えられる。相互作用論は、以下のような組織研究の知見をまとめる視点となるのである。①公式な組織構造内に、インフォーマルな社会組織のパターンが生じてくる。②組織のもつさまざまな内的・外的要因が、いろいろな仕方で組織の社会統制という仕事の遂行に影響を及ぼす。③組織の目標は、保護か治療かというように一義的なものではなく、多様であり、また曖昧である。④逸脱統制組織も、一般の組織同様に、財源・施設・人員の確保等々についての問題を抱えている (Schur 1971: 83-86)。

これら四点は、逸脱統制組織 (たとえば、家庭裁判所や精神病院) 研究から明らかになった点であり、相互作用論の枠組から再検討され、体系化されていくことが、逸脱論の構築のために必要である。

(1) 規則制定レベルにおいても、相互作用論は、社会学者の関心を喚起する働きをしてきた。規則制定プロセスの分析により、①価値そのものが一枚岩的なものではなく、種々の価値が葛藤しつつ「支配的な正常の秩序」を形成していること、②価値が単独で規則を制定するという場合は存在しないこと、③規則制定プロセスが、逆に遡及的に価値に影響を及ぼす場合もあること、等が明らかにされた。さらに、逸脱と社会闘争、社会変動との結びつきにも、相互作用論により焦点が当てられることになった。ここから、「逸脱行動と社会的葛藤とを区別することが、[現代アメリカ社会において] 次第に困難になりつつある」との認識が Schur に生じ、「逸脱の政治学」へと彼が向かうことになったのである (Schur 1971: 100-

113)。

相互作用論の全貌を簡明に紹介しようとする節を起こしたものの、簡単明瞭とは程遠い結果になりつつある。狭義のレイベリング論にも共感を寄せる著者でさえ、Schur が「相互作用論は数量可能性を追及しない」(1971: 34) とか、「相互作用論は形式的な意味では理論とは言い難い」(1971: 35) というのは、このような模糊とした相互作用論の状況の言い訳なのかと勘繰りたくなる。

しかし、逸脱の相互作用論が基盤とするシンボリック相互作用論の現状を考えると、致し方ない。船津は、シンボリック相互作用論の課題について次のように述べている。

このような方法 [参与観察法を用いて行為者の見地をとること] によって集められたデータを、いかに理論に結びつけるのか、これが次の課題である。シンボリック相互作用論は、その少ない仮説を、もっと拡充する必要があるし、Glaser らのグラウンデッド・セオリーの形成にもっと力をそそぐ必要があろう。ただし、そこで注意すべきは、小状況において得られたデータを一挙に大状況にまで一般化してしまわないことである。シンボリック相互作用論が現在なすべきことは、Merton のいう「中範囲の理論」を確立することである。しかも、それは既に、シンボリック相互作用論のサブ・セオリーといわれる役割理論、準拠集団論、社会化論などから、次第に生み出されてきているものである。シンボリック相互作用論は、それらも統一の見地からまとめ、体系的に定式化することができる。

(船津 1976: 279)

また、Lindesmith たちは、シンボリック相互作用論の展開としての「社会心理学」の教科書の中でその内容についてこう述べている。

人間の環境は自然的、外的出来事や過程からのみ成るのではない。それはまた、シンボルを含んでいる。シンボルによって、人間は、ものごとおよび観念や価値の世界に名称をつけ、分類し、それについての概念を形成する。このシンボルは集団生活の産物である。シンボルは、集団成員が——相互的コミュニケーションや適応の過程において——、人間、対象、出来事を分類し、記述し、反応するための言語的スキームを作り出す、という事実を反映している。このスキームは、社会的遺産の一部を構成し、人間の環境の最も重要な側面となっている。…文字通り、世界はさまざまな集団によって多様に構成されている。ある意味では、本書のほとんどが、この点について例示するものであり、そしてまた、これらのさまざまな構成物が、特定の人間集団の間での相互作用に対して、どのように影響を与えているのか、について例示するものである。

(Lindesmith et al. 1978 = 1981: 76)

シンボリック相互作用論は、現在のところ現象の記述や例示の段階に留まっており、理論化はこれからの課題というわけである。

4-4 逸脱プロセスに影響を及ぼす諸要因

しかし、相互作用論が理論化の試みをまったく行っていないわけではない。Rubington & Weinberg は表 13 のような枠組みで相互作用論を整理し、部分的には要因の抽出も行なってい

る。表 12 と比べると、Schur においては逸脱下位文化をどこに位置づけるかはっきりしていないという欠点があるが、逆に Rubington & Weinberg は規則制定プロセスがうまくとりこめていないという欠点が見てとれる。とはいうものの、表 12 と表 13 とを合わせ見れば、相互作用論の守備範囲とその総合枠組としての性格とが理解されよう。

表 13 『逸脱：相互作用論の展開』(Rubington & Weinberg 1981a) の目次

I 部	社会的逸脱者 (The Social Deviant)
1 章	社会的類型化の過程
2 章	逸脱への応化 (accommodation)
3 章	文化的脈絡
4 章	第三者の役割
II 部	逸脱の公式取締り (The Formal Regulation of Deviance)
5 章	統制機関の論理
6 章	警察の仕事
7 章	少年裁判所
8 章	公式ラベルの効果
III 部	逸脱下位文化 (Deviant Subcultures)
9 章	逸脱下位文化の発生と性質
10 章	逸脱世界への参入
11 章	文化の学習
12 章	下位文化の多様性
IV 部	逸脱アイデンティティ (Deviant Identity)
13 章	逸脱アイデンティティの獲得
14 章	逸脱アイデンティティの操作
15 章	逸脱アイデンティティの変容

Rubington & Weinberg は、一部では理論の定式化を行なっている。まず、レイベリング（彼らは「typing」という用語を用いている）をより有効なものとする条件が抽出される。

- (1) 逸脱定義が広く共存されているとき。
- (2) レイベリングが、高地位者によってなされるとき。
- (3) 逸脱によって侵犯される規範が重要なものであるときや、侵犯の程度が極端なとき。

- (4) 肯定的レイベリングよりも、否定的レイベリングの方が受容されやすい。
- (5) 観察が、レイベリングにより利益を得るとき。
(Rubington & Weinberg 1981a: 5-6)

レイベリングが成功したときに生じてくる結果は、3通りある。

- (1) 自己成就的予言
- (2) 類型配役 (typecasting)
逸脱者ステレオタイプが大変幅広く受け入れられており、レイベリングの承認が速やかに行なわれ、レイベリングした人、観衆、レイベリングされた人が、ある型にはまった相互作用をするようになる。
- (3) 再配役 (recasting)
逸脱者が元のように (conventionally) ふるまうように奨励され、逸脱者としてのラベルを無効にするように行動することが期待される。

規範侵犯が生じると、人びとはさまざまな仕方ですぐに反応する。最初はそれに気付かないかもしれない。しかし、一旦気付かれると、規範侵犯は人びとの応化 (accommodation) を必要とする。

- (1) 楽観視 (optimize)
想定された (assumed) 逸脱を一時的なもののみならずこと。
- (2) 中和化 (neutralize)
想定されている逸脱を取るに足りないものとして無視すること。⁸²⁾
- (3) 正常視 (normalize)
想定されている逸脱を正常行動の一変種

にすぎないものとみなすこと。

- (4) 悲観視 (pessimize)
逸脱を永遠的なものとみなすこと。
(Rubington & Weinberg 1981a: 29)

初期のレイベリング論批判に、「レイベリングの結果、人が逸脱者にされる」面ばかり強調しているとの不満があった。だからこそレイベリング論は、「負け犬イデオロギー」と非難された。しかし、逸脱者が因襲 (conventional) 社会へ復帰するプロセスも相互作用論においては取り上げられるのである。逸脱者の因襲社会への復帰を危くする要因には、以下の3つがある。

- (1) 因襲社会における役割実践の欠如
- (2) 因襲社会の人びとの不信が継続すること
- (3) 逸脱世界へ戻るとの逸脱者仲間からの圧力
(Rubington & Weinberg (1981a: 385-386))

逆に、逸脱者の因襲社会への復帰を成功させる要因も3つある。

- (1) 因襲的ライフスタイル、アイデンティティの発展
- (2) 逸脱者・非逸脱者双方からの協力
- (3) 因襲社会での生き方を身につける機会
(Rubington & Weinberg (1981a: 460))

紹介してきた定式化の試みがなされているのは、表13の一部にすぎない。類型化を促進する条件と類型化の結果が1章、人びとの応化が2章、逸脱者の因襲社会への復帰を阻害・促進する

要因が15章で論じられているが、残りの章では記述研究の紹介に終始している。

Schur や Rubington & Weinberg は、逸脱あるいは社会問題の社会学理論を位置づける枠組みとなるものと相互作用論を捉えている。後に本章6節で述べるように、各パースペクティブの見直し、とりわけ二者択一的な見方ではなく、長所短所を補い合うという相補性を重視しての各パースペクティブの再評価を押し進めたのが相互作用論である。本論1章はその成果の紹介だった。

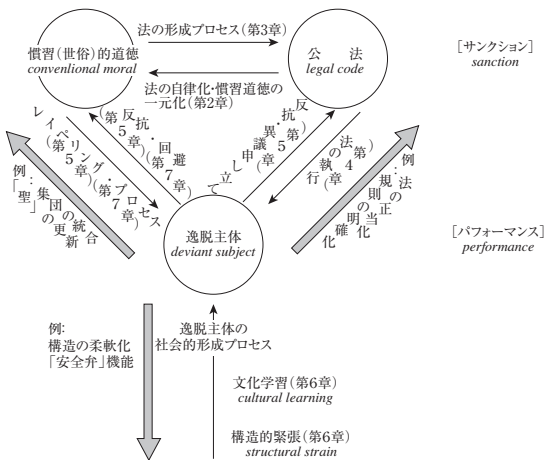


図10 分析枠組と本書の構成 (大村；宝月 1979: 29) *
*⇒は逸脱の社会的機能を示す。

しかし、Schur も Rubington & Weinberg もアノミー論等の逸脱原因をうまく枠組みに取り込めていない。原初的原因に重きをおかないのが相互作用論とはいえ、まったく無視してしまっただけは逸脱の社会学理論として片手落ちである。大村；宝月の『逸脱の社会学』では、原因論として逸脱主体の社会的形成プロセスが論じられている。大村が分析枠組と内容の構成とを示すために掲げているのが、図10である。大村；宝月は、相互作用論が「社会学全体の統合要素」としてもつ機能を十分に活かして、従来の逸脱論を統合したといえ

る。この大村；宝月（1979）に匹敵するものとしては、Cohen（1966 = 1968）があるが、これは過程レベルの議論が十分とは言えない。大村；宝月（1979）は純粋な相互作用論とは言えないかもしれないが、その主張をもっとも包括的に取扱い、体系的に整理していると思われる。

5節 他理論との関係

シンボリック相互作用論のこれからの課題の一つが、データをいかに理論と結びつけていくか、であることは先に触れたが、他理論とのかかわりを明確化しておくことも重大な課題である（船津1976: 280）。「レイベリングアプローチは従来の社会学理論と密接に結びついている」（1971: 6）とSchurが相互作用論と伝統的理論との整合性を主張するとき、船津と同じ問題意識を共有していた。

5-1 現象学的傾向

何がレイベリング論であるか、という問い同様、何が現象学か、またエスノメソドロジーか、という問いに答えるのも大変な難問である。「現象学的社会学」が声高に呼ばれている今日においても、「そもそも現象学と社会学の接合自体不可能である」という議論も見られるくらいである（石黒1980: 114-115）。しかし、その基本的主張はSchur（1971: 116）が述べているように、「物事そのもの」へと戻ることである。

世界は、2次的概念を通してではなく、直接経験されたままに知覚されねばならない。だが、社会科学はこの2次的構成物の適用と考えられる。GarfinkelがSchutzの理論を評して一致理論（congruence theory）という時、観察者の「理論化」活動をも対象とする理論を企図していたのである（好井1981: 27, 34）。

つまり、この「一致理論」に転換することによって、理論家は、対象についての合理的説明モデル〔従来の伝統的社会学の論理実証主義的「理論」観に基づくモデルのこと。T. Parsonsに代表される一致理論に対して Garfinkel は、「関係理論」(correspondence theory)と呼ぶ〕を構築するのではなく、対象自体が、現実達成に用いている固有の論理といったものを、問題化することができ、同時に、先の合理的説明モデルを可能ならしめている対象と理論化との間の前提された共同体 (community) をも問い直すことができるのである。(好井 1981: 37)

時間・空間・情緒性 (affectivity) が現象学的社会学者の主な関心である。なぜなら、これらは社会的に構成された意味の側面をもつからである。時間軸において現象学は未来志向をもつが、Schutzの「未来完了時制」とシンボリック相互作用論の「他者の役割取得」や「行為の投射」(projecting courses of action) という概念に、Schurは類似を見出す。また「自由」や「個人の責任」というテーマも両者に共通している (Schur 1971: 119-122)。

Schurによると、逸脱や社会統制が現象学の対象として人びとの関心を惹きつけた理由は3つある。(1) 従来の数量的アプローチの魔力からの解放。数量的研究により得られた「知見」が、表層的であり、あまり有用とはいえないと考えられるようになった。逸脱は、広く受容されている「現実」の見方 (これが社会の「秩序」を構成している) に挑戦し、これに異議を唱える働きをするのだが、これは関係理論から一致理論への転換を促進する可能性を有す。つまり、逸脱は、社会に偏在する「二次的分類」を暴いてみせるものと考え

られたのである。⁸³⁾ (2) 逸脱の分析が、社会秩序を理解する方法的道具になるとの期待。これは早くも Durkheim により指摘されたことだが、社会秩序・常識志向は、特にエスノメソドロロジーにおいて強いようである。(3) 社会学者の道德関心。社会学者間での規範や価値の再評価の気運が、逸脱や統制を社会学研究のトピックに据えることを可能としたのである (Schur 1971: 123-125)。

理論、しかもそれが新興のもので評価が定まっていないうとき、それを分類することは大変難しい。広義に現象学的社会学といわれているものが何を含まかについても議論が分かれるが、加藤春恵子 (1978) は、シンボリック相互作用論、E. Goffman らの演劇的アプローチ、Schutz や Berger らの〔狭義の〕現象学的社会学、そしてエスノメソドロロジーの4つを挙げている。逸脱と社会統制の領域で仕事をしているのは、このうちのエスノメソドロジストと目されている人が多いようである。Schur もこの点を意識してか、特にエスノメソドロロジーと相互作用論との共通点を指摘する。

- (1) 逸脱が社会的に構成されたカテゴリーであると前提すること。
 - (2) 社会的反作用を重視すること。
 - (3) 逸脱を逸脱者の視点から理解しようとする。
 - (4) 「状況の定義」を重視すること。
 - (5) 方法として集中観察を採ること。
- (Schur 1971: 132)

そして、現象学が逸脱研究へもたらした貢献としては、次の4点が列挙される。

- (1) 社会科学と自然科学とを区別する主張。

- (2) 逸脱と反作用の相互作用過程の微視的分析.
 - (3) 個人の統合性と反決定論の強調.
 - (4) 社会学(者)の作用そのものの分析.
- (Schur 1971: 132-136)

相互作用論は、このように広義の現象学的社会学(意味学派といかえてもいいのかもしれない)と深いかかわりをもっている。Schurは、「相互作用論の終わるところからエスノメソドロロジーが始まるというのは正しい見方だ」と述べている(Schur 1971: 132)。

5-2 機能主義と相互作用論

構造機能分析と相互作用論との結びつきは、2章3-3で紹介したKai T. Eriksonの逸脱の機能分析が、レイベリング論と考えられていた一事をもってしても明らかである。集団の境界の「明確化」と「書き直し」とが、まさしく逸脱行動と反作用との相互作用の機能としてEriksonによって指摘されたのである。

理論発展の常として、相互作用論は、それ以前の主流パースペクティブであるMertonのアノミー論に代表される機能理論への批判から生じた。その批判点としてSchurが挙げるのは、(1)公式統計を所与として是認し、逸脱行動率の計算に用いている、(2)あまりにも厳格な決定論をとっている、(3)医療モデルに内在する命題に依拠して、逸脱の政治的側面を見落としている、の3点である(Schur 1971: 139)。しかし、かといって、(1)社会体系の各单位間の相互依存性を重視し、(2)体系の一部を取り扱う際に、他部分との連関を考え、(3)体系内のある部分の変動が他の部分へ反響をもたらす、と考える機能理論には、相互作用論が異論をはさむ余地はないとも

Schurは言う(1971: 139)。

機能主義が、積極的に相互作用論への橋渡しをした側面も忘れられない。第1に、機能理論は逸脱研究を相互作用論になじむスタイルに変換した。たとえば、Mertonは研究関心を逸脱者から社会体系へと移したし、Cohenは下位文化論の中で所属階級という要因の重要性を指摘した。第2に、統計に表われてくる数字を媒介する偶然性についての研究を促進したのも、相互作用論へと通じる機能理論の貢献といえよう(Schur 1971: 139)。

さらに、機能理論は当然のことながら逸脱の顕在的・潜在的機能の分析を行なう。売春によって得られる経済的報酬、同性愛者にとっての欲求、麻薬常用にとっての悦楽等は、顕在的機能の例であり、潜在的機能分析の例としては、Merton自身の手による政治的ボス組織の分析がある(Merton 1957 = 1961: 65-74)。

機能理論が相互作用論と結びつく理由としてSchurは、「逸脱そのものが社会文化的文脈に深く根ざしており、逸脱の機能分析は必然的に文脈を考慮しなくてはならない」。このため、プロセス重視の相互作用論と重なり合うところがでくさるのだろうと考えている。「反作用を規定する要因を明らかにする点で、機能理論は相互作用論を補完する」のである(Schur 1971: 148)。

5-3 葛藤論的モデル

社会問題論がとるべきアプローチとして、石川は、コンセンサスアプローチとコンフリクトアプローチの二つがあるという。前者は、「支配的価値」や「支配的規範」の存在を想定し、これらからの乖離を社会問題と考える。ここでは、「支配的価値」や「支配的規範」の形成過程を分析しない。他方コンフリクトアプローチにおいては、「社

表 14 資源と逸脱所産との関係 (Schur 1971:150)

集団の資源	対人反作用	組織による処遇	集合的規則制定
高資源	逸脱アイデンティティの付与を拒否し、好ましい逸脱役割をうまく「維持する」能力が高い。	処遇努力への強い反発力。 「公式」統計に表われる逸脱率は低い。	その集団の規範が「同調的」であるとする認知が支配的となる。規則を押しつける能力が高い。
低資源	逸脱アイデンティティの付与を拒否し、好ましい逸脱役割をうまく維持する能力が低い。	処遇努力を拒否する能力は弱い。 「公式」統計に表われる逸脱率は高い。	その集団の規範が「逸脱的」であるとする認知が支配的となる。規則を押しつける能力は低い。

会問題」をめぐる「道徳的」・「政治的」対決に目が向けられる (石川 1983: 1-2)。この分類は、Liska のいう客観的条件と主観的定義という逸脱概念の区分と平行なものである。わざわざここで引用したのは、逸脱を主観的定義とみなす相互作用論においては、葛藤 (conflict) が必然的に重要な位置を占めるということを強調したかったからである。

状況を葛藤論的に眺めるならば、行為者のもつ資源 (resources) が逸脱の結果を左右することになる。Schur は、個人や集団が有する資源と逸脱所産との関係を表 14 のようにまとめている。

レイベリング論への批判に、このような図式を提出するものの、「資源」を決定する要因がきちんと確定されていない、検証することができない、という不満があった。Schur も社会学の変数として社会経済的地位、年齢、性、教育歴等、社会心理学的変数として疎外感、自己概念等を列挙し、⁸⁴⁾ さらに状況変数、3変数の交互作用も考えねばならないといいながらも、明確なモデルを提示していない。相互作用の定式化の困難さがレイベリング論の最大の問題点であり、相互作用論と姿を変えてもこの弱点は克服されていないことを彼も認めざるを得ない (Schur 1971: 149-154)。

しかし、Schur は、相互作用論はある変数の結

果として生じる逸脱の形態が常に同じというわけではないことを「説明」しようとしたのであり、数量的な分析モデルに統一しようと意図したものではないという。この相互作用過程を示すのもっともふさわしいのが、Cohen の「樹形図」モデルである (図 11 参照)。

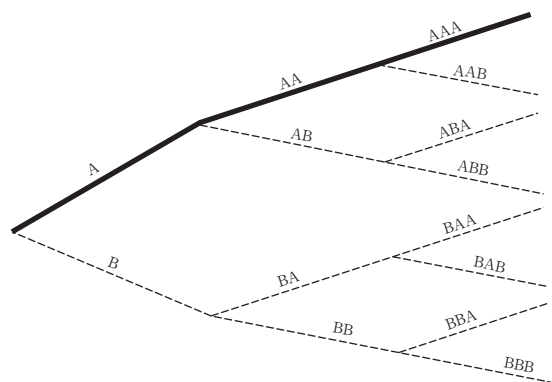


図 11 相互作用過程と結果としての逸脱 (Cohen 1966 = 1968: 73)

それぞれの枝は、行為の過程での動機をさしている。実践であらわされている線 A, AA, AAA は、この理論によれば逸脱のところで頂点となる行為の過程である。点線は、行為が選択しえたもう一方の経路である。その経路は、最初の状態や最初の行為だけからは予測できず、予測はそれぞれの動きにともなって生じる

事態に依存する。これらの事態——それはこの理論に従えば、次の動きを決定する変数ないし変数の組合せであるが——は、上の図式のなかには示されていない。上の図式は次のように解釈されるべきである。最初の行為は、最初の事態がxであるか否かによってAかBのどちらかになる。Aにつづいて、もし事態がyであれば、次の行為はAAとなるが、もしyでなければABとなる。AAにつづいても事態がzであれば、逸脱的結果としてのAAAとなり、もし事態がzでなければ、次の行為はAABである。もちろん、この理論は逸脱への一つの経路にとどまることなく、また同調と同様、異なった種類の逸脱行為をもたらすいろいろな経路をも考えている。樹にたとえたモデルのうえに構成された理論は、逸脱からの動き、すなわち同調への回復に通ずる1つ以上の経路と、継続しさらに逸脱にまで高まる経路を説明したり予測するために用いられる。

(Cohen 1966 = 1968: 76)

Schur は、Cohen のモデルを逸脱アイデンティティや逸脱経歴の分析として有効なものと考えているが、もちろん相互作用論の対象がこのレベルに限られるわけではないことも指摘している (Schur 1971: 154-157)。だが、対人的相互作用のレベルにおいてすら、うまい体系化がほとんど行なわれていないのが現状であり、Cohen はこの点について同情的に述べている。

相互作用過程の理論が、とにかくも、当面関わってくる問題の全範囲を認めるのに最も適切な理論になる。しかし、相互作用過程の理論が現実の世界の複雑さを認識するに最もふさわしいものであるからといって、それを整然とし

た、すきのない、理論的な、しかも検証可能な体系に基礎づけることは非常にむずかしい。おそらく、このような理論をうち立てようとするまじめな試みが少ないのも、この作業が非常にむずかしいからであろう。

(Cohen 1966 = 1968: 76-77)

葛藤論と相互作用論との関係について述べるつもりが、少し脱線してしまった。話を元に戻そう。ここでも葛藤論をどこに求めるかが問題となってくるが、Waller から Fuller & Myers への価値葛藤論は、Becker や Kitsuse & Spector の一連の考察に明らかのように、相互作用論の出発点となっているし、また Richard Quinney や Austin T. Turk らのラディカル犯罪学や新犯罪学は、「レイベリング論の批判を通じて生み出された」(村上 1979: 108) ものであることを考えると、相互作用論と新旧葛藤論との結びつきは理解されよう。

Lemert は、現代の社会統制の複雑さを説明するためには、「集団相互作用モデル」が最適だと、相互作用論のこれから進むべき方向を示している (Lemert 1974)。彼によると、法は集団間の葛藤のディレンマ、妥協の産物であり、法を執行する統制機関の内部にもまた葛藤があるのである。

Lemert の方向づけに忠実に従っているのが Schur (1980b) である。Schur は、個人間あるいは集団間の葛藤を調整するのが本来の「政治」であるとして、「逸脱の政治」研究を行なった。このような研究が行なわれるようになった背景には、現実に逸脱集団が自己の権利を主張して声をあげた(顕著な例としては、アメリカでの同性愛者のデモがある)という事実がある。逸脱の政治学のみならず相互作用論そのものが、アメリカ社会あるいはアメリカ社会学の影響を強く受けてい

る。相互作用論以前の社会問題論がアメリカ社会・社会学の動きとどうかかわりながら発展してきたかは、1章でみたとおりである。同様に、相互作用論の発生、それが「レイベリング論」として認知されたこと、相互作用論への転換という変化にはその時代が色濃く影を落している。

4章では、相互作用論の一般的な意義・インパクトの整理を行うが、まずその時代背景の検討から開始する。

6節 相互作用論のインパクト

前節、前々節とSchurの『*Labeling Deviant Behavior*』(1971)に従って、相互作用論の全体像を明らかにすることを試みた。その議論の途次で相互作用論の主張について触れてはきたが、相互作用論の見取図とするには模倣としたものだった。そこで、これまでの記述と重複するが、3章の最後に広義のレイベリング論である相互作用論の社会問題論へのインパクトを簡単に整理しておこう。

(1) 規範についてのコンセンサス仮定への疑問。相互作用論は、客観的条件がそのまま逸脱あるいは社会問題を構成するという考えはとらない。状況を「異常」とみなし、なんらかの対応が必要であると考え、人びとの主観的定義が、社会問題の本質を成すと考えるのである。葛藤的要素を基本に据えて社会問題を捉えようとする立場は、価値葛藤パースペクティブを源流としている。石川のいうコンフリクトアプローチの台頭も、相互作用論が促進したものである。そして、相互作用論の前提としている社会のモデルは、価値や規範の錯綜する多元的社会である。そこでは、葛藤とともに権力も研究対象となる。

(2) 維持的プロセスモデル。逸脱あるいは社会問題が集合行為(Becker)や集合行動(Blumer)

の産物であるなら、それらを解明するにはそのプロセスが探求されねばならない。社会構造に代わって社会過程を重視する相互作用論の立場は、BorduaやAkersらの初期の批判者によって正しく評価されている。相互作用論が逸脱過程を、対人相互作用、統制機関による規則の執行(逸脱者の処遇)、規則の制定の3レベルで捉えるのは、BeckerやSchurにみてきたところである。大レベルでは、Fuller & Myersによって提唱された自然史の分析がKitsuse & Spectorらに引継がれ、小レベルでは、逸脱経歴(Becker)、第一次逸脱から第二次逸脱へ(Lemert)、役割への没頭(Schur)、さらに予言の自己成就過程と有力な分析概念が生み出されてきている。

(3) 反決定論。相互作用論は、「不連続性の仮定」(Cohen 1965)を埋めるものであり、狭義の逸脱原因論に疑問を投げかけた。逸脱者となるプロセスを重視して、原初的原因のみが逸脱行動を説明するという従来の社会問題論の立場を否定したのである。Beckerの逸脱経歴、Cohenの樹形図等のプロセスモデルの強調と反決定論とは深く結びついている。「レイベリング論」は、レイベリングによって逸脱行動を説明する決定論だと批判されたが、これは過渡的状况においてのことであり、現在逸脱者の行動選択プロセスの研究等、個人の主体性を重視した分析が行われつつあることは、Rubington & Weinbergや宝月にみられるとおりである。

(4) 社会的反作用を重視。相互作用論は逸脱・社会問題現象に関わる、すべての行為主体を研究対象とするのであるから、統制機関もその例にもれない。いや従来あまり取り上げられなかった分、相互作用論の統制側への関心は余計に人目を惹いた。レイベリング論の主張する「プラス統制説」に刺激されて、「マイナス統制説」の立場に

立つ統制論 (control theory) が再び盛んに論じられることになった。⁸⁵⁾ なかでも抑止論がレイベリング論と対比された。また、相互作用論は、公式統計の数字のもつ意味を再考させる契機となり、自己報告や被害者による報告からの逸脱行動件数の推定という代替方法を編み出した。さらに、法的リアリズムと社会的リアリズムの区別を訴えた点も見落とせない。

(5) 統合への契機。Schur が繰り返し主張するように、相互作用論は原因を論じないため、完結した、自己充足的な社会問題論とはいえない。しかし、逆にアノミー論等が逸脱行動生起後の現象を説明しない欠点を指摘しえた。各パースペクティブ、アプローチの統合により社会問題あるいは逸脱の社会学理論を構築しようとする動きを推進し、相互作用論自体が統合のための枠組となった。Rubington & Weinberg が各パースペクティブの長短の検討を行い、大村・宝月や Cohen がそれを結実させた。

上の5つの特徴は、相互に密接に絡みあっている総体の特に顕著で重要と思われる側面を選び出して列挙したものである。4章においても相互作用論 (レイベリング論) のインパクトは、犯罪学に対しての影響、道徳的意義、とレベルを変えて考察されるが、社会問題論レベルでは、以上の5点でほぼカバーしていると思う。

4章 「現象」としてのレイベリング論

表7 レイベリング論の自然史とアメリカ社会学史

レイベリング論の自然史	アメリカ社会学の時代区分
a 期 登場期 (1954-1964)	第4期
b 期 批判期 (1964-1970)	第5期
c 期 変質期 (1970-1975)	第6期
d 期 総括期 (1975-)	

2章で初期のレイベリング論 (a 期) とそれへの初期の批判、前章では、バイアス・イデオロギー性批判と因果モデルへの批判 (b 期) とこれらに応える形での相互作用論の強調 (c 期) と、レイベリング論の自然史を辿ってきた。本章の主張は、この変転が時代の制約を大きく受けたものであったということである。

Lemert の反作用の重要性を訴える最初の主張が、皮肉にも彼のいう第一次逸脱から第二次逸脱への発展よろしく自己増幅し、「レイベリング論」というラベルにふさわしく自己成就し、これに対し Gove らが批判を浴びせかけた。すると元々の主唱者たち Lemert, Becker, Kitsuse らは、あわててそれを否定しまわった。その決定版が Schur (1971) であった。

「レイベリング論」と「相互作用論」の内容がまったく異質のものというわけではなく、Becker や Kitsuse の主張が反作用の役割を重視しすぎているくらいはあるものの、Becker (1963) は、Schur (1971) のモデルとほぼ同じものであり、これを狭義のレイベリング論に矮小化してしまった批判者たちは、Goode に「原典を参照していない」(1975: 570) と非難されても仕方がない。しかし、だからといって批判がまったくの誤解の産物とは言いきれない。そこにはもっと根深いもの

が潜んでいた。論争の主役たちの科学観、社会—人間関係図式、時代認識等のさまざまな喰い違いが、長いドラマを惹き起こした。

著者はかように考えるのである。科学観や想定されている社会モデルの相違はこれまでの議論で触れてきたので、本章では理論の時代背景に光をあてよう。1960・70年代のアメリカ社会、社会学の状況の中でレイベリング論を見つめる。そんな作業に続いて、レイベリング論のインパクトを少し広いレベルで検討しておく。

1節 レイベリング論の背景

1970年代後半（表7のd期）になってレイベリング論を総括しようとする試みがいくつか行なわれた。それは、Gove (1975) という狭義のレイベリング論のモデル化と数量データによる検証、Coser & Ottoの編による『*The Uses of Controversy in Sociology*』(1976)においてレイベリング論が取り上げられたこと (Gove 1976, Conover 1976, Lemert 1976)、雑誌『*Social Problems*』の社会問題研究学会 (Society for the Study of Social Problems) 創立25周年記念号 (1976年10月号) の出版の3つである。以後にレイベリング論についての目ぼしい文献が出ていないのを見てもわかるように、上の3つの文献でほぼ論争は終局を迎えたといえよう。前二者は、3章2節で述べたレイベリングを独立あるいは従属変数と捉えて仮説構成し、数量的に検証しようとした、Goveを中心とする批判と、それへの再批判 (Kitsuse 1975, Schur 1975, Conover 1976, Lemert 1976) である。発表年代からいえば、Goveの編集による因果モデルとしてのまとまった批判 (1975) 以前に、Becker (1973) や Schur (1971) らの中心的 (と目されていた) レイベリング論者は相互作用論への移行を唱えており、再

批判はほぼその線に沿ったものであった。本論では、両陣営の主張がわかりやすいように時間を前後させてだが、すでに取り上げた。

本節では、『*Social Problems*』24巻1号所収の論文に従って、社会問題研究学会の変遷と、『*Social Problems*』とレイベリング論の関わりをまとめてみよう。さらに、当時のアメリカ社会の状況の概観も試みる。

1-1 社会運動としての社会問題研究学会

社会問題研究学会の25周年記念大会のテーマは、「われわれが辿ってきた道」(The Way We Were) であり⁸⁶⁾、25周年を記念する『*Social Problems*』24巻1号は、このテーマに沿って学会25年の歩みをふりかえる論文を掲載した。特集のテーマは、「社会運動としての社会問題研究学会：挑戦、その過去と現在」、「機関誌『*Social Problems*』：反響、その過去と現在」、「研究と行為の領域としての社会問題：継続している挑戦と反響」の3つであった⁸⁷⁾。レイベリング論関連論文の発表の場となり、「レイベリング論」発展に大いに寄与した雑誌『*Social Problems*』は、アメリカ社会学会 (American Sociological Society: ASS, 1959年に American Sociological Association: ASAに改名) の閉鎖性に反発して創設された、社会問題研究学会の機関誌である。まず、「社会問題研究学会の両親」と呼ばれる Lee 夫妻に従って、その創立前後の事情から見ていこう (Lee & Lee 1976)。

Lee 夫妻をして社会問題研究学会へと向かわしめたのは、アメリカ社会学会の閉鎖性、Hitlerのヨーロッパ侵攻に対して一片の抗議声明も発表しないアメリカ社会学会の態度であった。彼らにとって社会学は、エリートや少数派のセクトによ

る社会操作の道具ではなく、すべての人びとに奉仕する学問でなくてはならなかった。アメリカ社会学会や社会学者の晶化 (crystalization)、エリート主義、科学主義に対して何らかの措置がとられねばならなかった (Lee & Lee 1976: 45)。

新学会の創設に際しては、アメリカ心理学会 (American Psychological Association: APA) の構成学会であった心理学的社会問題研究学会 (Society for the Psychological Study of Social Issues: SPSSI, 雑誌『*Journal of Social Issues*』はその機関誌) の名称を科学的社会問題研究学会 (Society for the Scientific Study of Social Issues) と変更して、より学際的な社会問題の学会にする案や、心理学的社会問題研究学会とアメリカ心理学会との関係にならってアメリカ社会学会内部に社会問題研究のための下部学会を最初から設立する案なども検討されたが、結局独自に学会を新たに設立することになり、1951年9月6日に会合が開かれ、社会問題研究学会の名称と役員とが決定された⁸⁹⁾。翌1952年に学会をアメリカ社会学会の会場と道一本はさんだホテルで開催して以来、会員数も増加し、社会問題研究学会はアメリカ社会学会からも認知されるようになった (Lee & Lee 1976: 6-10)⁹⁰⁾。

(1) 価値負荷的な研究や科学的ではない研究の発表の機会を設けること、(2) 学会を民主的に運営し、若手研究者の業績発表の場を作ること、の2点が新学会創設の目標であった。初期の会長 (初代 Ernest W. Burgess, 二代 Alfred McClung Lee, 三代 Herbert Blumer) の学会演説にも見られるように、社会学理論と社会問題研究との懸隔とが懸念されていた。これを埋めるものとして、実用志向の研究、現場に密着した研究が推奨されたのである (Skura 1976: 17-19)。

ここには、明らかにシカゴ学派の伝統の復活が

見られるという。1951年9月の初会合に出席した21人の学歴を調べて、そのうちの18人が中西部の大学で教育を受けた経験や教えた経験を有し、9人がシカゴ大学で博士号を受けた事実をSkuraは明らかにしている (1959年度のアメリカ社会学会会員のうちシカゴ大学で博士号を取得した者は全体の11%にすぎない)⁹¹⁾。反アメリカ社会学会の方法論としては、他に異文化研究や政治経済の社会問題への効果の研究も考えられたにも関わらず、社会問題研究学会がシカゴ学派との結びつきを強めたのは、創立メンバーにとって馴染み深いものであったことと、アメリカ社会学会主流のハーバード大学やコロンビア大学のパラダイムに批判的な社会学者を魅きつけやすいことの2つの理由が指摘されている (Skura 1976: 19-20)。

しかし、若手研究者に機会を提供し、負け犬と同盟を結ぶという社会問題研究学会の特色は、非常に不安定なものであった。組織の維持という目的からアメリカ社会学会 (ASS)^{新注03)}に認知されることをまず第一に求めた社会問題研究学会は、次第にアメリカ社会学会 (ASS) との対立色を薄めていくことになった。アメリカ社会学会 (ASS) の改革を目指すLeeたちは、内部からの改革を志向し、理事の枠を獲得するため、社会問題研究学会がアメリカ社会学会 (ASS) から認知されるように努力した。その結果、社会問題研究学会はアメリカ社会学会 (ASS) 内部での影響力を拡大したが、シカゴ学派の非数量的方法の放棄も迫られることになった。1960年代半ばまで (a期の終わり) には、こうして初期の対立姿勢も消滅してしまった (Skura 1976: 22-24)。

組織としての自己保存欲求が学会の改革を目指した当初の意図を凌駕して、社会問題研究学会は第二のアメリカ社会学会 (ASS) になってしまっ

た。Skura はこう結論する。学際的な研究発表の場となるはずのものが、会員はほとんど社会学者のみというのが現状である。価値負荷的な研究、積極的な政策提言を行なう研究もほとんど増加していない (Henslin & Roseti 1976)。

このような状況への反省が、1970年頃から行われたし、創立25周年の事業でもその中心を占めた⁹²⁾。ここでは、社会問題研究学会が反アメリカ社会学会 (ASS) の社会運動として理解されることを確認すれば十分である。「レイベリング論」を取り巻くアメリカ社会学の一端が明らかとなったところで、議論を「レイベリング論」に戻そう。

1-2 雑誌『Social Problems』

レイベリング論の自然史を語る上で『Social Problems』抜きには語れないように、その登場に際して Becker が果たした役割は忘れることができない。彼は1961年秋の9巻2号から1964年冬の12巻3号までの14冊の『Social Problems』の編集を担当した (当時の『Social Problems』季刊で年4回、22巻から年5回刊行) が、レイベリング論の原典として批判者からも支持者からも言及される Kitsuse (1962), Erikson (1962), Kitsuse & Cicourel (1963) (いずれも2章3節で紹介済) の3論文が掲載されたのはこの時期だった。『Social Problems』所収の論文を集めて Becker がレイベリング論の最初のリーディングス『The Other Side』(1964) を編んだのもすでに述べたことである (2章3-4)。さらに、質的データをシンボリック相互作用論の立場から分析した逸脱の研究や逸脱職業における経歴の調査 (Bryan 1965, 1966), 社会的反作用過程に注目した研究 (Scheff 1964), Sudnow (1965) 等が最初に発表されたのは『Social Problems』であり、

そこには Becker の直接・間接の支援があった。また、「レイベリング論」に初めて言及した論文 (Clark & Gibbs 1964) も『Social Problems』に掲載された。残念ながら最初のまとまった批判である Gibbs (1966) は他誌に発表されたのだが⁹³⁾ (Spector 1976: 70-71)。上の事情は、本論2章の表6 (南 2011: 48-49) に詳しいのもう一度参照して頂きたい。

『Social Problems』が、後に「レイベリング論」を構成することになった多くの論文を惹きつけた理由に、それらが他の雑誌に掲載を拒否されたからという消極的理由がある。Spector の調べによると、Erikson や Scheff は学会発表での反響が芳しくなかったために『American Sociological Review』(アメリカ社会学会の機関紙) 等への投稿を断念したというし、Kitsuse は『American Sociological Review』の審査で掲載を拒否されたという。逆に積極的理由としては、Becker の編集した最初の号 (9巻2号) が逸脱研究特集号と呼べるものであり、⁹⁴⁾ 発表の場に困っていた人びとに、『Social Problems』は「この種の研究には居心地のいい場所」という印象を与えたことがあげられる。『Social Problems』9巻2号の諸研究は、Becker の興味関心を反映してか (彼はシカゴ大学で博士号を取得しており、後に『Outsiders』の3章から6章として収められた諸研究に見られるように彼の関心は参与観察法を選択していた)、シンボリック相互作用論を枠組とした現場密着型の研究ばかりだった。このため、(1) 逸脱者への人間的・共感的視点と (2) 逸脱処遇体系の研究とが、「レイベリング論」の特色として意識されるようになったのである。なぜなら、これらの研究は、『Outsiders』と並ぶ教科書としてもはやされることになった『The Other Side』の中核となったのだから (Spector 1976:

71-72).

Thomas Kuhn (1969 = 1971) は、新しいパラダイムが発展するためには、共同研究者の小集団が、自由に意見交換・相互批判し、支持者に訴え、古い理論を攻撃する、そんな場が必要であるという。Spector は、レイベリング論にとっては雑誌『*Social Problems*』がそのような場になったという。Becker や Kitsuse, Erikson たちが共同研究者と呼べる関係ではなかったにもかかわらずである。

ニューヨーク会議 (1960 年に開催された。ここで Kitsuse と Erikson は彼らの草稿を発表した [Spector の注]) 以前に、私は彼 (Erikson [Spector による注]) に会ったことはなかった。実際に話をしたのは 1963 年が初めてである。

(Kitsuse の Spector 宛 1976 年 2 月 10 日付私信)

私は、Howie (Howard S. Becker の愛称 [引用者注]) がどんな研究をしているのかわらなかつた。私の草稿を編集者として彼が読んだとき、彼も同じような問題を考えているといったのを覚えている。・・・私も含めてわれわれを「学派」の一員として扱っているのを知ったときには、率直にいつてびっくりしました。

(Erikson の Spector 宛 1976 年 2 月 17 日付私信)

(両私信とも、Spector (1976: 73) に引用されている)

彼らの論考は、批判者とりわけ Gibbs (1966) によってひとつの学派あるいは理論をなすものとみなされるようになった。近年、「レイベリング

論者」間の相違点が指摘されるようになってきたが (Goode 1975, Rains 1975) そもそも、Erikson の境界維持、Kitsuse と Cicourel の社会的反作用と処遇過程、Becker の逸脱集団の経歴・下位文化というようにかけ離れた関心に基づく研究が、どうして一学派を構成するものと考えられるようになったのか。この問いに対する答えの少なくとも一部は、それらが 1 人の編集者の手により、比較的短期間に同一雑誌に発表された、という事実にあると Spector は結論する。「若い雑誌が新しい理論を送り出した」のである (Spector 1976: 74-75)。

著者は、Spector の論考を始め、同様の意見を表明する Becker (1973), Kitsuse (1975), Lemert (1974) らの「レイベリング論者」や Goode (1975) という相互作用の立場に立って、「レイベリング論」とは明確な統一的主張をもった理論とはいえ、その歴史は一種の「現象」としてもっともよく理解されると考える。誰をも惑わす「レイベリング論とは何か」との問いに答えるには、一言「現象である」と答えるか、あるいは関連するあらゆる意見、要因を本論が試みているように述べたてるとはできないのである。

Kuhn は、科学が成熟したものとなると、教科書の需要が高まり、良い教科書が現われるという (Kuhn 1969 = 1971: 23)。レイベリング論が科学革命をひきおこしたといえるかどうかは別として、最初の教科書が Goode により書かれたのは 1978 年のことである⁹⁵⁾。「相互作用論」という自己定義を行った「レイベリング論者」の主張がほぼ出揃って、レイベリング論の評価もほぼ定まったのである。

1-3 レイベリング論の時代

「レイベリング論現象」を理解するためには、さらに、1960年代のアメリカ社会の状況を考えねばならない。当時のアメリカ社会やアメリカ思想界の特色のうちで、人びとをレイベリング論へと駆り立てた要因を探っていこう。

まず当時のアメリカが『ゆたかな社会』となっていたことが、大きく状況を規定したように思われる。John K. Galbraithがこの著名な書物の初版を出版したのは、1958年のことである。パイが大きくなって初めて、分け前が末端まで行き渡るようになるのであり、後に市民権運動を生み出す平等思想も、このような「改善の見込み」があったからこそ、力を得てきたのである⁹⁶⁾。ゆたかな社会は、アメリカの福祉国家を進め、福祉政策推進のための負け犬のデータ需要を作り出すことで、レイベリング論に影響を及ぼした面もあろう (Gouldner 1968)。また、福祉国家化が個人の生活への政府の介入の機会を増加させ、これに反発するように反体制のムードを生んだ可能性も考えられる (Schur 1971: 4)。もっと直接的には、ゆたかな社会が、従来の最大の社会問題であった貧困という構造的問題の比重を減少させ、人種・性・犯罪等へと人びとの目を転じさせた (B. M. Berger 1976) ことが、構造的視点を欠くレイベリング論の登場を助けたとも考えられる。さらに、「ゆたかな社会」化という社会変動が、個人間・集団間・国際間に高い葛藤レベルを生み出したことも見落とせない。世俗的相対主義のエトスが時代を支配し、道徳の性質・基盤の再評価の気運が生じてきたのである (Schur 1971: 4)。実際、Lemertにしても Beckerにしても、レイベリング論構築の際には、諸規則の錯綜する多元的社会を思い浮かべていたのである。

このゆたかな社会に背を向けたのが、ビート族

(beatnik) あるいはヒップスター (hipster) であった⁹⁷⁾。

1960年代は世界的に大きな価値転換の時であったが、その突出した部分がアメリカに現われ、ビート・ジェネレーションはその先がけであった (諏訪 1980: vi)。

ヒップスター (略称ヒップ) とは、非順応的でクールな態度の人間であるが、ヒップに相對するものが、「アメリカ社会の全体主義的組織のわなにかかって、成功するためにはいやおうなしに順応しなければならない運命にある人びとスクエア (square)」である (諏訪 (1980: 87)。このヒップの姿勢の中に、レイベリング論に通じる何かがある。

[ヒップスターの] 具体的な態度としては、第一に肉体の神秘主義を基盤にした平和主義者であり、したがって彼らのほとんどが良心的兵役忌避者 (conscientious objector) すなわち C. O. であり、政治に関してはアナーキストである。

ヒップスターは人間の本性への探求に旅立った人間たちであるから、必然的に、社会のことよりも自己について常に強調する場合が多く、この期限はアメリカ生活のあらゆる底流と地下世界にまでさかのぼるものであるといえる。

この意味で、ヒップスターないしビート・ジェネレーションをアメリカ的な実存主義と考えることができる。
(諏訪 1980: 83)

ヒップを語る際に、ジャズや麻薬を抜きにしては語れないということを、Becker の『*Outsiders*』

の基盤となった研究の対象がマリファナ常用者やダンスミュージシャンであったという事実と結びつけて考えてみると、レイベリング論がヒップのもつ反体制志向をうけついでいるのもうなずけよう。Green は、スケアとヒップの対立として社会問題を捉えている。

現代の社会問題を理解するには必ずスケアとヒップとの対決を考えねばならない。…何が社会問題であり、そうではないか、何がなされるべきかについての論争は、自己擁護 (self-vindication) の達成という究極的な目標のための手段なのである。この種の状況においては、合理的な説得、善意、あるいは統一目的の表明により、社会問題が解決されることはありえない。

(Green 1975: 179-180)

ヒップがアウトサイダーに徹したのに対し、ヒップが目指すべき心情の持主である黒人の方は、⁹⁸⁾ 市民運動に積極的に参加していた。公民権運動や反戦運動は、それらに触発された新左翼活動を媒介として、思想や生き方に影響を与えた(ただし、その影響は実体的な政治の力学場面においては大きくなかった)(高橋 1973a: 99)。新左翼運動は、「業績主義」を真向から否定する真の反抗者としてのビート族との同盟を宣し、功利主義的基準に対抗する感情表出的基準を取り込んでいったのである⁹⁹⁾。

理論と実践をめぐる討議のなかから、学問の新しい方法論の確立の必要性が叫ばれ、新左翼運動は、やがてある意味での「科学革命」を目指すものたちを人文学や社会科学の分野に生み出した。この結実としての「ラディカル社会学」の運動は、社会学の世界に「社会批判」の慣習を確立し、「体

制へのオーバーサービス」という傾向を食いとめ、支配的価値体系の基盤にゆさぶりをかけた(高橋 1973a: 114-119)。

「ラディカル社会学」の運動が、アメリカ社会学会の学会民主化の努力を行ったのは、1967年のことだが、それ以前から「ニグロ革命」の到来を予測しえなかった社会学者の自己批判の風潮は存在していた。Everett C. Hughes は、1963年8月のアメリカ社会学会会長演説で次のように述べているという。

Hughes 会長は、「はたして社会学者の中の何人が、今日見られるようなニグロ革命の到来を予想したであろうか」と冒頭まず鋭く問い、その原因は、社会学があまりに実証的であろうとして調査法と狭い範囲の仮説と、その仮説を検証するための極く狭い範囲の現実の一部分にしか関心を持たなくなり、また、社会学が専門科学あるいは専門職業としての地位を大学および社会の中で確立するにともない、問題意識と方法における標準化が進み、ことに、一種の開業免許としての博士号を得るための大学院教育は、学生を拘束服に長い間押し込めてしまうために、かれらは再び自由に動き廻ることがなくなってしまうことにあると批判し、社会学にとって必要なのは「社会学的想像力」(sociological imagination) の発揮であり、参与と観察を通じて現実の細部をとらえるとともに、他方では、未来のあらゆる可能性を追及するユートピア的な想像力をもって現実を記述することである。そして社会学者の間で、社会学の応用に専念するグループ、モデル構築と精緻な理論の構成に力をそそぐ一群の人びと、そして社会学的想像力の発揮と現実への近接を計る人びとの分業が成立し、バランスが保たれる

ようになった状況を望ましいと思うと述べて一時間に亘る講演を結んだ。

(綿貫 1964: 132)。

ここで Huges が反省すべき趨勢として言及しているのは、佐和 (1982) が経済学の「制度化」と呼んだ現象と同じものである。佐和は、経済学の大衆化、職業化、教科書化、モデル学化という、経済学を自然科学へ接近させようとする努力を「制度化」ということばの下にまとめている (佐和 1982: 102)。経済学においてもラディカル経済学運動が発展したが、それは1965年の北爆開始に反対する反戦運動が盛り上げた、反科学的機運の高まりの中であった。

レイベリング論は、1960年代のアメリカ社会の文脈の中においてこそ、評価されねばならない、というのが本論の主張の一つである。Schur が繰り返し、数量的モデルは相互作用論にはふさわしくないと主張したのに対して、Gove の執拗な批判がかみ合わなかった事実は、科学観の動揺という文脈において理解可能となる。「反作用が逸脱を生み出す」という逸脱把握は、当時の状況でこそ現実味を帯び、人びとの注目を集めることになった。

このような問題意識から、1960年代のアメリカの社会・思想界の素描を試みてきたが、「歴史」として語られるにはまだあまりに新しすぎる。逆に同世代として体験するには、著者は「遅れてきた青年」であり、実感を伴わない。ラディカル経済学運動の評価の試みはあるが (佐和 1982)、ラディカル社会学運動は批判的に検討されていないし、反精神医学運動は俎上に乗せられていない。諸々の事情から断片的な記述となったが、この課題はこれからも著者が追求していかねばならない

ものである。

2節 犯罪学へのインパクト

「レイベリング論」から「相互作用論」へという本論が描いた図式は、主に社会学の土俵の中での議論だった。しかし、初期のレイベリング論が矛先を向けていたのは、犯罪学や精神医学という、実際に人びとの処遇を担当する学問であった。因果モデルとしての「レイベリング論」批判には、統制に直接関わる人びとの苛立ちが含まれていた。

社会学の領域において「レイベリング論」論争がどう終結したかについては、すでに3章で述べたので、ここではレイベリング論とこれに伴って生じた論争、理論的發展が、犯罪学と刑事学の領域で、どのような消化、吸収されたかを考えてみたい。

2-1 統制論への挑戦

宮沢 (1978) のレイベリング論評価は、Gove たちの批判に沿ってなされている。彼によるとレイベリング論には、(1) 逸脱者であるというラベルはラベルを付与された者の実際の行為から独立に付与されており、(2) ラベルの付与が逸脱行動の発生ないし反覆の原因となる、と主張するきわめて野心的であった初期版と、逸脱現象のうちのラベル形成・ラベル付与の過程に関する研究の重要性を指摘し、どのような変数が考慮されるべきかは大まかに主張するが、それ自体としては諸変数間の特定の関係について理論命題を構成しようとはしない、逸脱研究上のひとつの志向という、価値切り下げ後の1970年代版とがあり、前者が社会学に一時期を画したものとすれば、後者はもはやレイベリング論と呼ぶことはできない。レイベリング論の疲弊と朽廃とが明白であると手厳し

くきめつけている。そして、レイベリング論初期版の課題である、社会統制の制度化・執行過程や逸脱増幅過程の研究は、他のアプローチ、葛藤論的アプローチや現象学的アプローチで発展させられているという（宮沢 1978: 193-197）。

エスノメソロジー等の現象学的社会学の知見をとりこみ、葛藤論とも連帯する広義のレイベリング論すなわち相互作用論の立場に立つと、このような論理によってレイベリング論を棄却されてはたまらない、ということになるのだが、議論を狭義のレイベリング論に限ってみても、そうした易く意義なしとは断じられないのである。

レイベリングという反作用を累犯の原因ととらえるのがGoveらの考えるレイベリング論ならば、刑罰という反作用が犯罪の抑止力となると考えるのが、統制論とりわけ抑止論（deterrence theory）である。抑止論においては人間性悪説がとられ、「なぜ人は犯罪を行わないのか」が問われることになる。刑罰の抑止プロセスには、違反者に刑罰を科することで一般の人びとに規範侵犯のコストをしらしめ、よって抑止を果たそうとする一般抑止と、違反者が再び規範侵犯を行わないためにする特定抑止の2つがある（Liska 1981: 94）。一般抑止が見せしめのためなら、特定抑止は懲らしめのためである。

レイベリング論と関連するのは、2つの抑止のうち特定抑止の方である。Liskaは特定抑止の効

力に焦点を絞って調査結果を検討しているが、刑罰が再犯防止になるという証拠はほとんどなく、¹⁰⁰逆に、刑罰が再犯を促進するというデータが見られるという。犯罪者が投獄された場合、監獄内で先輩犯罪者から犯罪技術等を学習し（犯罪的社会化）、出所後の世間の目の冷たさ（社会的烙印）に耐えかねて、刑罰の恐ろしさ（抑止）にも関わらず、再び犯罪にはしる。つまり、社会的烙印と犯罪的社会化が再犯を促す正の方向に、抑止が再犯を思い留まらせる負の方向に作用し、再犯の生起は3つの変数の関数として決定されるとLiskaは結論している。この関係を図示したものが図12である（Liska 1981: 98-99）。

吉岡は、現状の客観的把握を目的とする犯罪学に対して、「現状の中に何らかの問題点を見出し、ていこうとする」点で独自性を有する刑事学を構想する。レイベリング論が犯罪学の分野でどのように受けとめられているかは、「レイベリング論そのもの」（宮澤 1980: 83）と評されている吉岡の『刑事学』（1980）とこれについての書評（宮澤 1980, 阿部 1981）とを見ていくと明らかになってくる。¹⁰¹

犯罪現象は、共同社会の「構成員の行為が社会的文脈の中で意味を伴って認識され、それは犯罪だとされることから成り立つ」といえるので、(1) 構成員の行為、(2) 犯罪概念、(3) 行為への犯罪概念の適用、という3つの要素が犯罪現象には関

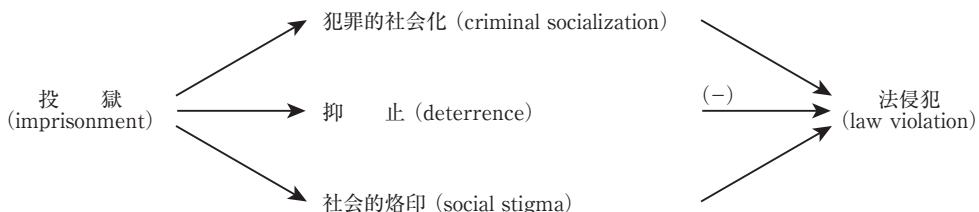


図 12 将来の法侵犯に対して投獄が有する効果：媒介する因果プロセス（Liska 1981: 99）

係している。レイベリング論は、「犯罪ラベルの創出・存在とその適用」に犯罪現象の本質をみているので、(2)と(3)の要素しか考慮しない。こう整理した上で吉岡は、(1)に重点を置き、行為の有害性を重視すべしと主張している(吉岡1980: 3-7)。しかし、具体的展開において有害性という観点が活かされておらずと阿部は評する。この結果、「レイベリング論に近い」(阿部1981: 179)あるいは「レイベリング論そのもの」(宮澤1980: 83)と一般に捉えられているのである。

レイベリングの対象となる実際の「逸脱」行為が無視されてきたというのは、Goveが第一次逸脱にも目を向けるべきと主張してレイベリング論批判の概拠としたものであり(Gove 1975a: 1-12)、Lemertが実際の逸脱(actual deviance)にも関心を寄せているのに対し、Kitsuseは逸脱者の無実を強調するために実際の逸脱を無視してきたというRains(1975)の分析でも指摘されている点である。Rainsによれば、Kitsuseの立場をうけて分析が実際の逸脱に及ばないようにすることに成功したのがエスノメソドロジーであり、レイベリング論は必要以上にラディカルになるのを好まなかったために相互作用論へと「後退」し、Lemertに従って実際の逸脱も分析の対象とする形に落ち着いた、ということになる(Rains 1975: 8-10)。

吉岡の意図は、これまで当然と考えられてきた刑事制度の犯罪防止機能を否定し、これに代えて犯罪処理機能を強調することであり、犯罪現象や刑事制度のすべてを犯罪処理機能の観点から見直すことにある(阿部1981: 179)。これは犯罪に対する反作用の見直しから生じてくる発想であり、まさにレイベリング論に触発されたものである。

刑罰を社会統制一般、または犯罪行為の予防・統制を目的とするものと考えれば、刑罰と犯罪との結びつきは必然的なものではなく(28-30頁)、また刑罰は耐えざる拡大傾向を帯びることになる。しかし、強力な物理力と構成を背景に個人の将来の行動を変えようとする。サンクションによる行動統制は望ましくない(30-31頁)。刑事制度の中心には、犯罪行為をめぐって生じる動揺・構想を鎮静・解決するという犯罪処理機能をみるべきである(143頁)。予防的な犯罪・犯罪者対策は、社会政策または犯罪者への援助活動として捉えるべきで、個人に対する強制的働きかけとしては行われるべきではない(137-141頁)。

(阿部1981: 181。括弧内の頁数は吉岡(1980)のもの)

吉岡の主張の中核は、反作用を手控えるようにという、「レイベリングが再犯の原因となる」との図式を尊重したものであった。

レイベリング論の立場から、犯罪統制の見直しを試みた吉岡(1980)への刑事政策の専門家の目は冷たい。宮澤の書評は、書評としては珍しい厳しいトーンのものである。

刑事政策という専門分野は、実務家という強敵を相手として推進しなければならない困難な仕事をわれわれに強いる。一番安易な道は、思弁の世界に入り、刑法哲学に近い議論に終始することであろう。しかし、実践と無縁な「政策」ほど空しいものはない。(略)

官公庁統計のデータをひねくり、ごく一部分の内外学説によりかかって、犯罪の現象と対応策を考えるなど、学問の名に値しないであろう。だからといって、逆に、自分の知識に限界

があり、学ぶべき事柄は無限にあるという態度を捨てて、代替案のない、あるいは代替案とは御世辞にもいえない理屈をぶらさげて、実務に対して破壊と批判に終始しても、ただそれだけのことに終わってしまうであろう。

(宮澤 1980: 85)

内容を吟味した後の締めくくりのことばが上のとおりである。これを見る限り、レイベリング論は刑事学や犯罪学になんのインパクトをも与ええなかったのか、ということになる。しかし、そうまで悲観的になることはない。Wellfordによると、レイベリング論は、刑罰の効果を見直すきっかけとなったのであり、法社会学や警察・法廷・矯正制度の理論的・経験的分析を再び刺激したのである (Wellford 1975: 332)。

以上の消極的インパクトのほかに、積極的インパクトと呼べるものもある。その一つが、犯罪統計に潜む「暗数」の指摘である。公式統計使用に際しての注意点は、2章の3-2で述べたKitsuse & Cicourel (1963)により指摘されたが、公式統計が直接示しているのは犯罪者の動向であるよりも取締り当局の動向であることを指摘したのはCohen & Short (1976)である。彼らの指摘に基づいて、暗数推計のための手段として、被害調査、目撃した犯罪や被害の通報率 (reportability) の調査、あるいは自己申告に基づく調査等が工夫されてきている。これらの代替手段は信頼性等の問題もあるものの、強姦の被害調査をはじめ新しい知識をもたらしたものも多い。この種の再検討が可能となったのは、レイベリング論の主張に従って統制主体の反作用をも犯罪の要件として考えたからである。

レイベリング論の積極的インパクトの2つめが、非犯罪化の概念を導いたことである。規範に

ついでのコンセンサスを前提とする立場に対して、レイベリング論は葛藤の存在を前提とする。このような立場を犯罪において最も鮮明に、そして端的なかたちでうちだしているのが、ラディカル犯罪学や批判犯罪学の葛藤論的アプローチである。¹⁰²⁾「犯罪は絶対的な行為ではなく、支配者層による犯罪定義およびその適用、「犯罪的なもの」の概念形成と流布などを通じて人びとの間に定着したレイベリングの慣行の所産であり、ときの支配者層の犯罪観・犯罪者観の変化にしたがって犯罪は創造され削除されて変化する」ということがこの立場の主張するところである (星野 1981: 3-4)。

ここから「現実の犯罪や犯罪者の発生および認定過程が社会的にどのように構造化されているか」が、犯罪学とりわけ犯罪社会学の重要な課題となってくる。人びとの犯罪観・犯罪者観が研究され、現実の法のギャップを解消するために、非犯罪化が論じられねばならないのである。

2-2 非犯罪化論

Westhues (1973) は、社会問題論を社会問題の定義の仕方により、(1) 社会解体アプローチ、(2) 国民投票アプローチ、(3) 体系のコストアプローチ、の3つに分類しているが、犯罪観・犯罪者観の研究から非犯罪化論へという流れは、この(2) 国民投票アプローチということばに言い表されている。

西村 (1979) によると、刑法の条文の改廃やある種の刑罰の廃止は、古くから議論されていたが、「非犯罪化」、「非刑罰化」という用語を伴って登場したのは、比較的新しい。1957年にイギリスのウェルファンデン委員会が、刑法の機能を、国民に一定の倫理的行動を強制するまでに拡大してはならないとし、合意された成人間の同性

愛を刑法上の罰としないことを提案する報告書が出されたのが口火となり、1960年代には多くの論文が出始めた。Schurの『*Crimes without Victims*』（1965）もこの一連の動向の一つである（西村 1979: 2）。

ここでいう非犯罪化とは、刑法上犯罪とされている行為を刑法から除いて刑法の規則の対象外とすることであり、非刑罰化とは、犯罪に対して刑罰をやめて、代わりに非刑罰的処分、たとえば保護処分、治療処分をもってすることである。非犯罪化の概念については論者により異論があり、西村はその検討も行っているのだが、非犯罪化の反対概念が過剰犯罪化であるという彼の議論をみておけば十分だろう（西村 1979: 2-6）。

非犯罪化の検討対象となるのは、時々当局によって、いろいろの条件、理由によって改廃が行われる違法類型、いわゆる法定犯の類である。行政上の目的の実現（たとえば交通反則金）や、道徳・倫理を強制的に施行するために（過去の姦通罪、現代のとばく、ポルノなど）、刑法やその他の刑罰法令上、違法類型を設けることは、ある範囲内では当然のことである。しかし、度を過ぎて範囲が拡大するのを過剰犯罪化、あるいは刑法による過保護と称して概念化する。今まで犯罪ではなかった行為が犯罪とされるゆえに、過剰犯罪化は犯罪創生的（criminogenic）機能がある。非犯罪化は、この過剰犯罪を正そうという姿勢の表明である。それゆえ、犯罪化—非犯罪化—の対ではなく、厳密に言えば、過剰犯罪化—犯罪化—非犯罪化というべきである。

（西村 1979: 7）

非犯罪化は、犯罪に対する国家の介入を少なく

しようという発想から生まれたものであり、本来は自由化でなくてはならない。西村は、この犯罪化と非犯罪化という2つの考え方のぶつかり合いの中に、時代の動き、社会諸集団の利害の衝突、支配、すなわち服従の社会関係の力動性、人びとの法意識の活動等が色濃く反映され、これらは法学に留まらず、社会学、社会心理学分析の適切な課題になる、と主張する（西村 1979: 10）。

西村によると、非犯罪化をおし進める時代思潮には次のようなものがある。

(1) 自由社会、許容社会という考え方

自由というのは、人間の尊厳が破壊されない限り、国家の刑事司法的介入は最小限であるべきだということであり、許容とは社会的逸脱が非難されることなく、最大限に許されることである。実際、国民の間では自分の住んでいる社会がこのような社会であるとみずから認識している者が多く、それは、素直に考えれば、非犯罪化を進める原動力となろう。しかし、このような認識が凝り固まって偏狭な確信となると、かりに犯罪化が進行しても、「なお、わが社会は自由だ」というふうには現実を歪めさせ、この確信は現実を保守し、正当化するのに使われる。

(2) 宗教的倫理の退潮

とくに欧米では、刑法に宗教的倫理が強く浸透していたけれども、宗教の力が時代とともに全般的に弱まるにつれて（現代は世俗化の時代といわれる）、刑法と宗教は別だという考え方が広まった。別だという考え方は、法学者や識者の間に、刑法から宗教色を一掃し、宗教で禁じられている行為だからといって必ずし

も刑法上の犯罪とするには及ばないという主張を生んだ。欧米では、同性愛、とばくを非犯罪化する動きがあるのは、このような考え方による。

(3) 人は他人と異なるという権利をもつという主張

一様性 (comformity) に最高の価値を置く社会では、皆と同じように考え、皆と同じように行動することが美德とされる。そこでは、変わったことをした者は、みずから生き残るため、自己の特異性をますます増幅するように追い込まれ、その結果、社会の主流にかえる道は絶対的に閉ざされる。異分子として烙印を押された者の運命はかくなる。しかし、人と「異なる」権利を主張できる社会では、社会的逸脱だからといって、直ちに蔑視されたり、犯罪とせられることは少ない。犯罪の範囲は狭められる。

(4) 逸脱の政治化

現行刑法上犯罪とされている行為の解禁を求めて社会運動を組織したり、起訴されれば、法廷闘争にうって主張を展開する。

このような運動は、法律を身近なものとし、たしかに、法律と人々の間にあった距離を縮めるのに役に立った。運動は単に法律上の非犯罪化を目標とするに止まらず、管理され、抑圧されることのみずからの主体性を回復しようとしている現代人の欲求に強く働きかける性格をもっている。

(西村 1979: 10-11)

これら、とりわけ、(3) と (4) がレイベリング

論が取り上げようとする社会の特徴を示していることは本論のこれまでの記述に明らかである。

では、非犯罪化の真にめざすものとは何か。それは、(1) 国家による刑罰権の行使の縮小、(2) 刑事制裁の合理化、(3) 烙印の回避、(4) 非犯罪化の論議を通して、犯罪とは何かを法学的、社会学的、社会心理学的に十分検討すること、の4つであると西村は答える。このうち(3)と(4)にレイベリング論の影響が見られるが、(4)に特に顕著である(西村 1979 11-13)。

従来の科学的犯罪学は、犯罪とは何かを考えるのは法学的思弁や実務上の処理にまかせ、少年院や刑務所の収容者、あるいは検挙された被疑者を犯罪者の代表サンプルとみなし、一般人を非犯罪者の代表として、両者の差異の発見に努力してきた。それはそれで価値があるのだが、一方、制度が犯罪(者)を作ったり—レイベリング論の視点—法意識が犯罪(者)を作ったりする側面から、犯罪に接近することが、もっと望まれるのである。

(西村 1979: 13)

以上、西村(1979)の非犯罪化論の中で、レイベリング論と関連する部分を中心に紹介した。レイベリング論が、非犯罪化論に活力を与えとともに、犯罪(者)観の研究という課題を犯罪学にもたらしたことは以上で示しえたと思う。犯罪観についての研究は詳述できないが、以下の横山のことばに示される問題意識をもって、さまざまな研究がなされていると指摘するだけでここでは事足りる。¹⁰³⁾

国民主権をうたっている民主国家においては、究極的には国民の合意によって、犯罪化・非犯

罪化の問題を解決していかなければならない。この矛盾を克服して、¹⁰⁴⁾「法治国家・社会国家の原則にのっとった刑法」をいかに確立していくのか—これは、今後の研究課題である。(横山 1979: 56)

犯罪学と共に、レイベリング論との関連が思い浮かぶのが、精神医学である。Scheffが反精神医学の理論拠点としてレイベリング論を用いていたことは明白である。しかし、レイベリング論と精神医学とのインパクト関係を考える場合、レイベリング論が反精神医学から実存主義的視点を取り入れたという、犯罪学の時とは逆の矢印を考えるべきかもしれない。

反精神医学運動の評価は、現在のところ未だ定まっていない。見取り図がない以上、ここで精神医学におけるレイベリング論を論ずることはできない。ただScheffが、Goveらの批判をうけて、社会学主義(sociologistic)理論としてのレイベリング論を再び強調していることを指摘しておきたい。

Scheffらによると、レイベリング論は、広く受け入れられている医学モデルへのアンチテーゼであり、新しい目で対象を見ることを可能にするものであった。そのため、レイベリング論のみによって精神病とりわけ彼が注目した分裂病を理解するのは不可能であり、心理学・精神医学理論との統合が必要である。こう述べてScheffは、レイベリング態度を心理学的に検討するという方向へと進路を転じる(Scheff 1975)。

Scheffの場合も、残基的逸脱としての分裂病の存在を自明視して、社会システムモデルの枠を超えて精神医学批判を展開した(と批判者たちに考えられた)ために、Goveらの強い反発を招いたといえる。Scheffの主張するように、分裂病診断

が偶然性に依拠している部分があるのはたしかだろうが、実際の逸脱(actual deviance)である病状をまったく考慮せずに立論するのは無理があった。Scheffの転換も、この実際の逸脱も考慮していこうという「レイベリング論」から「相互作用論」への流れに沿ったものであろう。

3節 社会問題概念の変遷

1章以来、社会問題と逸脱とをはっきり区別せずに用いてきた。ここで、これまでの議論をふまえて、両概念の変遷をまとめて見ておく。対象の把握が、社会問題→逸脱→社会問題と移り変わったのだが、ここにも時代の影響がみられる。

初期の社会問題論である社会病理パースペクティブや社会解体パースペクティブは、社会問題を、好ましい社会状態を構成する道徳的期待からはずれた人や状態(社会病理パースペクティブ、南 2011: 34-36)や規則の失敗(社会解体パースペクティブ、南 2011: 36-38)と捉えた。両者に共通するのは、社会にとって何が望ましい・健康な常態であるかは一義的に決定されるという仮定であり、これがコンセンサスアプローチと呼ばれる由縁である。

しかし記号論的に言うと、「異常」が内包(connotation)も外延(denotation)も持っているのに対し、「正常」は、全体から異常を差し引いた残余としてしか定義できない。

こういう[異常—正常という]対立の仕方は「男—女」や「高—低」のように、対立する二項が同じ示差的価値を持っているような対立とは異なり、一方を定義づける標識を、他方が単に欠いている「欠如的対立」と呼ばれる。異常は、欠如的対立のうち、有標の記号であり、正常は無標の記号である。したがって正常の方に

は特性がなく、ただ「異常でない」としてしか定義できない。

(上野 1980: 32).

このため、まず正常を設定してそこから社会問題という異常を定義しようとする、一種のトートロジーに陥ってしまう。

社会病理あるいは社会解体という社会問題の把握が、このトートロジーを隠れ蓑とした道徳的判断となってしまった反省から「逸脱」(deviance)という言葉が生み出されてきた。

異常、違反、病理など、どう呼んでも一般世人の常識ないし偏見に影響される。そんな現象について、より科学的な、あるいはより公平な態度でのぞむべく、学問的要諸にこたえて採用された言葉であった。なんらかのルールから逸脱していても、かえってそれゆえに、別の視点から見れば時代を先取りした革新的行動であることもありうるし、少なくとも、その時代の問題性を、もっとも鋭く映しだしている現象に違いない。社会学者たちが、自殺、非行、犯罪などを、逸脱行動としてとり上げてきた理由はそこにある。平凡な同調行動ではなく、世人の非難の的であるような逸脱行動のなかに、研究者は、各時代の特異性を科学的に評定する一種の指標を求めたのである。

(大村 2007: 432)

大村によれば、「逸脱行動」という用語を初めてアメリカ社会学にもたらしたのは、Merton (1938) である。この論文は、「Durkheim のアノミー概念をはじめアメリカにもたらしたという意味でも、種々の病理現象をはじめ科学的な用語で処理しえたという意味でも画期的なものだっ

た」。

たしかに、犯罪の機能を指摘した Durkheim の業績も、「『逸脱』という概念においてもっともよく消化・吸収された」のだろう。そして、これが Erikson による逸脱の機能分析へとつなげられていった。また、現象を「科学的」にみることを「逸脱」概念が可能にしたというのなら、反作用との相互作用において逸脱を研究するという相互作用論の立場は、その意をもっともよく体現していると主張することもできる。¹⁰⁵⁾

逸脱概念の採用により、社会問題研究がはるかに進歩したものの、議論が定義の問題、つまり「何が逸脱か」という点にさしかかると、「逸脱」は「社会病理」や「社会解体」と同じ問題に直面する。当初、価値中立的で科学的な概念として、統計的平均からのズレを「逸脱」と考えて成功したわけだが、人間行動のような連続分布をどこで区切るかはやはり一義的には決定しえない。レイベリング論や葛藤論のような、行為主体間の価値や利害の葛藤に逸脱の本質を求める立場は、この点を衝いたものである。コンフリクトアプローチをとると、人びとが現象を定義し解決していく過程である問題化 (problematization)こそが問われねばならない (Westhues 1973: 423) のである。

コンフリクトアプローチが優勢となってくると、対象が「行動」に限られる「逸脱」という把握よりも、視野の広い「社会問題」概念の方が、より多くの「現象の共通性」(Kohn 1976: 98)をも見据えた研究ができるだけに便利である。社会病理→社会解体→(価値葛藤)→逸脱行動、という社会問題論の系譜を辿れるという長所もある。さらに、「逸脱」が使用されるにつれて道徳的合意を帯び、価値中立性を失ってきたということもあり、「逸脱」から「社会問題」へという回帰が近年の動きである。

社会問題論の観点から従来のパースペクティブの検討を早くから行ってきたのは、Kitsuse & Spectorである。Kitsuseがレイベリング論者とみられていたように、彼らの論文(Kitsuse & Spector 1973; 1975, Spector & Kitsuse 1975)は、価値葛藤パースペクティブやレイベリング論を積極的に評価しようというものであった。ここでその内容は詳述しないが、これらが、各パースペクティブの統合として社会問題論を構築していく方向を示唆した点は重要である。病因論的視点をもたない相互作用論をアノミー論や文化学習理論で補って、逸脱論を構成していく試みは、すでにCohen (1966 = 1968) にみられ、大村・宝月 (1979) がその決定版ともいえることは述べたが、対象を社会問題に広げての理論構成がこれからの課題である。

なお、Westhues (1973) に指摘されているように(本章2-2参照)、体系あるいは社会にとってのコストとして社会問題を定義しようというアプローチが生じつつあることを付け加えておきたい。これは、犯罪学で議論されているコスト・ベネフィット(cost benefit, 費用対効果)という考え方に通じるものようだが、¹⁰⁶⁾ まだ十分には展開されておらず、その評価はこれからの研究をまたねばならない。

4節 レイベリング論の意義

すでに3章6節で相互作用論が社会問題論に与えたインパクト、4章2節でレイベリング論が犯罪学と精神医学へ及ぼした影響、とレイベリング論の意義について述べてきた。これらと重複する部分もあるが、最後に、道徳的・政策的含意のレベルで、レイベリング論の評価をしておきたい。この作業を通じて、相互作用論がこれからとるべき方向が示唆されるだろう。

4-1 文化的解放

吉田 (1978) は、社会学のパラダイムは、研究者の「価値関心」の相違によって特徴づけられるとし、これを「人間解放」の視角から捉えた。彼によると、社会学者の解放関心は3つに大別できる。

第一の解放関心は、物的・情動的・人的・関係的な諸資源の正負の稀少性に由来する抑圧からの解放であり、ここには貧困からの解放はもとより、連帯や関係(いずれも関係的資源)の欠如の克服も含まれる。第二の解放関心は社会的強制からの解放であり、意思決定における社会的な自律性の確立である。そして第三の解放関心は、文化的抑圧、すなわち社会的に貯蔵された情報による自由な発想の抑圧からの解放である。

(吉田 1978: 63)¹⁰⁷⁾

逸脱の相互作用論の基盤である、シンボリック相互作用論、現象学的社会学やエスノメソドロジー等の「意味学派」¹⁰⁸⁾ は、3つの解放関心のうちの文化的解放関心に動機づけられている、と吉田は理解しているが、まさにそのとおりである。Beckerが、相互作用論のもつ反体制的姿勢は現実を直視した結果であるといい(3章1-1参照)、Schurが、相互作用論の道徳的・政治的含意に、「その強い相対主義が、逸脱問題についての慣習的思考法に対して生じつつある挑戦を強化したこと」、「葛藤要素を強調し、法形成過程に焦点をあてることにより、逸脱と統制の問題が価値や政治の問題であることを明らかにしたこと」、さらに「社会統制過程・統制機関の研究を通じて、統制システムの不備に人びとの目を向けさせたこと」(1971: 171)を数え上げ、Goode (1975) が、

「感受概念」としての逸脱を主張するのを想起するとき、「文化的解放関心」ということばの含みがよく理解できるのではないだろうか。レイベリング論は、その「暴露主義」を非難されてきた面もあるのだが、それが「正しい」見方なら、人びとの面前にきちんと呈示してみせるのも科学の使命である。国家の強権力発動の場である逸脱を取り上げ、レイベリング論は、社会のメカニズムのカラクリを摘出してみせた。

逸脱が価値や利益のからむ「政治」の問題であると看破した相互作用論は、当然、「逸脱の政治学」研究へと向かうことになる。逸脱の政治性については、早くは Horowitz & Liebowitz (1968) が指摘したが、広く取り上げられるようになったのは、近年のことである (Kitsuse 1980, Schur 1980b)。

Schur (1980b) は、逸脱を「烙印抗争」(stigma contest)、あるいは「逸脱闘争」(deviance struggle) の産物と捉え、精神病、墮胎、監獄、売春、強姦、企業犯罪、同性愛という逸脱を、隔離 (containment)、問題の定義、反抗の動員 (mobilization of protest) 等のプロセスに光をあてて分析している。特に新しいデータを提示しているわけではないが、従来のレイベリング論の研究を、政治を強調した枠組の中でうまく捉え直している。これからの社会問題の研究は、社会運動論との接点ともなる、この分野のものが多くなるだろう。

西村が非犯罪化の対象として「法定犯」が該当すると述べたのに示唆されるように (本章 2-2 参照)、社会問題には、特にレイベリング論の対象に適するものがある。それは、何が社会問題あるいは逸脱であるかについて人びとの間に葛藤があるものである。コンフリクトアプローチは、理念的には何を社会問題とするにしても (たとえば

殺人さえ)、そこに葛藤が存在すると考えるわけだが、やはりその説明力の大きいのはコンセンサスの度合いの低いものを対象にしたときである。この意味では、Schur (1965 = 1981) が、非犯罪化論に賛同する立場から提起した「被害者なき犯罪」はその好例といえよう。

被害者なき犯罪とは、ある人間が別の人間からかなり直接的な交換のなかで、社会的に承認されていないうえに法的にも禁止されている商品や個人的サービスを獲得する状況に限られるだろう。

(Schur 1965 = 1981: 222)

この本の中で Schur は、墮胎、同性愛、麻薬使用の法的禁止がもたらす、第二次犯罪というコストを強調して、これらの非犯罪化を訴えたのである。

対象とする問題が微妙なものに限られている事情は、相互作用論の最初の教科書である Goode (1978) においても同じである。彼が取り上げているのは、麻薬使用、アルコール中毒、売春、同性愛、暴力行為、財産犯である。

4-2 解決策の検討

レイベリング論が提起する解決策とは、レイベリングあるいは社会的烙印の減少ということである。しかし、一口にレイベリングを減じるといっても、そのレベルはいくつか考えられる。本項では、統制機関による公式レイベリングの問題と、人間の認識過程としてのレイベリングとに分けて、レイベリング論の提言内容を検討する。

まず、公式レイベリングの減少についてだが、著者はこれを論じるために「非逸脱化」という概念を提出したい。非犯罪化がある行為を犯罪とみ

なすのをやめることであったのに対し、非逸脱化はある行為を逸脱の目録から除外することをいう。これは、犯罪、非行、精神病等々の逸脱を一括して論じるための造語である。この非逸脱化には、いろいろな形態が考えられる。

①自由化、非介入、非逸脱化のうちで最もラディカルなのが、逸脱の自由化である。これは、ある行為を取締り対象からまったく外してしまうことであり、戦後の刑法改正における姦通罪の廃止がこの例である。これからの自由化が考えられるものとしては、Schurの「被害者なき犯罪」とばく、ポルノ等が挙げられる。法の改廃によってなされるのが自由化ならば、法の弾力的運用によってなされるのが非介入である。優生保護法の「拡大」解釈によって中絶が日本においてかなりの裁量をもって行われているのは公然の事実であるし、警察は特殊な事情のない限り仲間内の賭麻雀は取り締まらない。「非行少年」というラベルの惹き起こす悪循環を懸念して非行への「積極的不介入」(radical non-intervention)を主張したのは、Schur(1973)だった。

②非刑罰化。ある行為を犯罪であるとしつつも、刑罰を科さない場合がある。これは、交通反則金制度や犯罪少年の保護処分はその例が見られる(西村1979:3)。精神障害者の犯罪を訴追しないという制度も非刑罰化の変種かもしれない。非行少年の場合、教育的配慮から矯正・処遇が優先されることになるが、ここで注意しなくてはならないのは、非刑罰化、これに伴う脱刑事化が、医療化(medicalization)を進行させたのではなんにもならないということである。Peter Conrad(1975)は、非行少年を司法関係者(警官や家庭裁判所調査官)ではなく、医者が「治療」することに、非行の脱政治化の危険を見た。何が非行であるか、という判断が人びとの手から離れ、専門

家の手に委ねられてしまうと、市民の監視の目が行き届かなくなってしまう。司法制度には異議申し立てのプロセスが組みこまれているが医療制度にはそれがない。医学が社会統制のエージェントとして司法制度に取って代わる危険性には十分な警戒が必要である。

③脱制度化。監獄への収容や精神病院への入院が社会との接触を絶ったものであり、その結果、受刑者や患者の社会復帰を困難にすることは多くの論者が指摘している(Goffman 1961, 計見1979)。精神病治療における開放病棟化、在宅・地域医療の推進は、精神病患者の脱制度化(deinstitutionalization)の試みの具体例である(計見1979)。

④処遇の秘密の保持。Weinberg & Rubington(1981)によると、レイベリングを減じるためには、統制機関によってなされた処遇や診断の記録は、記載事項の秘密が保持され、用が済み次第速やかに処分されねばならない(Weinberg & Rubington 1981: 181)。公式機関による烙印が逸脱者の日常社会への復帰をいかに阻害するかは、レイベリング論の繰り返し主張してきた点である。

⑤レイベリングにつきまとう利益を除去すること。ある状況を社会問題とみなすかどうかについて葛藤が存在するという事は、そこになんらかの利害が存在していることを示唆している。レイベリングに伴う利益を取り除くことによって、レイベリングそのものとこれによって生じる第二次逸脱の双方を回避しようと考えられる(Rubington & Weinberg 1981b: 187)。

以上、①から④まで非逸脱化をその程度の強い順に論じた。⑤は非逸脱化と呼べるかどうか疑問だが、脱レイベリングの一方策として紹介しておいた。

公式レイベリングに続いて、その根源に横たわる、人間の認識プロセスとしてのレイベリングに議論を移そう。レイベリング論の提出する解決策を眼前にして、頭に浮かんでくるのは、「そもそもなんらかの類型化なくして、人は意志伝達して(生きて)いけるのか」という疑問である。もし、類型化なしに人が社会生活を営むことができないのなら、その使用につれて類型概念に道徳的含意が付着し、レイベリングが社会統制の手段となるのを止めることはできない。

差別をいかにして減少していくか、という問題意識から、偏見やステレオタイプが社会学や心理学の研究対象とされてきた (Allport 1958 = 1968, 今野 1983)。従来の偏見研究を検討した加藤幸信は、偏見の根本原因として次のように述べている。

偏見成立の根本的原因とは、すなわち、人間はあらゆる対象を完全に理解できるだけの認識能力を保持していないということである。

もし、人間にあらゆる対象を完全に理解するだけの認識能力が備わっていれば、偏見の生じる余地はない。けれども、実際には人間の認識能力には明らかな限界が存在する。人間は、ごく限られた対象、ごく限られた範囲しか認識できないし、理解できない。ここに誤解の生じる余地が存在し、偏見の発生する余地が存在する。但し、誤解イコール偏見ではないことは言うまでもない。偏見は誤解のあくまで一種にすぎないのである。

(加藤 1979: 31-32)

Allport (1958 = 1968) は、カテゴリー化に働く「最小努力の原理」や「二価値判断」という認知過程、あるいは言語的要因からも偏見を分析し

ている。今野 (1983) も、偏見を「文化」として捉え、その根元を同じく認知過程に求めている。これらは、突っこんだ分析でありおもしろいのだが、何か物足りない。それは、偏見 (レイベリング) の生じてくる根本原因は、人間の認知能力の特徴にある、と結論してそれ以上の考察を推し進めていないからである。人間の認知プロセスをもっとじっくり考えていく必要がある。その際、人間の認知におよぼす社会、とりわけ社会秩序の影響に目を向けねばならない。

認知過程へのシンボリック相互作用論や現象学的社会学の関心が高まりつつある。認知心理学や社会心理学の分野からの Alfred Schutz や G. H. Mead の業績を評価しようとの動きも見られる。¹⁰⁹⁾ 著者も、レイベリング論にとらわれずに「レイベリング」そのものをつきつめて考える必要性を痛感している。帰属理論等の知見や認知心理学の成果をとりこんで、「レイベリングの理論」構成の方途を探るのが、これからの大きな課題である。レイベリングの問い直しという作業を通じてこそ、レイベリング論が突きつけた「近代社会の秩序原理に対する根底的なく問い>」(村上 1979: 107) に答え、「規範パラダイム」から「解釈パラダイム」への変換という一つの「科学革命」(船津 1976: 266) を推進することが可能となるのである。

5章 自己成就的予言

前章まで、「レイベリング論」とは、逸脱への反作用の重要性を訴える主張群が、批判者により十把一絡に「レイベリング論」とレイベリングされた結果生じてきた、という観点に立ってレイベリング論史の構成を行った。最後に本章では、レイベリング過程をもう一度見直してみることにする。

実務に携わり、政策にレイベリング論を生かしていく立場から離れて、純理論的にレイベリング論を煮つめてみるのも大いに意義のあることである。大村や徳岡は、中範囲の理論としてレイベリング論を定式化している。

何がレイベリング論であるか、という類の問いに答えるのは、困難なことであり学説史は別にして理論的にはあまり生産的な作業ではない。これから必要とされるのは、レイベリング論のインプリケーションを抽出して、理論化していくことである。

以下は、そのような試みの紹介である。

1節 レイベリング論の論理

大村は、レイベリング論の論理を説明するために、図13のようなダイアド・モデルを考える。ここでは分析的に、自己がパフォーマンスの、他我がサンクション（反作用）のそれぞれ主体として固定される。これは、Parsonsのいう「貢献—報酬」連関を、逸脱分析に適用した例である。¹¹⁰⁾

このモデルでParsonsの一般行為理論を説明すると（以下大村に従い、先行行為をPP、裁定をSa、後続行為をSPと略記する）、PPに分析起点をおき、その行為内容が包括システムの要件達成に負機能的（有害）であることが、Saを否定

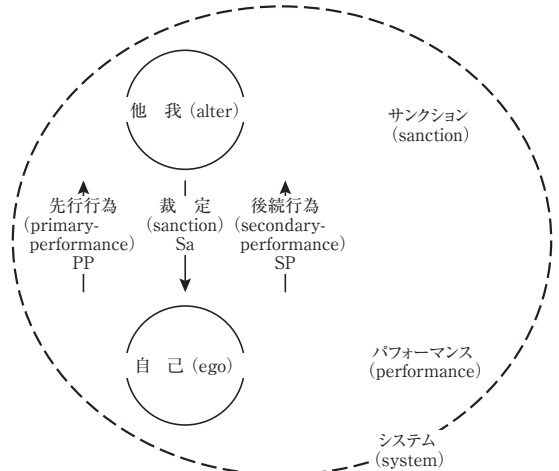


図13 レイベリング論のダイアドモデル (大村；宝月 1979: 33)

的 (negative) にする理由であり、この否定的なSaがSPを正機能的な方向に誘導する。このような機能的必然性がPP → Sa → SPの意味の連続性と包括システムの存続とを保証する、ということになる。ところで、統制弛緩から逸脱が生じるとする「マイナス統制説」（4章2-1でいう統制論のこと）は、PPが有害であるのにSaが有効に作用しない、したがって包括システムの存続が危ぶまれる状態を問題視するが、ロジックとしてはこれに従っている。

しかし、レイベリング論をはじめとする「プラス統制説」（統制強化が逸脱を生み出すと考える立場）では、PPの（客観的）行為内容とSaとの間にはこのような機能的関係は認められず、Saはより主観的な理由によって作動すると主張される。そしてPPの社会的意味（それが逸脱であるか否か）は、その客観的内容によってではなく、Saにもっぱら依存して明らかになるものであるから、「他我」側がPPについて抱く思いや感情など、主観的構成以外に別の内容を仮定する必要はないとされる。かくて逸脱研究はPPではなく、Saに分析起点を定めてなすべきことが強

調されるのである（大村；宝月 1979: 32-33）。

大村のみるところ、「プラス統制説」の中心課題は、いかにして主観的である他我の Sa を公認された「逸脱ラベルの付与」という一定の客観性へと転換していくかにある。ここに、一見レイベリング論と同じく「プラス統制説」に立つように見える Durkheim とレイベリング論との違いがみられる。Durkheim は、他我の感情を「集合感情」を媒介として、行為の有害性を取りこむ。そこには、「他我」の間にコンセンサスを仮定する Durkheim の「理想主義」が顔を出しているという。

しかし、社会の葛藤的要素を重視するレイベリング論ではこうはいかない。ここでは、PP の内容ではなく、行為主体つまり「自己」の客観的屬性および「自己」と「他我」との関係が有する客観的構造特性から説明されるのである。「ステイグマ」的屬性と呼ばれるものが前者であるのに対し、後者は Becker のいう「信頼性のヒエラルヒー」（hierarchy of credibility）である。本来純主観性にすぎない Sa も、自己と他我とがヒエラルヒカルな関係にあって、感情を傷つけられた他我の側に公的な権威が与えられている状況では、逸脱ラベルの押しつけとなるのである（大村；宝月 1979: 33-35）。

大村は、レイベリング論のロジックを説明するために、「嫁と姑」の関係を考える。

嫁（自己）の PP はシステム有害性とはまったく無関係に、姑（他我）の感情を傷つける可能性があり、かつ姑の個別利害を反映した主観的 Sa は、「悪い嫁」という逸脱ラベルの適用、したがって、それを客観的なシステム有害性に転換できる構造的必然性をもっていた。まさしく、「嫁のある行為は、それが有害（犯罪的）

だから姑（→家族）の感情が傷つく（非難する）のではなく、姑（→家族）の感情が傷つく（非難する）から有害（犯罪的）なのである」。そしてこの例で考えれば、当初 PP の内容とは無関係になされた Sa（悪い嫁という非難）が、他我（姑）の権威によって一定の必然性ないし客観性を確保すると、その Sa のゆえになされた自己（嫁）の SP（たとえば里へ帰って戻ってこない）は、結果として、Sa の客観性を補強し、ひるがえって PP → Sa の連関までが正当化され、姑の「先見の明」が評価されたりするあのメカニズム、予言の自己成就をつぶさに理解できる。

（大村；宝月 1979: 35）。

レイベリング論が Sa を起点として逸脱経歴、あるいは第二次逸脱を研究しようとするのは当初主観的だった Sa を SP が正当化し、客観性に転化されていくメカニズムを解明したいからである。

レイベリング論の骨子をまとめると以下のようになる。

(1) あるひと（他我）が、主としてその個別利害によって、あるひと（自己）の PP を主観的に有害と**感じる**以外に、あらかじめ何らかの客観的意味がこの PP にあるわけではない。だが (2) この主観的 Sa がただちに客観的有害性というラベル貼りとして機能するわけでもない。つまり Durkheim が言うとおり、逸脱はたんに利害の侵犯であるのではない。さりとて Durkheim のように「共通の信念」を冒涇したからだと短絡させてもいけない。(3) 他我の専門的権威、逆に自己の「ステイグマ」的屬性などあらかじめ両者が占める構造的位相、また PP と Sa とが「出会う」状況、あるいはそれ

らに規定されて Sa が PP ではなく SP をシステム有害性へと現実に誘導するなどを条件に、主観性→客観性への転換が可能となる。(大村；宝月 1979: 36)

先の図式に引き寄せていうと、ラディカル犯罪学等の葛藤論の立場は、Sa の主観性理由を自他の個別利害に還元し、どちらか一方がそれを有害性に根拠づけて正当化する理由を権力や富裕によるイデオロギー支配ないし虚偽意識の温存に求めているといえる。対してレイベリング論は、PP の意味は利害関係などによって構造的に決定されているのではなく、時間的・空間的に、状況次第で変わることも力説する。そしてひとがそれを逸脱(有害)と思えば、事実としてもそれは逸脱(有害)となる可能性を示唆するのである(大村；宝月 1979: 36)。

2節 自己成就的予言

自然現象と社会現象の相違に着目して、社会科学に固有の方法論を追求したのは、W. I. Thomas であった(徳岡 1981)¹¹¹⁾ Thomas によると、人間行動は、実在すると人が信じることに基づいて生起する。つまり人は、実在すると思っている時には、(たとえ客観的には存在していなくとも)実在するかのごとく行動する、ということこそが人間の社会生活にとっては決定的に重要な事実である。行動の前提となる意思決定の前には、人が自ら置かれている状況をどう解釈するかという、状況に対する視点、すなわち「状況の定義(the definition of situation)」¹¹²⁾が先行しなければならない。状況の主観的な定義づけを重視する Thomas は、「もしひとが状況を真実であると決めれば、その状況は結果においても真実である(If men define situations as real, they are real in

their consequences.)」と断言した。要するに、状況は解釈者と切り離されて客観的に存在するものではない。これこそが、社会現象のユニークな特性である、と Thomas は主張する(徳岡 1981: 37-38)。

ハレー彗星の循環がどんなふうにも予測されようと、その軌道には何の影響も及ぼさない(Merton 1957 = 1961: 384)のに対し、アポロンの神託を実現させまいとするオイディプスは、予言どおり実父を殺害し実母と結婚してしまう(K. R. Popper 1960 = 1961: 31)¹¹³⁾という違いが、自然現象と社会現象の間にはみられる。Merton は、先の Thomas の命題を社会科学にとっての「基本的な公理」であると考え、ここから自己成就的予言(self-fulfilling prophecy)の概念を構築する。

自己成就的予言とは、最初の誤った状況の規定が新しい行動を呼び起し、その行動が当初の誤った考えを真実(real)なものとすることで、自己成就的予言のいかにももってもらしい効力は、誤謬の支配を永続させる。というのは、予言者なる者は、出来事の実際の経過をもって、彼がそもそもの初めから正しかったことの証明としようとするからである。

(Merton 1957 = 1961: 384-385)

この予言の自己成就過程を金丸(1970)は、予期→行動→結果の系列(sequence)として捉えているが、これを前節の大村の図式にひきつけてみると、予期(anticipation)とは、「自我」の PP ではなく SP のもたらす状態(結果)についての「他我」の予測であり、他我はこの予測に基づいて行動するのである。つまり、自己成就的予言とは、図13の「他我」の視点から状況を眺めた場合の説明となっている。

予言の自己成就過程の逆は、予言の自己破壊あるいは自殺である。

もし予言がなされなかったとすればたどたどであろうコースから人間行動を外れさせ、その結果予言の真実さが証明されなくなる場合である。つまり予言が自滅するのである。

(Merton 1957 = 1961: 385)

この種の予言は、自己破壊的予言 (self-destroying prophecy) あるいは自殺的予言 (suicidal prophecy) と呼ばれる。自己成就的予言では予言時点で実在していない (unreal) 状況を予期したためにその状況が真実 (real) なものとなるのに対して、自己破壊的予言においては正確な (real) 予言をしたことが予言内容を狂わせる (unreal) ことになる。Thomas が「real」という言葉を用いているので、ここではその反意語に「unreal」を用いたが、「real」の厳密な意味が「true」であるのか「actual」であるのかは、日常世界の意味構成の問題であり、これから究明されていく必要がある。

以上の議論を図にまとめると、図 14 のようになる。

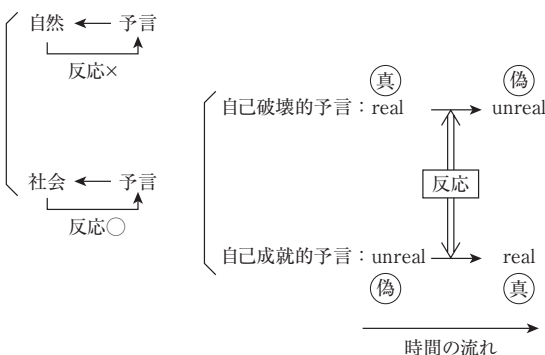


図 14 社会現象における自己破壊的予言と自己成就的予言^{*114)}

*ここでは、対比を際立たせるために「real」の訳語に「真」を、その反意語に「偽」をあてた。

3節 予言の諸類型

徳岡は、自己成就的・自己破壊的予言の分類を行うが、その分類軸は、前者については、<一人系-複数系>という関与主体数と<一回系-循環系>という予期→行動→結果という系列の回数の2つである。自己破壊的予言は、関与主体数の軸のみで分類できる。

まず、<一人系-複数系>という軸についてみよう。

R. M. Maclver は、Merton のいう self-fulfilling prophecy を、self-fulfilling anticipation と self-fulfilling postulate に下位区分する。前者は、個人であれ集団であれ一つの行為主体の内的経験において作用する現象である。試験に失敗するだろう、不能になるのでは、とか、わがチームは敗れるのではないか、といった思い込みがモラルに影響し、予測的中させてしまう場合である。このタイプでは、制度的関係とかかわりなく個人や集団の行動が予言通り自己実現する。後者は、銀行への不信感がとりつけ騒ぎを惹きさせたり、国連への信頼が弱まると国連の力は弱体化し、逆に加盟国が「国連は信頼に足るもの」と信じれば現実強力な力を発揮できるなどの場合である。「制度への不信が制度の力を弱める」のだと彼は云う。前者は intra-personal, intra-group (個人内, 集団内) 現象であり、後者は inter (間) 現象と区別することも可能であろう。(徳岡 1981: 42)¹¹⁵⁾

同じ区別を金丸 (1970) は、「一人系」と「二人以上の複数系」ということばで試みている。予期→行動→結果の系列において、誰が予言し、誰がその予言に基づいて行動をし、誰が結果を受け

取る（観察する）か、という参加者の役割分化の視点からの区別である。一人系とは、個人であれ集団であれ、単独の行為主体が全系列を行う。対して複数系においては、二つ以上の主体によって担われる。この金丸の区分は、MacIverの「予想」(anticipate)と「命題」(postulate)の区別に対応していると徳岡は考える。

＜一人系－複数系＞の区別は、自己成就的予言のみならず、自己破壊的予言にも適用可能である。一人系の例としては、自分は（我が軍は）強いのだとの自信が慢心となり、安心して油断することによって結果的に敗北してしまう場合、複数系の例には、いわゆる「アナ場」情報を信じた人びとが殺到した結果、もはやアナ場ではなくなってしまう場合をそれぞれ徳岡は挙げる（徳岡1981: 42-43）。

次に問題となるのは、予期→行動→結果の系列の回数である。

二国間の戦争は不可避であるとの確認にそそのかされ、相互の感情が疎隔し、互いに相手の攻撃的動きに不安を抱いて軍備を拡張することによって、一触即発の危機が造出される。その結果、戦争の勃発という予想通りの結果をもたらして、この過程は一回の系列で終了する。他方、黒人はスト破りでも平気でやる労働者階級の裏切り者である、とする白人の信念は、黒人を、組合主義にはなじまない性癖をもつ者だとして組合から排除させることになる。組合から締め出され仕事から排斥された多くの黒人たちは、白人労働者のストライキで身動きができない雇主の申し出を受け入れ、スト破りをしてでも仕事にありつかねばならなくなる。黒人のスト破りという冷厳な事実をまのあたりにした多くの白人は、当初の信念をますます確認し、黒人を

労働組合から排斥する政策を強く支持することになる。このプロセスは、結果が予言を強化するという形で何度も循環する可能性を有している。そして一たびこの循環が確立すると、この循環回路に適合しない情報は、「それは例外だ」として無視されてしまう。

（徳岡 1981: 43）

一回系と循環系の区別は、予言の自己成就過程においてのみ必要である。予言が適中せず当初の予言が結果によって強化されない自己破壊過程に関しては、この区別は不要である。徳岡は、予言の諸類型を表15のように整理する。

表15 予言の諸類型（徳岡 1981: 43）*

* [] は、南の付け加えた事例

自己破壊的予言	
一人一回系	前評価の高いチーム（慢心→手ぬき→失敗）
複数一回系	株価予測, Marxの教説, 小麦の生産量予測, [選挙予測]
自己成就的予言	
一人一回系	「なせば成る」, 試験ノイローゼ
一人循環系	「病は気から」, 心身症 [対人恐怖]
複数一回系	「戦争は不可避」, 「国連は信頼できる」, 取り付け騒ぎ, 広告
複数循環系	人種差別, 被差別部落問題, [分裂病]

株価予測とは、「いまかりに、株価が3日間上り続けてその後には下落する、といった予測がなされたとすれば、明らかに株式市場に関係している者なら誰でも、当の3日目に売りに出るだろうし、そうすればその日に値が下がってしまっ、予測を偽なるものにしてしまう」（徳岡 1981: 39）例であり、小麦の生産予測は、「官庁の専門の経済学者がはやくから小麦の生産過剰を予報しておれば、個々の小麦の生産者はその生産をさし控え、この結果を覆してしまうことになる」という

Merton の挙げた (1957 = 1961: 119-120) 例である。

資本の集中に伴う一般大衆の窮乏化の結果、資本主義体制は危機に陥り崩壊するという Marx の予言も、労働者階級の団結から団体交渉の獲得という修正によって、その実現が少なくとも遅らされ、自己破壊的予言の好例となっている (徳岡 1981: 41)。Marx の予言を自己破壊的予言の例とすることには異論もあろうが、中国思想界においては、Marx 没後 100 年を経ても「予言」が実現しないことに疑問の声が挙がっているという (『毎日新聞』1983 年 10 月 4 日付朝刊)。このような報道に接すると、100 年以上も前に成された予言がそのまま実現すると信じこんでいるとはどういうことかと「予測」をその使命とする科学の意義までも考えさせられてしまう。

選挙予測における予言の自己破壊過程とは、「当選確実」と予測された候補者が、落選してしまう現象である。「当選確実」の報に接した支持者は、自分の一票をより有効に活用しようとしてボーダーラインで競っていると予測された候補者に投じるのである (限界効用説)。このため、当選 (真) するはずだった候補が、落選 (偽) してしまうという結果が生じてくる。

一人循環系の現象には以下のものがある。

万年筆の軸を皮膚にあてるだけでも「この金火箸は熱い」といえば、皮膚に紅斑や水泡が生じるといった暗示作用や、近年注目されるようになった心身症があげられる。心身症とは、精神的・心理学的原因によって起きた身体的な疾患、あるいは身体的な症状であって、日本精神身体医学会の定義では「病気の発病に心理的な要因 (原因) がとくに濃厚と思われるもので、その治療にも心理的な治療法がとくに重要であ

る、と思われるからだの病気を心身症と呼ぶ」とされている。

(徳岡 1981: 49)

対人恐怖もその好例であろう。心身症と対人恐怖との異同は著者にはよくわからないが、「対人恐怖に悩む人たちにあっては、我々が日常の対人場面で繰り返し経験している『気づかい』や『こだわり』が著しく拡大され、意識されている」(小川 1978: 5-6) との記述を始め、一連の紹介を読むと (『現代のエスプリ』127 (1978 年 2 月) 号所収)、対人恐怖症こそ一人循環系の代表例と思われる。

広告により流行が生み出されてくる過程は、徳岡 (1981) の書評において大村 (1981) が注目している例である。

D. J. Boorstin は、彼の云う擬似イベントの時代を説明して、我々は同語反覆 (tautology) の世界に住んでいると表現している。宣伝のカラクリを例にあげて、「一冊の本をベストセラーにする最良の方法は、その本をベストセラーと呼ぶことだ」(→「10 万部突破!」) と。さらに彼は、「いまや真実をつかむものは事実をつかむのではなくて、自分で立てた予言を自分で実現するという技術の練達者なのである」(Boorstin 1962 = 1964: 233) とも明言している。

(大村 1981: 101)

同類の現象は、中野; 早川編『マスコミが事件をつくる』(1981) において広範に論じられている。流行現象や擬似イベントは、一度実現されてしまうと、その魅力を失い衰えるのが普通であり、一回系として分類するのが適当である。

4節 レイベリング論再評価

予言の自己成就というときの予言とは、果たして何なのか。Thomasに従っていえば「状況の定義を公表すること」であり、徳岡流には「現在または未来についての不確実な事象に関して見解を表明すること」(1981: 45)である。

予言が効果をもつためには、予言者の状況の定義が行為者に理解できる程度に表明されねばならない。「予期」と「行動」の役割分化がない「一人系」に限って言えば、外部への公表は必要ではないが、これも自分が自分に対して表明する場合と考えておけばいいであろう。

(徳岡 1981: 45)

この一人系の場合、Beckerの逸脱行為の諸類型(南 2011: 55の表10)へ寄せられる非難に対する回答を提供する。Beckerの類型に対しては、隠れた(secret)逸脱がどのような判断過程を経て生じてくるのか不明であるとの批判が成されてきた(Becker 1973: 186)。他者のレイベリングという反作用により行動の逸脱性が決定されるものならば、「隠れた」逸脱とは存在しえないというわけである。これに対しBeckerは、そこには自己定義プロセスが介在すると反論する(Becker 1973: 187)が、これこそ「主我」(I)と「客我」(me)とに自我を分割し、両者の相互作用を想定するG. H. Meadのシンボリック相互作用論の顕われであり、「一人系」を可能にするのである。

さて、予言が効果を生ずるためには、行為者が予言内容を受け入れて行動することが必要である。徳岡は、予言が影響する過程に働く要因を、予言者の性質(勢力)、予言内容、行為者の属性、予言者や行為者を取りまく社会状況の4点から検

討する。予言者の性質についてはFrench & Raven (1959)の勢力の5類型、予言内容についてはAllport & Postman (1947 = 1952)の、流言の発生量を規定する要因としての曖昧さ(ambiguity)と重要性(importance)の指摘、行為者の属性についてはCantril (1940 = 1971)のいう批判能力、社会状況については「状況の定義」を許すアノミー状態、が予言の影響力を左右する要因として取り上げられているのだが、本論では詳述せずにおく。社会心理学では、各々について多くの研究の蓄積があり、詳しい検討はこれからの課題である。

ここで、再度レイベリング論に戻りたい。大村によると、レイベリング論の含みは、分析の起点をSaに置くことであり、 $\langle PP \rightarrow Sa \rangle$ 連関に代えて $\langle Sa \rightarrow SP \rangle$ 連関の分析次元を転換することである。この分脈では、「予言の自己成就」説とは、

$\langle PP \rightarrow Sa \rangle$ の連関は、きわめて恣意的でなんの必然性もなかったのに、 $\langle Sa \rightarrow SP \rangle$ の関係によって、 $\langle PP \rightarrow Sa \rangle$ の関係までもが**正当化**され、まさにPPに対して**必然的**なSaであったかのごとく錯覚されていく事態を指す。

(大村 1977: 6)

ここで問題となっているのは、Kitsuse (1962)以来レイベリング論の考察対象となってきた遡及的解釈である。 $\langle Sa \rightarrow SP \rangle$ の連関を $\langle PP \rightarrow Sa \rangle$ の連関にすりかえて説明すること、これこそ遡及的解釈である。当初著者は、遡及的解釈を予言の自己成就過程が時の流れに逆行したものと位置づけようとしたが、大村に従って、 $\langle Sa \rightarrow SP \rangle$ の必然性があたかも $\langle PP \rightarrow Sa \rangle$ の

必然性であるかのごとく解釈されることと捉えた方がよさそうである。

さて、レイベリング論を < PP → Sa → SP > と広く捉えると、< 否定的裁定 (negative sanction): NSa → 否定的行為 (negative performance): NP > (これを大村は「ギャングの社会学」と名づける) のみならず、< 肯定的裁定 (positive sanction): PSa → 肯定的行為 (positive performance): PoP > (「スターの社会学」¹¹⁶⁾ も同じ枠組で考えることが可能となる。いや、現代のような擬似イベントの社会においては、「いつ何時犯罪者にされてしまうか判らない危険よりも、スターにされてしまう危険の方に気をつけねばならない」(大村 1977: 8) のである。

徳岡は、「ギャングの社会学」と「スターの社会学」との中間的位置を占める < PSa → NP の抑制 > の連関が、非行理論としての自己観念論 (self-concept theory, Reckless et al. 1956) にあたるといふ。

よい自己観念は、非行抑制の重要な変数となるということがこの理論 [自己観念論] の核心であり、同時にこれは、「人々は自分を悪い少年だとみている」と思っている少年は、非行をしやすいということを強調するものである。
(星野 1975: 135)

星野も自己観念論とレイベリング論との類似性を指摘するように (星野 1975: 135)、徳岡は自己観念論を広義のレイベリング論の一環として位置づける。さらに彼は、PSa の消極的效果としての NP の抑制のみならず、積極的效果としての PoP 分析へと進む。『私の履歴書』を題材に、成功経歴における「意味ある他者」との **出会い**、そして彼らを与えられた PSa の重要性が指摘される (徳

岡 1981: 61-67)。レイベリング論を「出会い」説と呼び、アノミー論の「選択 (行為)」説と対置した大村 (1977: 6) の意図もここから明らかになる。¹¹⁷⁾

以上の議論をまとめてレイベリング論の類型を表したのが、表 16 である。

表 16 レイベリング論の「出会い」説

否定的裁定 (NSa)	→ 否定的行為 (NP)	… 「ギャングの社会学」 狭義のレイベリング論 〔悪の劇性化〕
肯定的裁定 (PSa)	→ 否定的行為 (NP)の抑制	… 自己観念論
肯定的裁定 (PSa)	→ 肯定的行為 (PoP)	… 「スターの社会学」 〔私の履歴書〕

表 15 の予言の諸類型のうち、複数循環系についてはまだ触れていなかった。本節では、現象を複数循環系として捉える方法が、システム論へとつながっていくことが示される。

自己成就的予言の例として、Merton はアメリカ社会の人種差別を取り上げ考察したが、素材となったのは G. Myrdal の『*An American Dilemma*』である。

G. Myrdal は、黒人問題分析の方法論として、「principle of cumulation」という視角を主張した。白人の偏見と差別は、黒人の生活、健康、教育、マナー、道徳等の水準を低位にとどめさせる。このことが白人の偏見に支持を与える。かくて白人の偏見と黒人の水準は互いに他の原因となる。黒人の生活水準は白人の側からの差別によって低位にとどめられ、他方では白人の差別の根拠は黒人の生活水準にもよっている。そして 2 変数間の相互作用が無限にくり返される中で問題は深刻化する。もし一方が変

化すれば他方も同じ方向に変化する。このように把える動的因果論の立場においては、1つの主要原因というものはなく、すべてが他のすべての原因であるということになる。この視角は「the theory of the vicious circle」とも呼べるが、らせん状に変化するその方向は、価値的にみて正負いずれの方向にも作用しうるので、「principle of cumulation」と呼ぶ方がよいとし、この原理は、より広い範囲の社会関係にも適用でき、社会変動を研究していく上で、主要な理論的武器になりうると主張した。（徳岡 1981: 68）

MacIver はより図式的な説明を行っている。

MacIver も同様に、差別→低所得水準→低生活水準→低い教育水準→賃金獲得能力の低さ→差別、という各要因間の円環的連鎖(circles)を指摘し、悪循環の原理を黒人問題に適用している。重要なのは、この連鎖が一巡すると、能力が等しいのに低賃金であれば差別となるが、劣等だから賃金が低いのは差別ではない、として最初の差別が合理化され、より強化された差別を生み出す点である。つまりD1 (discrimination) → C1 (condition of life) → D1 → C1 といった同一レベルでの循環ではなく、D1 → C1 → D2 → C2 → D3と、らせん状にますます悪化の方向をたどる点である。こうしてひとたびこの循環が確立し固定化されると、各変数はそれぞれ他の変数によって維持強化され、たとえひとつの変数が変化しようとしても、たえず復元させる力が作用して悪循環の環が維持されることになる、と主張する。

（徳岡 1981: 68-69）¹¹⁵⁾

MacIver と同様の視点が、昭和 48 年に出された『同和対策審議会答申』にも見られるとして、徳岡は、日本の被差別部落問題を複数循環系の例に付け加えている。

Laing & Esterson (1970 = 1972) が、「分裂病者」を家族連鎖(nexus)の実践(praxis)と過程(process)の光にてらしてみると彼の体験や行動ははるかに可知的となると主張したとき、「分裂病」は自己成就的予言の複数循環系として捉えられていた。「分裂病者」ブレイア・ルーシーと彼女の家族と面接し、その内容を分析した彼らは、結論部で次のように述べる。

ルーシーの両親はどちらも、独立した人間として、自分たちの両親との関係から脱けられなかった人である。2人とも自分では認めないが、一生涯無力に空想にふけてきた。ルーシーはまだしも、部分的には事の状態に気づいていることを示す発言を数多くしているが、ブレイア夫妻の方は自分たちの経験や行動の様式が幻想にすぎないということを少しも認知せずに話をするのだった。

自分の知覚が他人に認められないとき、誰でも自分の知覚を疑いがちになる。そういうとき我々も「これは自分の空想かな」というかもしれない。

この家族についての我々の命題は、ルーシーが言わざるをえなかったことやその表現の仕方を、彼女の立っている状況を背景にして考えると、完全に了解可能になるということなのである。

（Laing & Esterson 1970 = 1972: 88）

Laing & Esterson は、「家族が病因的変数である」という仮説をたてて、それを検証するべくこの

研究を計画」したのではなく、「もしも我々が家族の相互関係を何も知らずに患者をみたなら、比較的について社会的に非常識と思えたであろう彼らのいくつかの体験や行動が、彼らの本来の家族という文脈の中でみると、ずっと意味のあるものになる」ということを例証しようとした、と主張する (Laing & Esterson 1970 = 1972: 5)。「分裂病者」の行動を可知的 (intelligible) あるいは了解可能にすることが彼らの目的なのだが、ここで問題とされているのは、娘 (研究されているのはすべて女性である) の普通の行動に、家族が適切に対処しきれないで、不適当な裁定 (Sa) を行っているということである。

キャンプから帰ってきてはじめて、彼女 [ジェーン, 「分裂病者」] は自分自身や母親や学校の勉強や神や他の人々について自分がどのように考えているかを、普通の標準によって、しかし実際は非常にひかえめに、語り始めたのだった。

この変化は学校の先生には積極的に歓迎され、シルビア [ジェーンの姉] からは、ある程度普通の姉妹らしい意地悪い目でみられることになり、父親には、年頃の娘をもつことの動揺の一部になったようであった。しかし母親だけがそれを病気のあらわれだとみなした。そして、クリスマスの休暇中やその後さらにひっこみ思案になり始めると、母親は自分の意見にますます確信をもった。

(Laing & Esterson 1970 = 1972: 192-193)

両親がルースの病気という言葉で何を指しているかを、もっと詳しく調べてみよう。

父や母にとって、また兄にとっても、ルース

[[「分裂病者」] の病気の主な徴候は両親に対する悪口と恨みであり、コントロールができない行動であった。・・・[中略, 母の供述]・・・

ルースの立場にたつてこの問題を考えるため、我々はもう一度この問題に立ち戻ってくるであろう。しかし我々は今、両親に対する彼女の「悪口と恨み」やコントロールできない行動は彼女の病気のせいであったという仮定が、8年間にわたって、家族によってだけではなく、彼女のこの「状態」を「治療」してきた精神科医たちによってもなされてきたと、我々の知る限り、誰もそれに疑いをさしはさまなかったということ、を書きとめておいてよいであろう。(Laing & Esterson 1970 = 1972: 207-208)

< NSa → NP > という狭義のレイベリング論よりも、< PSa → PoP > 過程の方がより純粋な形で出現しやすい。なぜなら、他者から好意的な評価を受けた行為主体は、その貼られたラベルに対して異議を唱え、抵抗する必要はないのだから (徳岡 1981: 61)。「分裂病」経歴も < NSa → NP > 連関であり、決定的な「出会い」を確定することは難しい。だが、家族の評価 (予言) が娘 (「分裂病者」) の行動に影響を与えていると考えるのは十分に根拠のあることである。¹¹⁸⁾

徳岡は、M. Maruyama の分類的 (classificational) ユニバースと関係的 (relational) ユニバースの区分に基づいて、複数循環系を認識論的に論じる。分類的ユニバースは、ギリシャ、ヨーロッパ、アメリカ的な伝統をもつ文化圏で一般的であり、それは物質的であれ精神的であれ実体 (substance) から成っており、実体志向的 (substance-oriented) 認識論である。文法的に言えば名詞志向的であって、名詞として表現されないものは具体的事象と

しての地位は与えられない。

これと対照的に、関係的ユニバースは事象志向的 (event-oriented) である。このような認識は中国や日本、エスキモーやナバホなどアメリカンインディアンの多くの部族にみられる。そこでは、存在するもの間に存在論的あるいは因果論的な優先関係を見出そうと努めるのではなく、相互作用の相互依存性が強調される。いわゆる定義なるものはカテゴリー、下位カテゴリーによってではなく (分類的ユニバースとは違って)、相互作用や相互関係によってなされる。たとえば、戦争とはそれが終われば平和になるものだし、平和は戦争とともに終わりを告げる。関係的ユニバースの思考様式は相互補完性、調和、融合であって、区分化ではない。

前者 [分類的ユニバース] における関係は、下屬、上屬、例外といった原理で規定されるのに対して、関係的ユニバースにおける関係は多面的、相互的、状況的である。関係的ユニバースは分類的なそれと異なりヒエラルヒーを確立していないのである。

(徳岡 1981: 72-73)

前者 [分類的ユニバース] は演繹的論理、競

争、自然の征服、一次元的に序列化しうるユニバースなどの仮定にもとづく認識論であって、因果関係についても、「単一方向的な因果関係の流れ」を想定する。しかしヒエラルヒーの形態をとらない相互主義、自然との調和、相互補完性などを強調する後者 [関係的ユニバース] にあっては、因果関係についても「相互因果性」に、すなわち要素自体の内在的性質よりも諸要素間の相互的な環の性質に関心が注がれる。どの要素も他の要素より原因として一層重要だということではなく、因果連鎖の鎖の環においてはそれぞれ欠くことのできない要素であるとの認識が後者の特徴であるといえる。

(徳岡 1981: 73)¹¹⁹⁾

以上の分類的ユニバースと関係的ユニバースとの対比を表にまとめると表 17 のようになる。

Maruyama はさらに、循環論法を禁じるアリストテレス的な西洋の論理においては相互因果性の概念が近年にいたるまでタブーであったが、最近科学の諸部門で徐々に認識されはじめている、と強調する。¹²⁰⁾ この指摘をうけて、青少年の問題行動の原因追求が、問題の子から問題の親へ、そして親子関係のあり方へと焦点を移してきたのも、逸脱行動の解明がレイベリング論といった関

表 17 分類的ユニバースと関係的ユニバースの特徴

分類的ユニバース	vs.	関係的ユニバース
ギリシャ、ヨーロッパ、アメリカの文化圏	[勢力圏]	中国、日本、エスキモー、ナバホ
実体志向的	[志向]	事象志向的
存在論あるいは因果論的優先関係の発見		相互作用の相互依存性の強調
区分化	[思考様式]	相互補足性、調和、融合
下屬、上屬、例外	[関係を決定する原理]	多面的、相互的、状況的
What is it?	[基本的設問]	How does it relate to others?
単一方向的な因果の流れ	[因果関係]	相互因果性

係認識へと移行してきたのも、分類的ユニバースから関係的ユニバースへの移行の反映であると徳岡は述べる（1981: 74）。

認識論の変化がレイベリング論を可能にしたという徳岡の指摘は、レイベリング論を評価する際に大変重要である。Gove の批判がどれだけ逸脱の「原因」を説明しうるか、とレイベリングの説明を問題にするのは分類的ユニバースを当然視しているからである。その限界を意識しない限り、関係的ユニバースを志向するレイベリング論を正しく評価することはできない。あれほどの論争がありながら、議論がうまくかみ合わなかったのは、認識論のレベルでの喰い違いがその原因と著者には思われる。

6 節 形態生成と形態均衡

現在、相互因果性を研究の中心に置いているのはシステム論である。徳岡も、レイベリング論をこの土俵に乗せようとする。その際、形態均衡という概念が区別されねばならない。

貧困者は一時的に所得が上昇しても子どもを生むことで結果的に貧困のままにとどまる、といった相互因果性は、サイバネティクスという名称で研究されてきた。N. Wiener の唱えたサイバネティクスは、サーモスタット、体温調節など逸脱を防止し、システムの均衡を維持する過程（deviation-counteracting system）、つまり負のフィードバック（negative feedback）の分析に焦点をあわせて発展してきた。¹²¹⁾

（略）この逸脱を拡大する過程（deviation-amplifying system）としての相互因果性、すなわち資本の蓄積やインフレの進行、国際紛争のエスカレート、生物の進化過程に例証されるような正のフィードバック（positive

feedback）については、Maruyama が言うようにほとんど研究も理解も応用もなされなかった。彼は、ネガティブ・フィードバックに焦点をあてたサイバネティクスに対して、ポジティブ・フィードバックの分析を、1963年の文献で the second cybernetics と命名した。（徳岡 1987: 218-219）¹²²⁾

ここでネガティブあるいはポジティブといわれているのは、本章4節で使われている意味とは異なる。

ネガティブ・フィードバックとは、Aが変化するとBは同じ方向に変化するが、Bが変化するとAはBとは逆の方向に変化し均衡に向かう場合である。A ↘ B, B ↗ A (A ↗ B, B ↘ A) で表示されるシステムであり、Aを水位、Bを流出量、Aを空腹、Bを摂食などで考えればよい。それに対してポジティブ・フィードバックは、A、B双方の変化が同一方向の場合で、A ↘ B, B ↘ AあるいはA ↗ B, B ↗ Aと表記される。燃焼と温度、子の自立心と親の放任主義、などの関係がこれに該当する。（徳岡 1987: 219）¹²³⁾

形態生成（morphogenesis）とは、ポジティブ・フィードバックのことであり、「システムの所与の形態、構造、状態が洗練され、変化してゆく諸過程」を指す。対して形態均衡（morphostasis）とは、ネガティブ・フィードバックのことであり、「システムの所与の形態、組織、状態を保持して維持する傾向のある複合的体系－環境相互交渉過程」を指す（Buckley 1967 = 1980: 74）。¹²⁴⁾

Buckley が Parsons の均衡－機能モデルよりも Homans の均衡モデルを評価するのは、前者が形

態均衡しか視野に収めえないのに対し、後者が形態生成までも見据えたものだからである。

Parsonsの考えている基本的な仮定は、ある社会システムの既存の状態を維持することは問題ないことであり、相互作用を維持する傾向は、力学における慣性の法則に似た「社会過程の第一法則」であるということである。(Buckley 1967 = 1980: 31)

しかし、社会には形態均衡に加え形態生成の両種の環が存在する。のみならず、形態生成である逸脱増幅的な環から形態均衡である均衡維持的な環へと変化する可能性、あるいは逆に均衡維持的な環が逸脱増幅的な環に移行する可能性が存在するのである。徳岡は、人種差別や被差別部落問題は、ポジティブ・フィードバックからネガティブ・フィードバックへの転換、形態生成の後の形態均衡というモデルの典型例であると主張する。複数一回系の場合には、取りつけ騒ぎの例に見られるごとく、最初の予言の虚偽性は比較的納得されやすいのに対して、複数循環系の場合、「一たび悪循環のメカニズムが成立してしまうと、当初の予言の虚偽性は証明されなくなってしまう」(徳岡 1981: 78)。

認識論やシステム論と結びつけることでレイベリング論の占める位置を明確化した徳岡の貢献は大きい。レイベリング論の隆盛が認識論レベルのユニバースの転換と密接な関連をもっていることは本章5節で明らかになった。社会システム論とのレイベリング論の結びつきは、Buckleyも言及している。実際、Scheffのフローチャート(図8, 南 2011: 66)作成にあたってはBuckleyが助言しているのだし、このフローチャートはその自著で

も紹介されている(Buckley 1967 = 1980: 215)。そして、予言の自己成就論を一般システム論に組み込むことで、「要因連鎖の環を恣意的に切断することで主張される原因論が、しばしば現状維持のイデオロギーになってしまう問題」(大村 1981: 101)を論じることが可能となるのである。

大村は、徳岡の論文を大きく評価しながらも、レイベリング論の論理である予言の自己成就をやや性急に悪循環システム一般論に解消してしまったために、中範囲理論としての個別的な面白さがかえって失われた、という注文もつける(大村 1981: 101)。「予言の自己成就過程に類似した諸現象をもっと他方面に蒐集し、現象としての広がりや時代性をあらかじめ検討すべし」との大村の指摘はもっともであるが、これは先の課題であり、予言の自己成就論ひいてはレイベリング論を正しく理解するためには、認識論やシステム論レベルでの議論は大変有効であった。

船津(1976: 279)がシンボリック相互作用論の課題に中範囲理論の確立を挙げていることはすでに触れた(3章4-3)が、予言の自己成就論は、このような試みの一つとして高く評価できる。

結語

レイベリング論は、さまざまな形で理解されている。もっとも明快で、もっとも一般的なのが「行為に対して成される反作用が、逸脱（社会問題）を生み出す」とする「レイベリング論」把握である。レイベリング論がこれに尽きるものではなく、もっと深い問題提起を行っているということが理解されれば、本論の目標は一先ず達成されたといえよう。レイベリングが逸脱の独立変数とはなっていないので、レイベリング論は有効ではないと短絡するのはやめようというのが本論の主張の一つであった。

仲村（1974: 221）は、「ラベリング派には Gouldner のいうミドル、つまり犯罪者や非行者に矯正、応急的に対処する諸機関の「定義」、「予測」に狭隘化する欠陥があった」という。著者としては、レイベリングをこのように社会統制機関の行為に限定したのは、批判者の側であるといいたいところだが、それはさておき、この狭義のレイベリング論が犯罪学へ大きな影響を与えたことは見た通りである。刑罰、処遇制度、犯罪規定の見直し、レイベリング論によって促進された。

しかし重要なのは、レイベリングをもっと広く捉えることである。「われわれは、こういった諸組織機関によるラベリング（盲者の盲者性、臨終者の臨終者性、犯罪・非行者の犯罪・非行性といったものについての）行為以前に、われわれの日常においてなされる存在者間のそれを重視せねば、と考える」と仲村は続ける（仲村 1974: 221）。4章4節で少し触れたが、レイベリングは人の日常生活に深く根ざした行為であり、認識論や認知科学と社会心理学との接点ともなりうる。それまで学問的にこだわることはないが、レイベ

リングを広く理解することで、人間の社会生活のかなりの範囲を研究対象とすることが可能となり、これを究明するために、認識論や認知科学の力を借りる必要がでてこよう。本論の残した課題である、具体的な逸脱（actual deviance）の位置づけ、状況の定義（definition of situation）の再考、社会学モデルの定式化等はこれらの助けなくしては成しえない。

著者がそもそもレイベリング論に魅かれたのは、他者との共感をどのように自己の中に生み出すかが、気になっていた頃だと思う。狭量な人間である著者には他者の失敗を笑って許せる太っ腹はない。他者の立場に立つことができれば、彼の感情を共有できれば、少しは「トランス・リミット」（大村 1980b: 197）を拡大することができるのではないか。

従来社会問題論はあまりにもアウトサイダーたちに冷たかった。狂気や異常にエキゾチシズムを覚えていた著者に馴染めないのも当然だった。レイベリング論は、分析者をも絶対的に安全な位置には置かない、あなたもいつ何時あちら側（逸脱世界、これに囲まれているのが因襲世界である）へ追いやられないとも限らない。この相対性、偶然性が強く著者にアピールしたのである。

この相対性が反決定論につながるのだろうか、著者はレイベリング論の基盤に相対性思想があると考え、反作用を重視する姿勢もここから生じてきた。おそらく Maruyama のいう関係的ユニバースに立つものとレイベリング論を理解してもかまわないだろう。極端なことをいえば、物事の相対性・関係性を重視するアプローチすべてをレイベリング論と呼ぶことも可能なのである。

レイベリング論の延長線上には、「日常世界の

秩序], 「日常世界の意味構成」の問題が控えている。また, レイベリング論と時代とのかかわりを検討していく作業も残されている。本論が成し得たのは, レイベリング論を進化させるための準備としての議論を通覧にすぎない。レイベリング論を生かすも殺すも, これからの努力にかかっている。

1983年12月

南 保輔

3章の注

- 67) その分類項目は, ①バイアス, ②明白さと定義の問題, ③論理的問題, ④不完全性, ⑤他理論との関係, ⑥内的理論問題, ⑦方法論, ⑧データ, となっている (Conover 1976).
- 68) 他に, 哲学者の立場からの批判に, Riley (1971) がある。
- 69) 感情の原語は「sentiments」である。
- 70) 「レイベリング論」が功績としてどのように評価されたかは明らかではないが, 以下の4人の「レイベリング論者」は, 1年ずつ社会問題研究学会 (SSSP) の会長を務めている。Howard S. Becker (1965-66), Kai T. Erikson (1970-71), Edwin M. Lemert (1972-73), John I. Kitsuse (1978-79), () 内は在任時期。会長は任期の終わりに学会 (例年8月末) で会長講演を行うことになっている。Becker (1968) が, その講演録であることはすでに述べた。
- 71) 大村はGouldner (1968) の議論を, 「社会科学において客観性を考えるには2つの大道があって, 1つは研究主体の対自化を要請する方向—主体性 (subjectivity) 論—, 2つめは主観をこえた科学的論理の要請—脱主観性 (selflessness) ないし間主観性 (inter-subjectivity) 論—があるが, うちGouldnerは前者に力点をおいていささか上げ底気味の議論をしたにすぎない」と手きびしく評している (大村: 宝月 1979: 14)。
- 72) 後にGouldnerは, 西欧社会学の危機を唱え, Parsonsの機能主義を「講壇社会学」と批判する書物の中で, 「Beckerの逸脱行動についてなされた仕事 (これはくシカゴ学派>の発展のなかに新しい段階をきり開いたとってよいのだが)」を, 期待できる新しい動きとして評価している (Gouldner 1970 = 1978: 605)。
- 73) 検討された逸脱現象は, アルコール中毒 (Lee N. Robins), 精神病 (Walter R. Gove), 精神障害 (Robert A. Gordon), 身体障害 (Richard T. Smith), 犯罪 (Charles R. Tittle), 少年非行 (Travis Hirschi), ヘロイン中毒 (William E. McAuliffe), 性逸脱 (Edward Sagarin & Robert J. Kelly) の8つであり, 括弧内が発表者である。対するコメントータがJohn I. Kitsuse (The “New Conception of Deviance” and Its Critics) とEdwin M. Schur (Comments) の2人であった (括弧内が発表題名)。これらの報告はGoveによるレイベリング論のまとめが行われる序章と, 報告の総括の章とを加え1975年に1冊の書物として出された。さらに1980年に各章に補遺 (Postscript) を付した第2版が出た (Gove ed. 1980)。
- 74) Schrag (1971) の9仮説は以下のとおりである: ①本質的に犯罪的である行為というものはない。②犯罪者定義は, 権力者の利益に従って執行される。③人は法を犯すことによってではなく, 当局によって犯罪者と称されることによってのみ犯罪者となる。④すべての人が時によって同調したり逸脱したりするので, ある人を犯罪者または非犯罪者カテゴリーに二分法的に分類することはできない。⑤「捕らえられる」という行為がレイベリングプロセスを開始する。⑥「捕らえられること (getting caught)」と刑事裁判システムでの意思決定は, 違反の内容ではなく, 違反者の特徴によって決まる関数である。⑦年齢, 社会経済階級, 人種は, 分化的な刑事裁判意思決定パターンを確立する違反者の特徴である。⑧刑事裁判システムは, 認定された違反者による非難や拒絶をも許す自由意志的

(free will) パースペクティブに基づいている。

⑨レイベリングとは、逸脱イメージ・下位文化との同一化を生み出すプロセスである (Wellford 1975: 333)。

Hagan (1973) は、レイベリング論の3大関心を、①スティグマラベルの社会的起源の発見、②レイベリングがある特定の人口集団 (黒人や貧困層) に対してなされていることを示すこと、③レイベリングプロセスが、レイベリングされた人の将来の行動へ及ぼす結果の評価、にあるとし、この③に内在するのが、(a) 「他者の」反作用が人の行動を激化させる、(b) 逸脱行動を生み出したり、説明したりできるような心理的差異は存在しない、の2仮説であると考え、実証的に検討し棄却している。

- 75) この論文は1971年4月のロンドンでの英国社会学会 (British Sociological Association) の会合で発表されたという。表記が「Labelling」となっているのはそのためであろう。
- 76) Becker は、この乖離による誤差がランダムなものではないので常識的 (社会科学的) 一般化は体制に有利になると述べている (Becker 1973: 190)。
- 77) Schur は「レイベリングアプローチ」、Rubington & Weinberg は「相互作用アプローチ」ということばを用いているが、本論では「相互作用論」に統一した。なお、Schur は後に、「社会的反作用論 (パースペクティブ)」(1975)、「『レイベリング』パースペクティブ」(1980) と呼んでいる。
- 78) 船津が依拠しているのは、Blumer の『*Symbolic Interactionism*』(1969) である。
- 79) 以下に紹介する叙述で Schur は、「stereotyping」ということばを用いているが、本論では、これを「類型化」と読みかえることにする。「stereotyping」は適切な訳語が見つからないからだ。
- 80) Schur も言及しているように、「逸脱者」のアイデンティティ操作については、Goffman (1963

= 1980) が詳しい。

- 81) Cohen は、アノミー論に見られる緊張状態から逸脱状態への飛躍、つまり、最初 (逸脱の原因) と最後 (逸脱という結果) のみが強調されすぎて、その間のプロセスが無視されていることを評して「不連続性の仮定」と呼んだ。そして、役割理論や自我論と修正アノミー論との統合を試みた (Cohen 1965)。
- 82) 逸脱行動論において中和化 (neutralization) が語られるとき、Sykes & Matza (1957) の、「法律制度や一般社会によってではなく、非行少年自身によって妥当なもののみなされた逸脱の正当化」をさすことが多い。本文での中和化が逸脱の観衆である他者の行為であるのに対して、Sykes & Matza の中和化は逸脱者自身の中和化である。
- Sykes & Matza が、非行少年たちによってなされる申し立てを分類した「中和化の技術」を以下に挙げておく。①自己の責任の否定、②危害の否定 (真に犯罪的なものと、不法だが不道徳ではないものとを区別すること。たとえば、オートバイ窃盗を、「ちょっと借用しただけ」と言うように)、③被害の否定 (真の傷害ではなく、正当な報復または懲罰の一種であると主張すること)、④非難者に対する非難、⑤高位の価値等への忠誠行為と主張すること (Sykes & Matza 1957)。
- 83) レイベリング論の「暴露主義」については4章4-1で再び取り上げる。
- 84) 石川は、レイベリングプロセスでとりわけ重要な資源を「レイベリング能力」、「サンクション能力」、「対抗的サンクション能力」、「対抗的レイベリング能力」と概念化している (石川 1983: 8-9)。Schur (1975) は、(1) 好ましくないラベルを回避する能力、(2) 好ましいラベルを入手する能力、(3) ラベルを他者に付与する能力、の3類型を呈示している。
- 85) この点は、4章2-1で詳しく述べる。

4章の注

- 86) 大会は、1975年8月にサンフランシスコで開かれた。23日には注(90)のLee & Lee (1976)の演説が行われた。
- 87) 『*Social Problems*』24巻1号の内容は以下の通り：
 Richard Colvard, Introduction.
 SSSP as a Social Movement: Challenges, Past and Present
 Elizabeth B. Lee & Alfred M. Lee, The Society for the Study of Social Problems: Parental Recollections and Hopes.
 Barry Skura, Constraints on a Reform Movement: Relationships between SSSP and ASA, 1951-1970.
 Herbert A. Aurbach et al., SSSP as the Organization of a Social Movement: Comments and Suggestions.
 The Journal: Responses Past and Present
 James N. Henslin & Paul M. Roesti, Trends and Topics in Social Problems 1953-1975: A Content Analysis and a Critique.
 Malcolm Spector, Labeling Theory in Social Problems: A Young Journal Launches a New Theory.
 Richard Colvard, Evaluations of Social Problems in a Survey of Individual Subscribers.
 Social Problems as a Field of Study and Action: Continuing Challenges and Responses
 Melvin L. Kohn, Looking Back-A 25 Year Review and Appraisal of Social Problems Research.
 Irving Louis Horowitz, Looking at "Looking Back": A Brief Critique of Melvin L. Kohn's Review and Appraisal of Social Science Problems.
 Bennett M. Berger, Comments on Mel Kohn's Paper.
 Robert H. Lauer, Defining Social Problems:

Public and Professional Perspectives.

S. M. Miller, The Political Economy of Social Problems: From the Sixties to the Seventies.

- 89) 議長には Ernest W. Burgess, 副議長に Alfred M. Lee, 書記兼会計に Jessie Bernard が選出された。数ヵ月後に会則が制定され、議長、副議長の名称は会長、副会長となった。
- 90) Lee 夫妻は、社会問題研究学会創立時の事情の他に、社会問題研究学会の活動をふり返って評価できる点と不満とする点を述べている。前者は、(1) 社会問題研究学会の全員が多様な社会問題に多様なアプローチで迫っていること、(2) アメリカ社会学会 (ASA) のコピーとならず、アメリカ社会学会 (ASA) からの自律性を保っていること、(3) 「政策科学」の学会とならなかったこと、の3点。後者は、(1) 小数被搾取階級 (黒人等、女性、ラディカル、同性愛者) の学者が大学等のポストにつくの推進してこなかったこと、(2) 同じく彼らの身分を保護しようとしなかったこと、(3) 大学院学生が徒弟のような身分に甘んじている現状を改善する努力を怠ったこと、(4) 役員を選挙する制度が十分に民主的であるとはいえないこと、(5) 機関誌『*Social Problems*』掲載の論文に新鮮さ、論争がないこと、の5点である。『*Social Problems*』24巻1号所収の各論文は、多かれ少なかれ、この Lee & Lee (1976) の議論を下敷にしている。
- 91) Skura は、出席者21人の Ph. D. を受けた大学と当時の勤務先を一覧表 (表注1) にまとめている (Skura 1976: 19)。

表注 1 社会問題研究学会設立準備会合出席者：
Ph. D. を取得した大学と当時の所属

氏名 ^a	Ph. D. 取得大学	Ph. D. 取得年	1951 年当時の所属
Reinhard Bendix	Chicago	1947	Berkeley
Ernest Burgess	Chicago	1913	Chicago
Carroll Clark	Chicago	1931	Kansas
Arthur Hillman	Chicago	1940	Roosevelt
Alfred Lindesmith	Chicago	1936	Indiana
Simon Marcson	Chicago	1950 ^b	United Nations
Arnold Rose	Chicago	1946	Minnesota
Caroline Rose	Chicago	1943 ^c	Minnesota
Louis Wirth	Chicago	1936	Chicago
Jesse Bernard	Washington Univ. (St. Louis)	1935	Penn State
Mabel Elliott	Northwestern	1929	Penn Coll. for Women
Byron Fox	Ohio State	1947	Syracuse
Lowry Nelson	Wisconsin	1929	Minnesota
Preston Valien	Wisconsin	1947 ^d	Fisk
Stanley Chapman	Yale	1943	Bridgeport
Alfred McClung Lee	Yale	1933	Brooklyn
Paul Oren, Jr.	Yale	1951	Kent State
Thomas Eliot	Columbia	1914	Northwestern
Rex Hopper	Texas	1943	Brooklyn
S. Michael Miller	Princeton	1951	Brooklyn
Ernest Manheim	London	1937	Kansas City

^aほかに 19 人が関心を表明したが出席できなかった。

^b学士の学位は 1936 年に取得している。

^c修士の学位取得年。彼女は Ph. D. を取得していない。

^d学士の学位は 1934 年に取得している。

- 92) Aurbach et al. (1976a) は、従来の活動とこれからの希望についての社会問題研究学会歴代の会長のコメントを集めたものである。
- 93) 『*Social Problems*』に投稿しなかった理由を、『*Social Problems*』が「レイベリング論の社内報」のように思えたからだ、と Spector への私信で述べている (Spector 1976: 71)。
- 94) 所収論文は 7 編で、うち 6 編は『*The Other Side*』に再録されている。注 (58) で*をつけたものがそれである。もう一編は, Harold W.

Pfautz, “Near-Group Theory and Collective Behavior: A Critique Reformulation”.

- 95) Becker の『*Outsiders*』は Kuhn のいう「著書」にあたり、教科書とはいえない。彼の『*The Other Side*』や Rubington & Weinberg が 1968 年に編集した『*Deviance: The Interactionist Perspective*』は、リーディングスであり、これも教科書とはいえない。
- 96) 玉川は、女性犯罪の増加について次のように述べている。「女性犯罪の増加は、二つの条件が

あるといえよう。もし被差別など劣悪な条件だけがあって、これも改善する見込みがなければ、大衆は現状に甘んじて犯罪すらもよう起さない。それが改善の見込みがあるという自覚があってこそ、犯罪と結びつく。したがって犯罪が発生しやすい条件は、一つには被差別等劣悪な条件と、あるいはそれを改善できるかもしれないという民主的な条件の二つが重なった時点であるといえよう」(玉川 1983: 70)。犯罪と社会運動とを結びつけのるは奇異に感じられるかもしれないが、玉川の述べている「改善の見込み」という変数が、「ゆたかな社会」が社会運動を生み出すプロセスを媒介していると考えられる。相互作用論にひきよせていうと、客観的条件が社会問題として主観的に定義されるか否かを媒介する変数として「改善の見込み」を位置づけることができる。

- 97) ビート族とヒップスターの関連について高橋は、Norman Mailerに従って次のように述べている。「古いボヘミアンの系統をひき、コーヒー店にたむろし、永遠を夢想しながら現実からの逃避を試みるビートニク。これに対して、ジャズとマリワナを糧として生の闘いに身を投じ、無言の報道によってかえって社会を奮憾させるヒップスター。我々はヒッピーの源泉が後者の方にあることを知る。しかし、Mailerもいうとおり、「ヒップスターとビートニク、ホワイト・ニグロと片輪の聖人とは、すでに何年間も一緒に生活してきた」(高橋のNorman Mailer『ぼく自身のための広告』文献案内(1973 c: 390)より)。
- 98) 「今日、人間が人間らしく生き、因襲的な何ものにもとらわれずに行動しようとするとき、そこには想像以上の勇気が必要になるはずだが、Mailerはこうした日常生活全般にまでしのび寄ってきた現代の恐怖や不安を、アメリカ社会にあっては今までには常にそうした状況に置かれてきた黒人の心情に等しいものと考え、だからヒップスターの起源は黒人にあるという」(諏訪 1980: 87)。上の注97)の高橋の引用中に見られるようにMailerはヒップスターを「ホワイト・ニグロ」と呼んでいる。
- 99) 「現代の新しい<逸脱した>社会的諸類型——ジャズ狂のいかす連中、ビート族、スウィンガー(集団乱交者)、ヒッピー、麻薬中毒者、脱落者、そして<新左翼>それ自身も——の出現は功利主義的価値へのあらたな抵抗の徴候のひとつである。もしこれらのさまざまな形態を要約して単一の用語でよびうるなら、たぶん<サイケデリック文化>ということになる…」(Gouldner 1970 = 1978: 99)。このサイケデリック文化は、「産業社会のすべての多様な諸形態によって信奉されている中心的価値を拒絶する」(Gouldner 1970 = 1978: 99, 強調は原著者)ところに特色があるという。
- 100) Liskaによると、刑罰の、①厳しさ(severity)、②確かさ(certainty)、③敏速さ(celerity)の3次元とその効果との関係が抑止論で問題となる。しかし研究によると、これらを高めたからといって、再犯率が減少するというデータはない。一般抑止についていえば、確かさが高い方が抑止力は大きいという関係は見られる(Liska 1981: 7-106)。
- 101) 吉岡は、「ラベリング論の諸相と犯罪学の課題」という論文を雑誌に掲載中だが、これは「レイベリング論」文献の通覧を最初に行っており、本論執筆時で入手できるのはこの作業が終了したところまでである。今後犯罪学の分野でのレイベリング論評価がなされる予定だけに残念である。
- 著者は、刑事制度の知識を持たないので、専門家にも「難解」と評される(阿部 1981: 182)この文献、吉岡(1980)については書評のまとめを中心に記述していく。
- 102) Richard Quinney(1969, 1974), Austin T. Turk(1969), William J. Chambliss(1969), Ian Taylor(1972, 1975), Nannett J. Davis(1975)

等の所説をさして、ラディカル犯罪学、批判（クリティカル）犯罪学、新（ニュー）犯罪学、マルクス主義犯罪学等と呼んでいるが、対応が決まっているわけではない。

- 103) 岩井；所；星野編（1979）では、①犯罪化・非犯罪化をめぐる人びとの意識、②人びとの犯罪者観、③犯罪の通報確率、④犯罪者に対する人びとの統制態度、⑤犯罪統制主体に関する人びとの意識、また刑事司法関係者を対象とする同様の調査、加害者家族に対する人びとの態度とその影響等が調査されている。
- 104) 引用した箇所直前で、人びとの意識の気まぐれさと法に求められる安全性との矛盾の存在が言及されている。
- 105) 大村は、Durkheim 流の「フランス実証主義」が具体化した例が、レイベリング論であるという（大村 1979: 104）。
- 106) コスト・ベネフィット（cost benefit, 費用対効果）とは、「犯罪によって社会が蒙る経済的損失や犯罪統制のために社会が支出することを余儀なくされている費用をできるだけ小さくしようとする考えかたである。つまり、これらの経費が少なれば少ないほど犯罪は効率的に統制され、社会が受ける被害も減少していることになるわけであるから、このコストをメジャー（尺度）として効率的な犯罪防止方法を考えようとするのである。別のいいかたをすれば、最も少ない費用（犯罪統制費用）で犯罪によって社会が蒙る損失額を最小にするためには、どのような犯罪防止計画を考えればよいか、というのがコスト・ベネフィットの視点に立つ考えかただということになる」（岩井 1981: 642-643）。
- 107) 吉田は、社会学の研究対象も、社会的資源空間、社会的情報空間、この両者を媒介する社会的制御能構造、に三分されるとし、3つの解放関心とクロスさせることで、社会学において双発可能なパラダイム形態がえられると考えている（吉田 1978: 6）。
- 108) 「意味学派」に含まれると思われるものに「解

釈社会学」ということばがある。両者の関連ははっきりしないが、この「解釈社会学」の提唱者 Howard Becker が、本論で取り上げてきた、Howard S. Becker とは別人であることを指摘しておきたい。

- 109) Joseph P. Forgas (1981) では、社会的認知（social cognition）を考えるパースペクティブとして、社会学的伝統と現象学的伝統とが、心理学的伝統とともに紹介されている。Blumer, Goffman, Garfinkel が Mead と共に社会学的伝統として言及され、Berger & Luckman は Schutz と共に現象学的伝統とされている。

5章の注

- 110) 大村が依拠しているのは、Parsons & Smelser (1956 = 1959) である。
- 111) 徳岡が W. I. Thomas について述べる際に用いているのは、Vaokart ed. (1951) である。
- 112) 「the definition of situation」を徳岡も Merton (1957) の訳者たちも「状況の規定」と訳しているが、definition を「定義」と「規定」とに訳し分けると、レイベリング論のおもしろさが分からなくなってしまう。両者の差異を論じることで日常世界の意味構成に迫っていくことが、これからの相互作用論の課題である。本論では、「定義」に統一した。
- 113) K. R. Popper は、予測が予測された出来事に及ぼす影響を「エディプス効果」と名づける（K. R. Popper 1960 = 1961: 31）。
- 114) 本図の作成にあたっては、大阪大学の大村英昭先生の御指導を仰ぎました。また出版予定の原稿を見せて頂くなどお世話になりました。
- 115) 徳岡が依拠しているのは、MacIver (1948) である。
- 116) 「例えば、ある人（X）が下手な歌をうたった（PP）が、審査員（Y）がつむじ曲りで、あんたはスターになれると評価した（Sa）、Xはこのおかげで自信を得て、あるいは、Yの權威の

ゆえに、シンボリックに着色されて、本当にスターらしくたうようになった (SP) というわけだ。つまり評価後の歌によって、最初の歌と評価との関係も正当化され、この審査員 (Y) の先見の明が「さすがに…」と取沙汰されるわけである」(大村 1977: 6-7)。

- 117) 「[Sa に分析起点を移す] というのは、実はこの「出会い」説をとることなのである。「出会い」とは、他の誰にもできなかった仕方自分を評価した重要人物との「出会い」である。「選択(行為)」説との違いは、①< PP → Sa > 連関の必然性を「めぐりあい」の強調によって否定し、むしろその間の偶然性が力説されること、および、②自分のパフォーマンスよりも、他者の評価すなわち「サンクション」を、その後の、つまり SP との一定の必然性のもとに、起点として強調する点にある」(大村 1977: 6)。
- 118) Laing & Esterson (1970 = 1972) は、「ゲーム」の規則に「患者」が従った結果として「精神病」があるという T. S. Szasz (1974 = 1975) を下敷としている (Szasz の初版は 1961 年に出ている)。2 章 3 - 5 の Scheff (1966 = 1979) は、Szasz (1961), Laing & Esterson (1964, 1970 年版の初版出版年) の両研究に大きく依拠している。
- 119) 徳岡が依拠しているのは、Maruyama (1965) である。
- 120) 同じく、Maruyama (1972) が原典である。
- 121) 出典は、Wiener (1948) である。
- 122) 徳岡が依拠しているのは、Maruyama (1963) である。
- 123) 出典は、Kuhn (1975) である。
- 124) Buckley (1967) の訳者、新; 中野は、「morphostasis」を「構造生態」、「morphogenesis」を「構造生成」と訳している。

新注

- 01) 「精神分裂病」は、「統合失調症」と呼ばれるようになってきている。
- 02) 「精神病院」は、「精神科病院」と呼ばれるようになってきている。
- 03) アメリカ社会学会 (American Sociological Society) は 1905 年に創設されたが、1959 年に、American Sociological Association へと名称変更した (Rhoades 1981: 44)。

文献リスト

- 阿部 純二. 1981. 書評吉岡一男著『刑事学』、『犯罪社会学研究』6: 178-183.
- Akers, Ronald L. 1968. Problems in the Sociology of Deviance: Social Definitions and Behavior. *Social Forces* 46: 455-465.
- Allport, Gordon W. 1958. *The Nature of Prejudice*. Doubleday. = 1968. 『偏見の心理』原谷達夫; 野村昭夫訳. 培風館.
- Allport, Gordon W. & Postman, Keo. 1947. *The Psychology of Rumor*. Holt. = 1952. 『デマの心理学』南博訳. 岩波書店.
- Alvarez, Rodolfo. 1968. Informal Reactions to Deviance in Simulated Work Organizations: A Laboratory Experiment. *American Sociological Review* 33: 895-912.
- 青木 秀男. 1983. 「寄せ場」労働者をめぐる差別の構造: 大阪・釜ヶ崎地域を舞台として. 『社会学評論』33-4: 2-19.
- 新 陸人; 大村 英昭; 宝月 誠; 中野 正大; 中野 秀一郎. 1979. 『社会学のあゆみ』有斐閣.
- Auld, Frank, Jr. & Murray, Edward J. 1955. Content-Analysis Studies of Psychotherapy. *Psychological Bulletin* 52: 377-395.
- Aurbach, Herbert A. et al. 1976a. SSSP as the Organization of a Social Movement: Comments and Suggestions. *Social Problems* 24: 37-53.
- Aurbach, Herbert A. et al. 1976b. *Social Problems as the Journal of a Social Movement: Comments*

- and Suggestions. *Social Problems* 24: 76-90.
- Becker, Howard S. 1964. Introduction. In Becker ed., 1-6.
- Becker, Howard S. 1965. Deviance and Deviates. In Boroff, David, ed. *The State of the Nation*. Prentice-Hall. Reprinted in Becker 1977: 341-349.
- Becker, Howard S. 1966. Introduction. In Becker, ed., 1-31.
- Becker, Howard S. 1967a. Whose Side Are We On? *Social Problems* 14: 239-247.
- Becker, Howard S. 1967b. History, Culture and Subjective Experience: An Exploration of the Social Bases of Drug-Induced Experiences. *Journal of Health and Social Behavior* 8: 163-176. Reprinted in Becker 1977: 307-327.
- Becker, Howard S. 1968. Conventional Crime: Rationalizations and Punishment. In Leavitt, Morton & Rubinstein, Ben, eds. *Orthopsychiatry and the Law*. Wayne State University Press. 199-212. Reprinted in Becker 1977: 329-339.
- Becker, Howard S. 1970a. The Struggle for Power on the Campus: Introduction to First Edition. In Becker, ed. 1975: 5-17.
- Becker, Howard S. 1970b. Ending Campus Drug Incidents. In Becker, ed. 1973: 181-195.
- Becker, Howard S. 1971. Reply to Riley's "Partisanship and Objectivity." *American Sociologist* 6: 13.
- Becker, Howard S. 1973. *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance*. 2nd. ed. Free Press. = 1978. 『アウトサイダーズ：ラベリング論とは何か』村上直之訳。新泉社。
- Becker, Howard S. 1977. *Sociological Work: Method and Substance*. 2nd. ed. Transaction Books.
- Becker, Howard S. ed. 1964. *The Other Side: Perspectives on Deviance*. Free Press.
- Becker, Howard S. ed. 1966. *Social Problems: A Modern Approach*. Wiley.
- Becker, Howard S. ed. 1971. *Culture and Civility in San Francisco*. Transaction Books.
- Becker, Howard S. ed. 1973. *Campus Power Struggle*. 2nd. ed. Transaction Books.
- Becker, Howard S. & Horowitz, Irving Louis. 1971. The Culture of Civility. In Becker, ed. 4-19.
- Becker, Howard S. & Horowitz, Irving Louis. 1972. Radical Politics and Sociological Research: Observations on Methodology and Ideology. *American Journal of Sociology* 78: 48-66.
- Berger, Bennett M. 1970. Book Review: *The Coming Crisis of Western Sociology*. *Social Problems* 18: 275-280.
- Berger, Bennett M. 1976. Comments on Mel Kohn's Paper. *Social Problems* 24: 115-120.
- Berger, Peter L. & Luckman, Thomas. 1966. *The Social Construction of Reality: A Treatise in the Sociology of Knowledge*. Doubleday. = 1977. 『日常生活の構成：アイデンティティと社会の弁証法』山口節郎訳。新曜社。
- Blumer, Herbert. 1969. Collective Behavior. In Lee, Alfred M., ed. *Principles of Sociology*. Barnes & Noble. 65-121.
- Blumer, Herbert. 1971. Social Problems as Collective Behavior. *Social Problems* 18: 298-306.
- Boorstin, Daniel J. 1962. *The Image: or, What Happened to the American Dream*. Atheneum. = 1964. 『幻影の時代：マスコミが製造する事実』星野郁美；後藤和彦訳。東京創元社。
- Bordua, David J. 1967. Recent Trends: Deviant Behavior and Social Control. *Annals of the American Academy of Political and Social Science* 369: 149-163.
- Bossard, James H. S. 1941. Comment. *American Sociological Review* 6: 328-329.
- Bredemeier, Harry C. 1971. Banfield, Gouldner, and Social Problems. *Social Problems* 18: 554-568.
- Bryan, James H. 1965. Apprenticeships in Prostitution. *Social Problems* 12: 287-297.
- Bryan, James H. 1966. Occupational Ideologies and

- Individual Attitudes. *Social Problems* 13: 441-450.
- Buckley, Walter. 1967. *Sociology and Modern Systems of Theory*. Prentice-Hall. = 1980.『一般社会システム論』新陸人；中野秀一郎訳. 誠信書房.
- Burgess, Robert L. & Akers, Ronald L. 1966a. A Differential Association-Reinforcement Theory of Criminal Behavior. *Social Problems* 14: 128-147.
- Burgess, Robert L. & Akers, Ronald L. 1966b. Are Operant Principles Tautological? *The Psychological Record* 16: 305-312.
- Cantril, Hadley. 1940. *The Invasion from Mars: A Study in the Psychology of Panic*. Princeton University Press. = 1971.『火星からの侵入：パニックの社会心理学』斎藤耕二；菊池章夫訳. 川島書店.
- Chambliss, William J. 1969. *Crime and the Legal Process*. McGraw-Hill.
- Cicourel, Aaron V. 1964. *Method and Measurement in Sociology*. Free Press. = 1981.『社会学の方法と測定』下田直春監訳. 新泉社.
- Clark, Alexander L. & Gibbs, Jack P. 1965. Social Control: A Reformulation. *Social Problems* 12: 398-415.
- Clinard, Marshall B. ed. 1964. *Anomie and Deviant Behavior*. Free Press.
- Clinard, Marshall B. & Meier, Robert F. 1979. *Sociology of Deviant Behavior*. 5th. ed. Holt, Rinehart and Winston.
- Cloward, Richard A. & Ohlin, Lloyd E. 1960. *Delinquency and Opportunity: A Theory of Delinquent Gangs*. Free Press.
- Cohen, Albert K. 1965. The Sociology of the Deviant Act: Anomie Theory and Beyond. *American Sociological Review* 30: 5-14.
- Cohen, Albert K. 1966. *Deviance and Control*. Prentice-Hall = 1968.『逸脱と統制』細井洋子訳. 至誠堂.
- Cohen, Albert K. & Short, James F., Jr. 1976. Crime and Juvenile Delinquency. In Merton, Robert K. & Nisbet, Robert, eds. *Contemporary Social Problems* 4th. ed. Harcourt. 47-100.
- Cole, Stephen & Zuckerman, Harriet. 1964. Inventory of Empirical and Theoretical Studies of Anomie. In Clinard, ed. 243-313.
- Colvard, Richard. 1976a. Introduction to Volume 24, No.1. SSSP as the Organization of a Social Movement: Challenges, Past and Present. *Social Problems* 24: 1-3.
- Colvard, Richard. 1976b. Evaluation of Social Problems in a Survey of Individual Subscribers. *Social Problems* 24: 91-93.
- Conover, Patrick W. 1976. A Reassessment of Labeling Theory: A Constructive Response to Criticism. In Coser & Larsen, eds. 228-243.
- Conrad, Peter. 1975. The Discovery of Hyperkinesis: Notes on the Medicalization of Deviant Behavior. *Social Problems* 23: 12-21.
- Cooley, Charles Horton. 1902. *Human Nature and the Social Order*. Charles Scriber's Sons.
- Cooley, Charles Horton. 1909. *Organization: A Study of the Larger Mind*. Charles Scriber's Sons.
- Coser, Lewis A. 1956. *The Functions of Social Conflict*. Routledge. = 1978.『社会闘争の機能』新陸人訳. 新曜社.
- Coser, Lewis A. 1962. Some Functions of Deviant Behavior and Normative Flexibility. *American Journal of Sociology* 68: 172-181.
- Coser, Lewis A. & Larsen, Otto N. eds. 1976. *The Uses of Controversy in Sociology*. Free Press.
- Davis, Nannett J. 1975. *Sociological Construction of Deviance*. Brown.
- Dentler, Robert A. & Erikson, Kai. T. 1959. The Function of Deviance in Groups. *Social Problems* 7: 98-107.
- Durkheim, Emile. 1897. *Le suicide: etude de*

- sociologie*. Felix Alean. = 1951. *Suicide: A Study in Sociology*. Spaulding, John A. & Simpson, George. trs. Free Press. = 1968. 『自殺論：社会学的研究』 宮島喬訳. 中央公論社.
- Elliott, Mabel & Merrill, Francis. 1931. *Social Disorganization*. Harper.
- Erikson, Erik H. & Newton, Huey P. 1973. *In Search of Common Ground: Conversation with Erik H. Erikson and Huey P. Newton*. Norton. = 1975. 『エリクソン vs. ニュートン：アイデンティティと革命をめぐる討論』 近藤邦夫訳. みすず書房.
- Erikson, Kai T. 1957. Patient Role and Social Uncertainty: A Dilemma of the Mentally Ill. *Psychiatry* 20: 263-274.
- Erikson, Kai T. 1962. Notes on the Sociology of Deviance. *Social Problems* 9: 307-314.
- Erikson, Kai T. 1966. *Wayward Puritans: A Study in the Sociology of Deviance*. John Wiley & Sons.
- Forgas, Joseph P. 1981. What is Social about Social Cognition?. In Forgas, Joseph P., ed. *Social Cognition: Perspectives on Everyday Understanding*. Academic Press. 1-26.
- French, John R. P., Jr. & Raven, Bertram. 1968. The Bases of Social Power. In Cartwright, Dorwin & Zander, Alvin, eds. *Group Dynamics: Research and Theory*. 3rd. ed. Harper. 259-269. (Originally in 1959. In Cartwright, Dorwin, ed. *Studies in Social Power*. University of Michigan.)
- 藤本 哲也. 1978a. 『犯罪学講義』 八千代出版.
- 藤本 哲也. 1978b. ラベリング理論の学説史的展望. 『犯罪社会学研究』 3: 88-105.
- 福島 章. 1982. 『犯罪心理学入門』 中央公論社.
- Fuller, Richard C. 1937. Sociological Theory and Social Problems. *Social Forces* 15: 496-502.
- Fuller, Richard C. 1938. The Problems of Teaching Social Problems. *American Journal of Sociology* 44: 415-425.
- Fuller, Richard C. & Myers, Richard R. 1941a. Some Aspects of a Theory of Social Problems. *American Sociological Review* 6: 24-32.
- Fuller, Richard C. & Myers, Richard R. 1941b. The Natural History of a Social Problems. *American Sociological Review* 6: 320-328.
- 船津 衛. 1976. 『シンボリック相互作用論』 恒星社厚生閣.
- Galbraith, John Kenneth. 1976. *The Affluent Society*. 3rd. ed. Houghton Mifflin. = 1978. 『ゆたかな社会（第三版）』 鈴木哲太郎訳. 岩波書店.
- Garfinkel, Harold. 1956. Some Sociological Concepts and Methods for Psychiatrists. *Psychiatric Research Reports* 6: 181-195.
- Gibbs, Jack P. 1966. Conceptions of Deviant Behavior: The Old and New. *Pacific Sociological Review* 9: 9-14.
- Gibbs, Jack P. & Erickson, Maynard L. 1975. Major Developments in the Sociological Study of Deviance. *Annual Review of Sociology* 1: 21-42.
- Goffman, Erving. 1961. *Asylums: Essays on the Social Situations of Mental Patients and Other Inmates*. Doubleday.
- Goffman, Erving. 1963. *Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity*. Prentice-Hall. = 1980. 『ステイグマの社会学』 石黒毅訳. せりか書房.
- Goode, Erich. 1975. On Behalf of Labeling Theory. *Social Problems* 22: 570-583.
- Goode, Erich. 1978. *Deviant Behavior: An Interactionist Approach*. Prentice-Hall.
- Gouldner, Alvin W. 1962. Anti-Minotaur: The Myth of a Value-Free Sociology. *Social Problems* 9: 199-213
- Gouldner, Alvin W. 1968. The Sociologist as Partisan: Sociology and the Welfare State. *American Sociologist* 3: 103-116.
- Gouldner, Alvin W. 1970. *The Coming Crisis of Western Sociology*. Basic Books. = 1978. 『社会学の再生を求めて』 岡田直之他訳. 新曜社.

- Gove, Walter R. 1970. Social Reaction as an Explanation of Mental Illness: An Evaluation. *American Sociological Review* 35: 873-884.
- Gove, Walter R. 1975a. The Labelling Perspective: An Overview. In Gove, ed. 9-26.
- Gove, Walter R. 1975b. Summation. In Gove, ed. 405-406.
- Gove, Walter R. 1976. Deviant Behavior, Social Intervention, and Labeling Theory. In Coser & Larsen, eds. 219-227.
- Gove, Walter R. 1980a. Postscript to The Labelling Perspective. In Gove, ed. 26-33.
- Gove, Walter R. 1980b. Postscript to Summation. In Gove, ed. 407-408.
- Gove, Walter R. ed. 1980, 1975. *The Labelling of Deviance: Evaluating a Perspective*. 2nd. ed. Sage.
- Green, Arnold W. 1975. *Social Problems: Arena of Conflict*. McGraw-Hill.
- Hagan, John. 1973. Labelling and Deviance: A Case Study in the Sociology of the Interesting. *Social Problems* 20: 447-458.
- Hagan, John. 1977. Book Review: The Labelling of Deviance: Evaluating a Perspective. *American Journal of Sociology* 83: 240-242.
- Barris, Anthony R. & Hill, Gary D. 1982. The Social Psychology of Deviance: Toward a Reconciliation with Social Structure. *Annual Review of Sociology* 8: 161-186.
- Henslin, James M. & Roesti, Paul M. 1976. Trends and Topics in Social Problems 1953-1975: A Content Analysis and a Critique. *Social Problems* 24: 54-68.
- 日高 六郎. 1980. 『戦後思想を考える』岩波書店.
- Hinkle, Roscoe C., Jr. & Hinkle, Gisela J. 1954. *The Development of Modern Sociology: Its Nature and Growth in the United States*. Doubleday.
- 平尾 靖編. 1972. 『犯罪心理学』有斐閣.
- 宝月 誠. 1973a. 逸脱行動の原因論 (etiology) について. 『社会科学論集 (大阪府立大学)』4・5: 63-83.
- 宝月 誠. 1973b. ラベリング論の検討: 逸脱と統制 (1). 『大阪府立大学紀要 (人文・社会科学編)』21: 61-78.
- 宝月 誠. 1977a. ラベリング論の検討: 逸脱と統制 (2). 『大阪府立大学紀要 (人文・社会科学編)』25: 21-33.
- 宝月 誠. 1977b. 社会的反作用としての刑罰の意義. 『犯罪社会学研究』2: 2-20.
- 宝月 誠. 1978a. 相互作用におけるラベリングの影響. 『社会学評論』29-2: 28-40.
- 宝月 誠. 1978b. 社会生活における相互確認. 吉田編. 174-191.
- 宝月 誠. 1979. 社会過程論としての社会学: トマト, パーク, ミード. 新他. 105-142.
- 宝月 誠. 1980. 『暴力の社会学』世界思想社.
- 本田 和子. 1982 『異文化としての子ども』紀伊国屋書店.
- Horowitz, Irving Louis. 1976. Looking at "Looking Back": A Brief Critique of Melvin L. Kohn's Review and Appraisal of Social Science Problems. *Social Problems* 24: 113-114.
- Horowitz, Irving Louis & Liebowitz, Martin. 1968. Social Deviance and Political Marginality: Toward a Redefinition of the Relation. *Social Problems* 15: 280-296.
- 星野 周弘. 1975a. アメリカの犯罪・非行の社会的理論 (1). 『警察学論集』28-6: 16-34.
- 星野 周弘. 1975b. アメリカの犯罪・非行の社会的理論 (2). 『警察学論集』28-7: 123-142.
- 星野 周弘. 1981. 『犯罪社会学原論』立花書房.
- Hughes, Everett Cherrington. 1945. Dilemmas and Contradictions of Status. *American Journal of Sociology* 50: 353-359.
- 石黒 毅. 1980. 社会学と現象学. 木田元; 滝浦静雄; 立松弘孝; 新田義弘編 『現象学と人間諸科学』弘文堂.
- 石川 准. 1983. 社会問題過程の分析: 道徳的コンフ

- リクトを中心に。『ソシオロジ』 7: 1-19.
- 岩井 弘融；所 一彦；星野 周弘編。1979. 『犯罪観の研究：現代社会の犯罪化・非犯罪化』大成出版社。
- 伊江 朝章。1978. ラベリング理論の性格と効用。『琉球大学法文学部紀要（社会学編）』 20: 37-52.
- Jones, Russell A. 1977. *Self-Fulfilling Prophecies: Social, Psychological, and Physiological Effects of Expectancies*. Erlbaum.
- 金丸 由雄。1970. 予期, 行動, 結果: R. K. マーソンの「目的をもつ社会行動の予期せざる結果」をめぐって。『社会学評論』 21-3: 2-19.
- 加藤 春恵子。1978. 日常生活における意味付与活動。吉田編。136-173.
- 加藤 幸信。1979. 偏見・差別に関する一考察。東京大学大学院研究科修士論文（文学部社会心理学研究室在）。
- Kavolis, Vytantas. 1969. *Comparative Perspectives on Social Problems*. Little, Brown.
- 計見 一雄。1979. 『インスティテューショナルリズムを超えて：精神科医からのメッセージ』星和書店。
- 木村 敏。1972. 『人と人との間：精神病理学的日本論』弘文堂。
- Kitsuse, John I. 1962. Social Reaction to Deviant Behavior: Problems of Theory and Method. *Social Problems* 9: 247-256.
- Kitsuse, John I. 1975. The New Conception of Deviance and its Critics. In Gove, ed. 381-392.
- Kitsuse, John I. 1980. Coming out all over: Deviants and the Politics of Social Problems. *Social Problems* 28: 1-13.
- Kitsuse, John I. & Dietrick, David C. 1959. Delinquent Boys: A Critique. *American Sociological Review* 24: 208-215.
- Kitsuse, John I. & Cicourel, Aaron V. 1963. A Note on the Uses of Official Statistics. *Social Problems* 11: 131-139.
- Kitsuse, John I. & Spector, Malcolm. 1973. Toward a Sociology of Social Problems: Social Conditions, Value-Judgments, and Social Problems. *Social Problems* 20: 407-419.
- Kitsuse, John I. & Spector, Malcolm. 1975. Social Problems and Deviance: Some Parallel Issues. *Social Problems* 22: 584-594.
- Kohn, Melvin L. 1976. Looking back: A 25-Year Review and Appraisal of Social Problems Research. *Social Problems* 24: 94-112.
- 今野 敏彦。1983. 『新編 偏見の文化』新泉社。
- Kuhn, Alfred. 1975. Unified Social Science: A System-Based Introduction. Dorsey.
- Kuhn, Thomas S. 1969. *The Structure of Scientific Revolutions*. 2nd. ed. = 1971. 『科学革命の構造』中山茂訳。みすず書房。
- 黒川 紀章。1969. 『ホモ・モーベンス：都市と人間の未来』中央公論社。
- Laing, R. D. 1969. *The Divided Self: An Existential Study in Sanity and Madness*. Tavistock. = 1971. 『ひき裂かれた自己：分裂病と分裂病質の实在的研究』阪本健二他訳。みすず書房。
- Laing, R. D. & Esterson, A. 1970. *Sanity, Madness and the Family: Families of Schizophrenics*. 2nd. ed. Tavistock. = 1972. 『狂気と家族』笠原嘉；辻和子訳。みすず書房。
- Lauer, Robert H. 1976. Defining Social Problems: Public and Professional Perspectives. *Social Problems* 24: 122-130.
- Lee, Elizabeth Briant & Lee, Alfred Mclung. 1976. The Society for the Study of Social Problems: Parental Recollections and Hopes. *Social Problems* 24: 4-14.
- Lemert, Edwin M. 1951. *Social Pathology: A Systematic Approach to the Theory of Sociopathic Behavior*. McGraw-Hill.
- Lemert, Edwin M. 1964. Social Structure, Social Control, and Deviation. In Clinard, ed. 57-97.
- Lemert, Edwin M. 1972. *Human Deviance, Social Problems, and Social Control*. 2nd. ed. Prentice-Hall.
- Lemert, Edwin M. 1974. Beyond Mead: The Societal

- Reaction to Deviance. *Social Problems* 21: 457-468.
- Lemert, Edwin M. 1976. Response to Critics: Feedback and Choice. In Coser & Larsen, eds. 244-249.
- Lindesmith, Alfred R., Strauss, Anselm L., & Denzin, Norman K. 1978. *Social Psychology*. 5th. ed. Holt. = 1981. 『社会心理学：シンボリック相互作用論の展開』船津衛訳. 恒星社厚生閣.
- Liska, Allen E. 1981. *Perspectives on Deviance*. Prentice-Hall.
- MacIver, R. M. 1948. *The More Perfect Union*. Macmillan.
- Maruyama, Magoroh. 1963. The Second Cybernetics: Deviation-Amplifying Mutual Causal Processes. *American Scientist* 51: 164-179.
- Maruyama, Magoroh. 1965. Metaorganization of Information: Information in a Classificational Universe, Relational Universe, and Relevantal Universe. *Cybernetica* 8-4: 224-236.
- Maruyama, Magoroh. 1972. Toward Human Futuristics: Trans - epistemological Process. *Dialectica* 26 (3 - 4) : 155-183.
- 真木 悠介. 1971. 『人間解放の理論のために』筑摩書房.
- Merton, Robert K. 1936. The Unanticipated Consequences of Purposive Social Action. *American Sociological Review* 1: 894-904.
- Merton, Robert K. 1938. Social Structure and Anomie. *American Sociological Review* 3: 672-682. Reprinted in Merton 1957 = 1961.
- Merton, Robert K. 1957. *Social Theory and Social Structure: Toward the Codification of Theory and Research*. rev. ed. Free Press. = 1961. 『社会理論と社会構造』森東吾他訳. みすず書房.
- Merton, Robert K. 1964. Anomie, Anomia, and Social Interaction: Contexts of Deviant Behavior. In Clinard, ed. 213-242.
- 三橋 修. 1982. 『翔べない身体：身体性の社会学』三省堂.
- Miller, S. M. 1976. The Political Economy of Social Problems: From the Sixties to Seventies. *Social Problems* 24: 131-141.
- Mills, C. Wright. 1943. The Professional Ideology of Social Pathologist. *American Journal of Sociology* 49: 165-180.
- Mills, C. Wright. 1959. *The Sociological Imagination*. Oxford University Press. = 1965. 『社会学的想像力』鈴木広訳. 紀伊国屋書店.
- 南 保輔. 1981. 逸脱研究ノート：レイバリング論を中心に. 『社会心理学評論』1: 29-36.
- 宮沢 浩一. 1980. 吉岡一男『刑事学』を読んで. 『法学セミナー』24-9: 83-85.
- 森田 洋司. 1977. 犯罪社会学とラベリング論. 『犯罪社会学研究』2: 120-141.
- 村上 直之. 1978. マートン「社会構造とアノミー」論の再考察. 『京都大学教育学部紀要』24: 70-85.
- 村上 直之. 1979. ラベリング理論の視座構造. 『京都大学教育学部紀要』25: 96-109.
- 村上 直之. 1981a. 压力団体の転成過程：精神衛生法改正の社会的過程（2）. 『神戸女学院大学論集』28-1: 157-189.
- 村上 直之. 1981b. 精神衛生審議会：精神衛生法改正の社会的過程（3）. 『神戸女学院大学論集』28-2: 105-122.
- 村上 直之；藤田 健一. 1980. ライシャワー事件と新聞報道：精神衛生法改正の社会的過程（1）. 『神戸女学院大学論集』27-2: 55-110.
- Myrdal, Gunnar. 1944. *An American Dilemma: The Negro Problems and Modern Democracy*. Harper. Quoted in Merton 1957. = 1961. Rubington; Weinberg eds. 1981b；徳岡 1981.
- 仲村 祥一. 1981. 犯罪とわれわれ：ラベリング論をめぐって. 『日常経験の社会学』世界思想社. 201-230. (初出：1974. 『法学論集』（熊本大学法文学会）34.)

- 中野 収；早川 善治郎編. 1981. 『マスコミが事件をつくる：情報イベントの時代』 有斐閣.
- Newton, Huey P. 1973. *Revolutionary Suicide*. Harcourt. = 1975. 『白いアメリカよ、聞け：ヒューイ・ニュートン自伝』 石田真津子訳. サイマル出版会.
- 日本文化会議編. 1973. 『日本人の法意識<調査分析>』 至誠堂.
- 日本文化会議編. 1974. 『共同討議日本人にとって法とは何か』 研究社.
- 日本犯罪社会学会編. 1975. 『犯罪社会学』 有斐閣.
- 西村 春夫. 1979. 犯罪化と非犯罪化：特に非犯罪化論をめぐって. 岩井他編. 1-25.
- 野間 宏；沖浦 和光. 1983. 『アジアの聖と賤：被差別民の歴史と文化』 人文書院.
- Nunnally, Jum. 1957. The Communication of Mental Information: A Comparison of the Opinions of Experts and the Public with Mass Media Presentations. *Behavioral Science* 2: 222-237.
- 小川 捷之. 1978. 概説・対人恐怖. 『現代のエスプリ』 127: 5-20.
- Ogburn, William F. 1922. *Social Change with Respect to Culture and Original Nature*. B. W. Huebsch.
- 荻野 恒一. 1980. 『分裂病の時代』 朝日出版社.
- 荻野 恒一. 1981, 1971. トランス文化精神医学の展望. 『現代のエスプリ』 170: 18-37.
- 大村 英昭. 1969. 逸脱行動論の検討. 『ソシオロジ』 15-1: 26-52.
- 大村 英昭. 1972. アスピレーションとアノミー：社会的移動と逸脱行動との関連において. 『社会学評論』 23-1: 25-43.
- 大村 英昭. 1974. 非同調の社会学・序説その一：T. パーソンズと A. W. グールドナー. 『人文論集(神戸商科大学学術研究会)』 10-1: 71-91.
- 大村 英昭. 1977. 今日のアノミー：レイヴリング論とデュルケム再評価に寄せて. 『ソシオロジ』 22-2: 1-32.
- 大村 英昭. 1978. 闘争理論の学際的検討. 吉田編 85-114.
- 大村 英昭. 1979. 実証科学としての社会学：コントからデュルケムへ. 新他 69-104.
- 大村 英昭. 1980a. 逸脱行動論. 安田三郎；塩原勉；富永健一；吉田民人編 『社会的行為』 東洋経済新報社. 139-166.
- 大村 英昭. 1980b. 『非行の社会学』 世界思想社.
- 大村 英昭. 1981. 書評徳岡秀雄『予言の自己成就過程』. 『ソシオロジ』 26-2: 100-102.
- 大村 英昭. 2007, 1988. 逸脱. 『世界大百科事典』 2: 432. 平凡社.
- 大村 英昭；宝月 誠. 1979. 『逸脱の社会学：烙印の構図とアノミー』 新曜社.
- Park, Robert E. & Burgess, Ernest W. 1970, 1921. *Introduction to the Science of Sociology*. student ed. University of Chicago Press.
- Parsons, Talcott & Smelser, Neil J. 1956. *Economy and Society*. Routledge. = 1959. 『経済と社会』 富永健一訳. 岩波書店.
- Platt, Anthony M. 1969. *The Child Savers: The Invention of Delinquency*. University of Chicago Press.
- Popper, Karl R. 1960. *The Poverty of Historicism*. Routledge. = 1960. 『歴史主義の貧困：社会科学の方法と定義』 久野収；市井三郎訳. 中央公論社.
- Quinney, Richard. 1969. *Crime and Justice in Society*. Little, Brown.
- Quinney, Richard. 1974. *Critique of Legal Order: Crime Control in Capitalist Society*. Little, Brown.
- Rains, Prudence. 1975. Imputations of Deviance: A Retrospective Essay on the Labeling Perspective. *Social Problems* 23: 1-11.
- Reckless, Walter C. 1961. A New Theory of Delinquency and Crime. In Cavan, Ruth Shonle, ed. *Readings in Juvenile Delinquency*. 3rd. ed.: 64-74. J. B. Lippincott. 1975. Originally *Federal Probation* 25: 42-46.
- Reckless, Walter C., Dinitz, Simon, & Murray, Ellen. 1956. Self Concept as an Insulator against

- Delinquency. *American Sociological Review* 21: 744-746.
- Riley, Gresham. 1971. Partisanship and Objectivity in the Social Sciences. *American Sociologist* 6-1: 6-12.
- Rosenberg, Bernard, Gerver, Israel, & Nowton, William F. 1971. *Mass Society in Crisis: Social Problems and Social Pathology*. 2nd. ed. Macmillan.
- Rubington, Earl & Weinberg, Martin S., eds. 1981a. *Deviance: The Interactionist Perspective*. 4th. ed. Macmillan.
- Rubington, Earl & Weinberg, Martin S., eds. 1981b. *The Study of Social Problems: Five Perspectives*. 3rd. ed. Oxford University Press.
- 佐野 正彦; 張江 洋直. 1983. stigma への現象学的接近・序説. 『福祉社会研究 (東洋大学福祉社会研究会)』 2: 1-25.
- 佐和 隆光. 1982. 『経済学とは何だろうか』岩波書店.
- Scheff, Thomas J. 1964. The Societal Reaction to Deviance: Ascriptive Elements in the Psychiatric Screening of Mental Patients in a Midwestern State. *Social Problems* 11: 401-413.
- Scheff, Thomas J. 1966. *Being Mentally Ill: A Sociological Theory*. Aldine. = 1979. 『狂気の烙印: 精神病の社会学』市川孝一; 真田孝昭訳. 誠信書房.
- Scheff, Thomas J. 1975a. Schizophrenia as Ideology. In Scheff ed. 5-12. Originally 1970 in *Schizophrenia Bulletin* 1: 15-20.
- Scheff, Thomas J. 1975b. On Reason and Sanity: Some Political Implications of Psychiatric Thought. In Scheff ed. 12-20. Originally 1972 in Lebra, William P. ed. *Transcultural Research in Mental Health*. University Press of Hawaii.
- Scheff, Thomas J. 1975c. The Labeling Theory of Mental Illness. In Scheff, ed. 21-34. Originally 1974 in *American Sociological Review* 39: 444-452.
- Scheff, Thomas J. 1975d. Labeling, Emotion, and Individual Change. In Scheff, ed. 75-89.
- Scheff, Thomas J. ed. 1975. *Labelling Theory*. Prentice-Hall.
- Schervish, Paul G. 1973. The Labeling Perspective: Its Bias and Potential in Study of Political Deviance. *American Sociologist* 8-2: 47-57.
- Schrag, Clarence. 1971. Crime and Justice: American Style, U. S. Government Printing Office. Quoted in Wellford 1975.
- Schur, Edwin M. 1963. Recent Social Problems Texts: An Essay-Review. *Social Problems* 10: 287-292.
- Schur, Edwin M. 1965. *Crimes without Victims: Deviant Behavior and Public Policy: Abortion, Homosexuality, and Drug Addiction*. Prentice-Hall. = 1981. 『被害者なき犯罪: 墮胎・同性愛・麻薬の社会学』畠中宗一; 畠中郁子訳. 新泉社.
- Schur, Edwin M. 1969. Reactions to Deviance: A Critical Assessment. *American Journal of Sociology* 75: 309-322.
- Schur, Edwin M. 1971. *Labeling Deviant Behavior: Its Sociological Implications*. Harper.
- Schur, Edwin M. 1973. *Radical Non-Intervention: Rethinking the Delinquency Problem*. Prentice-Hall.
- Schur, Edwin M. 1975. Comments. In Gove, ed. 1980: 393-402.
- Schur, Edwin M. 1980a. Postscript to "Comments." In Gove, ed. 402-404.
- Schur, Edwin M. 1980b. *The Politics of Deviance: Stigma Contests and the Uses of Power*. Prentice-Hall.
- Schutz, Alfred. 1970. *On Phenomenology and Social Relations*. ed. by Wagner, Helmut R. University of Chicago Press. = 1980. 『現象学的社会学』森川真規夫; 浜日出夫訳. 紀伊国屋書店.
- Skura, Barry. 1976. Constraints on a Reform Movement: Relationships between SSSP and

- ASA, 1951-1970. *Social Problems* 24: 15-36.
- Slater, Philip. 1970. *The Pursuit of Loneliness*. Beacon Press.
- Small, Albion W. 1907. Points of Agreement among Sociologists. *Publications of the American Sociological Society* 1: 55-71. Quoted in Hinkle & Hinkle 1954.
- Smelser, Neil J. 1981. *Sociology*. Prentice-Hall.
- ソシオロギス編集委員会. 1983. 文献挙示の<ソシオロギス方式> (1983. 6). 『ソシオロギス』 7: 200-215.
- Spector, Malcolm. 1976. Labeling Theory in Social Problems: A Young Journal Launches a New Theory. *Social Problems* 24: 69-75.
- Spector, Malcolm & Kitsuse, John I. 1973. Social Problems: A Re-Formulation. *Social Problems* 21: 145-159.
- Sudnow, David. 1965. Normal Crimes: Sociological Features of the Penal Code in a Public Defender Office. *Social Problems* 12: 255-276.
- Sumner, William Graham. 1906. *Folkways: A Study of the Sociological Importance of Usages, Manners, Customs, Mores, and Morals*. Ginn. = 1975. 『フォークウェイズ』 青柳清孝; 園田恭一; 山本英治訳. 青木書店.
- Sutherland, Edwin H. 1949. *White Collar Crime*. Holt. = 1955 『ホワイト・カラーの犯罪: 独占資本と犯罪』 平野竜一; 井口浩二訳. 岩波書店.
- Sutherland, E. H. & Cressey, D. R. 1955. *Principles of Criminology*. 5th. ed. Lippincott.
- 諏訪 優. 1980. 『ビート・ジェネレーション』 紀伊国屋書店.
- Sykes, Gresham M. & Matza, David. 1957. Techniques of Neutralizations: A Theory of Delinquency. *American Sociological Review* 22: 664-670.
- Szasz, Thomas S. 1974. *The Myth of Mental Illness*. Harper. = 1975 『精神医学の神話』 河合洋他訳. 岩崎学術出版社.
- 高橋 徹. 1967. アメリカの新左翼とは何か (1)-(4). 『世界』 1967-1: 101-112; 1967-2: 53-68; 1967-4: 88-102; 1967-6: 151-166.
- 高橋 徹. 1972. ラディカル社会学運動. 『思想』 587: 686-715.
- 高橋 徹. 1973a. アメリカのニュー・レフトの模索と展望. 聞き手安東仁兵衛. 『現代の理論』 3月号. 97-126.
- 高橋 徹. 1973b. 解説年表未完の革命: 60年代のニュー・ラディカル. 高橋編 1-48.
- 高橋 徹. 1973c. 文献案内. 高橋編 387-402.
- 高橋 徹. 1976. 現代アメリカ知識人. 大橋健三郎編 『思想と文化』 研究社. 97-169.
- 高橋 徹編. 1973. 『アメリカの革命』 平凡社.
- 玉川 信明. 1983. 男権社会の中の女性犯罪. 『思想の科学』 6月臨時増刊号. 64-75.
- Tannenbaum, Frank. 1938. *Crime and Community*. Ginn. (以下より重引: 藤本 1978a; 1978b; 吉岡 1982a) .
- Taylor, Ian, Walton, Paul & Young, Jock. 1972. *The New Criminology*. Routledge.
- Taylor, Ian, Walton, Paul & Young, Jock, ed. 1975. *Critical Criminology*. Routledge.
- Thio, Alex. 1973. Class Bias in the Sociology of Deviance. *American Sociologist* 8-1: 1-12.
- Thio, Alex. 1978. *Deviant Behavior*. Houghton Mifflin.
- Thomas, William I. & Znaniecki, Florian. 1927. *The Polish Peasant in Europe and America*. Alfred A. Knopf. Quoted in Rubington & Weinberg 1981b. Hinkle; Hinkle 1954.
- Tittle, Charles R. 1975. Deterrents or Labeling? *Social Forces* 53: 399-410.
- 徳岡 秀雄. 1981. 予言の自己成就過程. 野崎治男編 『価値意識の社会学的研究』 ミネルヴァ書房. 36-80.
- 徳岡 秀雄. 1987. 『社会病理の分析視角: ラベリング論・再考』 東京大学出版会.
- Turk, Austin T. 1969. *Criminality and Legal Order*. Rand McNally.

- 上野 千鶴子. 1980. 異常の通文化的分析. 『社会学評論』 31-3: 31-50.
- Vaokart, E. H. ed. 1951. *Social Behavior and Personality: Contributions of W. I. Thomas to Theory and Social Research*. Social Science Research Council.
- Waller, Willard. 1936. Social Problems and the Mores. *American Sociological Review* 1: 922-953.
- 渡辺 慧. 1978. 『認識とパタン』 岩波書店.
- 綿貫 譲治. 1964. アメリカ社会学の現況. 『思想』 482: 127-136.
- Weinberg, Marin S., Rubington, Earl, & Hammersmith, Sue Kiefer. 1981. *The Solution of Social Problems: Five Perspectives*. 2nd. ed. Oxford University Press.
- Wellford, Charles. 1975. Labelling Theory and Criminology: An Assessment. *Social Problems* 22: 332-345.
- Westhues, Kenneth. 1973. Social Problems as Systemic Costs. *Social Problems* 20: 419-451.
- Wiener, Norbert. 1948. *Cybernetics*. M. I. T. Press.
- 山口 昌男. 1975. 『文化と両義性』 岩波書店.
- 山口 節郎. 1982. 『社会と意味: メタ社会学的アプローチ』 勁草書房.
- 横山 実. 1978. 犯罪理論としてのラベリング論: レマート, ベッカー, エリクソンの理論をめぐって. 『犯罪社会学研究』 3: 106-124.
- 横山 実. 1979. 犯罪化・非犯罪化をめぐる人びとの意識. 岩井; 所; 星野編. 42-59.
- 横山 実. 1980. ラベリング論の問題点: 特に刑事司法過程の提言をめぐって. 『犯罪社会学研究』 5: 118-141.
- 吉田 民人. 1978. 社会学的パラダイムをめぐる一つの仮説. 吉田編. 5-8.
- 吉田 民人編. 1978. 『社会学』 日本評論社.
- 好井 裕明. 1981. エスノメソドロロジーと“常識”変革の可能性: 日常生活者の社会学的実践を求めて. 東京大学大学院社会学研究科修士論文 (文学部社会学研究室在).
- 吉本 隆明. 1982. 『改訂新版共同幻想論』 角川書店.
- 吉岡 一男. 1980. 『刑事学』 青林書院新社.
- 吉岡 一男. 1981. ラベリング論の諸相と犯罪学の課題 (1). 『法学論叢 (京都大学法学会)』 110-2: 1-30.
- 吉岡 一男. 1982a. ラベリング論の諸相と犯罪学の課題 (2). 『法学論叢 (京都大学法学会)』 111-2: 1-38.
- 吉岡 一男. 1982b. ラベリング論の諸相と犯罪学の課題 (3). 『法学論叢 (京都大学法学会)』 111-3: 1-43.
- 吉岡 一男. 1982c. ラベリング論の諸相と犯罪学の課題 (4). 『法学論叢 (京都大学法学会)』 112-3: 1-41.

新規追加

- Rhoades, L. J. 1981. A History of the American Sociological Association, 1905-1980. <http://www.asanet.org/about-asa/asa-story/history> (2017年8月2日確認).
- 南 保輔. 2011. 「レイベリング論」から「相互作用論」へ (1): レイベリング論の自己増幅過程. 『コミュニケーション紀要』 22: 23-80.